

|    |             |      |           |     |      |           |    |   |   |
|----|-------------|------|-----------|-----|------|-----------|----|---|---|
| 受付 | 昭和五四年一月三十一日 | 内閣受付 | 総本        | 第八号 | 公布   | 昭和五四年二月一日 | 法律 | 第 | 号 |
| 決裁 | 昭和五四年二月一日   | 次官会議 | 昭和五四年二月一日 |     | 署名大臣 | 総         |    |   |   |
| 進達 | 昭和五四年二月一日   | 閣議   | 昭和五四年二月二日 |     |      |           |    |   |   |

長官



次長



第二部長



参事官



事務官

総務主幹



別紙内閣総理大臣請議 元号法案

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、  
国会に提出されてよいと認める。

法律案

内閣法制局

提案のとおり

閣議予定日  
54.2.-2  
第二部

主査参事官

総審第16号

昭和54年1月30日

内閣総理大臣 大 平 正 芳 殿

内閣総理大臣 大 平 正 芳

元号法案について

標記法律案を第87回国会に提出する必要があるので、別紙法律  
案及び理由を添えて閣議を求めます。

高橋参事官

54.1.31

裏  
面  
白  
紙

元号法

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



元号法案要綱

- 一 元号は、政令で定めることとする。
  - 二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めることとする。
  - 三 この法律は、公布の日から施行することとする。
  - 四 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。
- こととする。

## 元号法案要旨

- 1 元号は、政令で定めることとする。
  - 2 元号は、皇位の継承があった場合に限り改めることとする。
  - 3 この法律は、公布の日から施行することとする。
  - 4 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。
- とすること。

元

号

法

案

裏面白紙

元号法

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

裏面白紙

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

元号法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、元号に関する制度を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 元号は、政令で定めること。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めること。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。
- 4 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。

二 議案の可決理由

元号に関する制度を定めようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議

決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年四月二十日

内閣委員長 藏 内 修 治

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿



(閣法第二号)

14

審査報告書

元号法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年六月五日

内閣委員長 松垣徳太郎

参議院議長 安井 謙殿



要 領 書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、元号を制度として明確で安定したものとするため、元号を政令で定めるとともに皇位の継承があつた場合に限つてこれを改めるほか、現在用いられている昭和の元号に法的根拠を与えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

昭和五十四年  
第八十七回国会提出

元号法案関係資料

総理府

裏面白紙

16

目次

一 元号法案の提案理由説明

二 元号法案要綱

三 元号法案

17

裏面白紙

一  
元号法案の提案理由説明

18

裏  
面  
白  
紙

#### 元号法案の提案理由説明

ただいま議題となりました元号法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

元号は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を希望しておりますので、政府としては、元号を将来とも存続させるべきであると考えております。

しかしながら、元号制度については、旧皇室典範及び登極令が廃止されて以来法的根拠はなくなり、現在の昭和は事実たる慣習として使われている状態であります。

したがって元号を制度として明確で安定したものとするため、その根拠を法律で明確に規定する必要があると考えます。

今回御提案いたしております法律案もこのような趣旨によるものであり

ます。

次に法律案の内容について御説明申し上げます。

第一項は、元号は政令で定めることとしています。

次に第二項は、その元号は、皇位の継承があつた場合に限つてこれを改めることとしています。

附則の第一項は、この法律の施行期日について公布の日から施行することとしています。

附則の第二項は、現在の昭和は本則第一項の規定に基づき定められたものとするとしています。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議のうえ、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二元号法案要綱

20

裏面白紙



元号法案要綱

- 一 元号は、政令で定めることとする。
  - 二 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めることとする。
  - 三 この法律は、公布の日から施行することとする。
  - 四 昭和の元号は、この法律の規定に基づき定められたものとする。
- こととする。



三  
元  
号  
法  
案

22

裏  
面  
白  
紙

元

号

法

案

元号法

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



裏  
面  
白  
紙

26

元号法案想定問答

昭和五十四年二月  
法制局作成

(問一) 旧憲法下において、元号に関する規定が皇室典範に規定されていた理由いかん。

(問二) 皇紀紀元の制度はどうなっているか。

(問三) 元号を改める政令を公布の日から施行する旨を定めたとき、政令が効力を生ずるのは、公布の日午前零時からか、公布の時か。

(問四) 元号を改める政令の適用を皇位継承の時まで遡及させることは、法律的にできないか。

(問五) 「元号は、政令で定める」とあるが、政令の内容はどうか。

(問六) 国家公務員が職務に関して年を表示する場合に元号を使用し

ないと職務違反となるか。

(問七) 年齢のとなえ方に関する法律第二項のように、国及び地方公共団体の機関に元号の使用を義務付ける規定を設けなかつた理由いかん。

(問八) 国民が皇紀又は十干十二支で年を表示して官庁に対する申請等を行った場合、これを受理するか。

(問九) 元号法に基づく元号とその他の元号とでは、法的効力が異なるか。

(問一) 旧憲法下において、元号に関する規定が皇室典範に規定されていた理由いかん。

(答) 旧皇室典範は皇室の家法を定めるものとされていた。現時点において考えれば、元号に関する事項は、国務に関する事項であると考えられるが、旧憲法下においては、元号を定めることは、万世一系の天皇の権能であること及び明治元年の行政官布告に引用された詔書において一世一元の制が定められたことから、皇室典範において定むべきであるとされたものと考えられる。



(問二) 皇紀紀元の制度はどうなっているか。

(答) 1 「紀元」の法的な根拠は、明治五年十一月十五日<sup>大</sup>政官布告に「今按太陽曆御頒行 神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付其旨ヲ被為告候為メ、来ル廿五日 御祭典被執行候事」と定められているところにある。

2 この<sup>大</sup>政官布告中紀元に関する部分が年の表示方法を定めたものか、明確ではないが、その文言に徴すると神武天皇の御即位を建国の初めとし、我が国の建国以来の年数を表示する場合には、神武天皇の御即位の年から起算することを定めたものであつて、年の表示方法として定めたものではないと解される。このように解することは、元号が年の表示方法として既に定められていたことにも合致する。

3 この<sup>大</sup>政官布告の現在における効力については疑問があるが、旧憲法下においては第七六条第一項の規定により法律としての効力を有し、新憲法下においても、その効力を存すると解する余地もある。しかし、このように解しても神武天皇御即位が何時であるかは、歴史学者の考証にまたなければならぬ事項であると考えられる。現在においては紀元は殆んど使用されておらず、元号と異なり、一般国民の間でこれを使用する事実たる慣習はないと考えられる。



(問三) 元号を改める政令を公布の日から施行する旨を定めたとき、政令が効力を生ずるのは、公布の日午前零時からか、公布の時からか。

(答) 一般に成文の法令が現実とその拘束力を発効するためには、その内容が一般国民の知りうべき状態に置かれることが必要であること、その方法として官報による公布があり、施行の前提要件となつていることから、「公布の日から施行する」ということは、現に一般国民の知りうべき状態に置かれた日時に公布されたのであつて、その時から施行されたと考えるべきである。

(注) 1 最高裁判例(昭三三・一〇・一五 大法廷)要旨

法令を官報により公布する場合においては、その法令を掲載した官報が印刷局より全国の各官報販売所に発送され、

これを一般希望者がいずれかの官報販売所または印刷局官報課において、閲覧しまたは購読しようとするれば、それをなし得た最初の時点までには、公布されたものと解すべきである。

## 2 実例

○ 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭和四四年法第二二号)五月九日 一七・二六(印刷局官報閲覧所に備付けた時刻)

○ 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法(昭五二年法律第四〇号)

五月一九日 ○八・三〇

印刷局官報閲覧所備付時 五・一八 二三・四五 (通常〇八・三〇～一八・〇〇)

官報販売所の準備完了時 五・一八 二三・一三 (通常〇八・三〇～一八・〇〇)

(問四) 元号を改める命令の運用を皇位継承の時まで遅延させることは、法的にできないか。

(答) 皇位の継承時から元号を改める命令の公布、施行までの間に時間的間隔が生ずることは、現実の問題として避けることができないが、法律に特段の規定がない限り、政令をもつて、元号を皇位の継承時に遅延させることはできない。法律をもつて皇位の継承時に改元されたものとするとは不可能ではないが、皇位の継承時から改元されるまでの間は、新元号を使用することは不可能であつて旧元号によるほがなく、この間に付した日付を事後に修正する必要性にも乏しいから遅延させることは相当ではない。

(問五) 「元号は、政令で定める」とあるが、政令の内容はどうか。

(答) 元号を改めることと政令の施行時期を定めることが政令の内容となろうが、具体的な表現については、今後、検討する。

(注)

(例) 元号を改める政令案

〇〇の元号は、〇〇に改める。

附 則

この政令は、〇〇〇〇日から施行する。

(問六) 国家公務員が職務に関して年を表示する場合に元号を使用しないとは職務違反となるか。

(答) 国家公務員法第八條第一項は、「職員はその職務を遂行するについて、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と定めている。しかし、元号使用については、年の表示について国の機関は元号を使用しなければならない旨の規定はないから、上司の職務上の命令(内閣訓令、各省庁訓令等)がない場合には、国家公務員法上の職務違反とはならないと考える。

(注) 1 地方公務員は、国家公務員と同様に考えられる(地方公務員法第三二条第一項)。

2 裁判所の職員については、司法行政の監督下に含まれることとならなければならぬ(裁判所法第八〇条及び第八

一条)。

3 国会議員については、法令遵守の規定はない(国会議員法第一八条)。

(問七) 年齢のとなえ方に關する法律第二項のように、国及び地方公共団体の機關に元号の使用を義務付ける規定を設けたかつた理由いかん。

(答) 年齢については、「年齢計算ニ關スル法律」(明治三十五年法律五〇号)により新年齢で計算することとされていたが、その表示については、いわゆる数え年による慣習があり、計数と表示とが一致せず混乱していたために、それと一致させる必要があるもので、となえ方について明確な規定を設けることとしたものである。しかし、元号については、現在、事実たる慣習として国及び地方公共団体の機關はもちろん、一般国民にも広く使用されているので、年齢のとなえ方に關する法律のような規定を設ける必要はないと考えたものである。

(問八) 國民が皇紀又は十千十二支で年を表示して官庁に対する申請等を行つた場合、これを受理するか。

(答) 國民が官庁への申請等において社会的念上一般的な年の表示方法と認められる方法で、年を表示した場合に、受理することとなるが、皇紀又は十千十二支による表示方法は、現在、社会的念上一般的な年の表示方法とは認めないので訂正を願うこととなる。

(問九) 元号法に基づく元号とその他の元号とでは、法的効力が異なるか。

(答) 元号法案が成立すれば国體の最高機関である国会が法律という形で元号を公式の紀年法とすることとなるから元号法案は國の機關が元号を使用することを予定していると考えられるが、元号法制定前の元号は、新憲法下における法律に根據を有しないから、同様に考えられない。しかし、元号法制定前においても、元号は、公的機關はもとより國民一般に使用されていること、元号法に基づく元号を使用すれば、それに近接する新年についても元号を使用することが自然であること等から、元号法制定前の元号も元号法に基づく元号とほぼ同様に使用されることとなると考える。



元号選定手続要綱(案) 未定稿  
(54.6.26)

元号法(昭和54年法律第43号)に定める元号の選定は、次の要領により行うものとする。

第1 元号候補名を考案する者の委嘱

- 1 内閣総理大臣は、広く各界から高い識見を有する者を選び、これらの者に次の元号とするのにふさわしい候補名(以下「候補名」という。)の考案を委嘱する。
- 2 候補名の考案を委嘱される者(以下「考案者」という。)の数は、10名以内とする。

第2 考案者からの候補名の提出

- 1 内閣総理大臣は、各考案者に対し、おおそ2ないし5の候補名の提出を求め、めるものとする。なお、その際、第3の2に掲げる事項を参考に供するものとする。
- 2 考案者は、候補名の提出に当たり、各候補名の意味、典故等の説明を付するものとする。

第3 総理府総務長官による候補名の整理

- 1 総理府総務長官は、考案者から提出された候補名について、検討し、及び整理する。

- 2 総理府総務長官は、候補名の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること。

(2) 漢字2字であること。

(3) 書きやすいこと。

(4) 読みやすいこと。

(5) 使いやすいこと。

(6) これまでに元号又はおくり名として用いられたものでないこと。

(7) 俗用されているものでないこと。



第4 原案及び参考案の選定

内閣総理大臣が主宰する内閣官房長官、総理府総務長官及び内閣法制局長官による会議において、総理府総務長官により整理された候補名について精査し、新元号の原案及び複数数の参考案を選定する。

第5 閣僚会議による協議

全閣僚会議において、新元号の原案及び複数数の参考案について協議する。

第6 衆議院及び参議院の議長及び副議長の意見の聴取

内閣総理大臣は、新元号の原案及び複数数の参考案について衆議院及び参議院の議長及び副議長の意見を聴く。

第7 閣議決定

閣議において、改元の政令を決定する。

## 元号選定手続要綱(案)

未定稿  
(54.6.26)

元号法(昭和54年法律第43号)に定める元号の選定は、次の要領により行うものとする。

## 第1 元号候補名を考案する者の委嘱

- 1 内閣総理大臣は、広く各界から高い識見を有する者を選び、これらの者に次の元号とするのにふさわしい候補名(以下「候補名」という。)の考案を委嘱する。
- 2 候補名の考案を委嘱される者(以下「考案者」という。)の数は、10名以内とする。

## 第2 考案者からの候補名の提出

- 1 内閣総理大臣は、各考案者に対し、おおそ2ないし5の候補名の提出を求めらるものとする。なお、その際、第3の2に掲げる事項を参考に供するものとする。
- 2 考案者は、候補名の提出に当たり、各候補名の意味、典故等の説明を付するものとする。

## 第3 総理府総務長官による候補名の整理

- 1 総理府総務長官は、考案者から提出された候補名について、検討し、及び整理する。
- 2 総理府総務長官は、候補名の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること。
  - (2) 漢字2字であること。
  - (3) 書きやすいこと。
  - (4) 読みやすいこと。
  - (5) 使いやすいこと。
  - (6) これまでに元号又はおくり名として用いられたものでないこと。
  - (7) 俗用されているものでないこと。

第4 原案及び参考案の選定

内閣総理大臣が主宰する内閣官房長官、総理府総務長官及び内閣法制局長官による会議において、総理府総務長官により整理された候補名について精査し、新元号の原案及び複数の参考案を選定する。

第5 閣僚会議による協議

全閣僚会議において、新元号の原案及び複数の参考案について協議する。

第6 衆議院及び参議院の議長及び副議長の意見の聴取

内閣総理大臣は、新元号の原案及び複数の参考案について衆議院及び参議院の議長及び副議長の意見を聴く。

第7 閣議決定

閣議において、改元の政令を決定する。

元号法の成立に当たつて

昭和五十四年六月六日

本日、元号法が国会の議決を経て成立した。

担当大臣として心から喜ぶとともに、これまでにこの法案の成立のために各方面から寄せられた熱心な御支持に対し深く感謝の意を表する。特に、国会審議に当たり自由民主党を始め各党の関係者がこの重要法案の慎重な審議と円滑な議事運営のために示された多大の御尽力と御協力に対し厚く御礼申し上げる。

昭和という元号は、昭和二十二年五月に現行日本国憲法施行に伴つて旧法制が廃止されて以降今日まで、法律上の根拠を欠いたまま事実たる慣習として用いられてきたが、元号法の成立により、この法律に基礎を置くものとなつた。また、同時に、将来における改元の基本的なルールが明確になり、わが国独特の年表示の方法である元号制度の存続は確実なものとなつた。元号法成立の意義は大きいと考える。

特にこの機会に、この法律は、元号の使用を一般国民に義務づけたり、強制したりする意味は全く持たないことを重ねて強調しておきたい。即ち、元号法の内容は、①元号は、内閣が政令の形で定めること、②それは、皇位の継承のあつた場合にだけ改元すること、の二点だけであつて、元号の使用の問題については、何も規定してはいない。したがつて、一般国民は、これまでと同様に今後も、元号、西暦を自由に使い分けていただいて結構である。一方、公的機関の事務について言えば、これまでも年の表示には原則として元号を用いてきたところであり、この慣行は、今後も当然続くものと考えるが、これに関連して、公的機関の窓口業務においては、これまでも届出等の書類の年表示には元号を用いるよう国民の方々の御協力をいただいていたところであるが、この点については今後も公務の統一的な事務処理を円滑、迅速に行うために、引き続き国民各位の御理解と御協力を要望する次第である。しかしながら、これは飽くまでも協力要請ということであり、いやくも元号の使用を強制するようなことになつてはならないのであつて、西暦で記入されたものも適法なものとして受理されることは言うまでもない。私は、この間

題については、公的機関の窓口業務に関与する職員の的確な理解と良識ある行動の下に、従来同様今後とも円滑に事務処理が行われることを確信し、期待するものである。

千三百年にわたる歴史を有する元号は、単に年を表示する手段として便利であるというだけでなく、長い歴史の過程の中で日本人の心情に溶け込み、日本国民の心理的一体感の支えにもなっていることは、一般に指摘されているところである。私は、こうした国民の元号に対する心情と認識は将来も保持されるものと思う。同時に、西暦も便宜に応じて併用されて行くことは言うまでもない。私は、こうした問題については、日本国民のもつ優れた教知と良識とによつて、変転きわまりない国際社会の中で、個性ある文化、伝統を生かしつつ、世界の動きとの調和が図られ、問題が解決されて行くものと確信する。

元号法制化に関する特別決議(案)

5-4  
19  
言明

元号は、千三百年余の永きにわたり、国民の間に定着した日本民族のすぐれた生活の知恵であり、歴史的文化遺産である。

「昭和」の元号が戦後三十数年間、法的根拠がないにも拘わらず慣習として広く使用されていることは、元号の存続を国民が支持していることの明らか証左と確信する。

今や、元号法制化を求める声は全国的に広がり、すでに四十六都道府県、千二百余の市区町村各議会での法制化の要望意見が議決されている。

わが国独自の伝統文化である元号に法的根拠を与え、これを後世に守り伝えることは、われわれに課せられた重大な責務であるといわなければならない。

よつて、元号法案を本国会に早期提出し、その成立を期すべきである。

右決議する。

昭和五十四年一月二十四日

第三十六回自由民主党大会

田可報

元号法案について（説明×七）

一 法制化の必要性について

合同部合作或政策以給合用  
○監考に付て同く其を配布  
○此の臨時会提出  
○法手取の口頭會合にて傳

元号制度の存続を図る上で明確性、安定性の

見地から法制化することが必要である

二 改元について

(1) 国民の間に定着しているのは、一世一元の元号である。と認められる。

(2) 皇位の継承のあったとき改元することとする

(3) 改元は、改元の政令が施行されたときからとなる

(4) 政令の制定手続については、慎重に十分な考慮を払う。

三 元号の使用について

日本郵政

(1) 公的機関は原則として元号を用いる。

法の義和  
初野黄庭明は別

四ノ三ノ二ノ一ノ

(2) 一般国民については、何ら強制するものではない。

公的機關の窓口業務との関連においては、公的機

関の事務処理にできるだけ協力してもらうことを期す。



待する。

四 法案の骨子

。元号は、政令で定めることとする。

。皇位の継承があった場合に限り元号を改める  
こととする。

。昭和の元号は、この法律の規定による元号とする。



# 元号法案について

昭和 19 年 11 月 18 日  
元号法案審議室  
昭和 54 年 1 月  
(総理府審議室)

## 1. 法制化の理由について

元号は公的機関を始め、国民の日常生活において広く使われている

ものであり、かつ、大多数の国民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確で安定したものであることが必要である。このためには、

法律で誰がどのような場合に改元を行うかということを明確に定めることが必要である。

## 2. 一世一元とする理由について

(1) 現在、国民の間に定着している元号制度は、明治、大正、昭和と続いた

一世一元の元号であると認められる。

(2) 憲法は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、

この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあるから、その象徴たる天皇の皇位の継承のあった場合に元号を改めることとしても、憲法

の主権在民の原則に何ら抵触するものではない。

## 3. 元号の使用について

### (1) 公的機関

元号法案では使用について規定していないが、現に、公的機関においては、原則として元号を使用することが慣習となっているところであり、

また、国会で元号法を定めたのも国の機関は当然元号を使うことを予定しているものと考えられる。従って、国の機関は今後とも元号を使用することは当然であり、また、地方

公共団体においても国と歩調を合わせて、今後とも元号を使うことが期待される。  
(外交文書等西暦によることが適当と思われるものについては今後西暦によることにする。)

## (2) 一般国民

(1) 元号は年を表示する一つの方法であり、その使用を国民一般に強制

すべき性質のものではないので、元号法案においてはその使用について

規定していない。

(1) 一般国民が公的機関の窓口において、届出等の手続を行う場合  
の年の表示については、一般国民が公的機関の事務処理に

協力するという観点から、元号を使用してもらいたいと考えているが、西暦  
で記入された場合においても受理することになる。

## 4. 改元の時期について

(1) 改元の時期は即日改元とする。ただし、その日に改元の手続をとる

余裕のない場合には、翌日改元となることがある。

(2) 改元の起力の始期については、新元号は政令の公布の時以後

効力をもつことになる。(新元号を定める政令の日付は、旧元号で表わす)

(3) 後日になってその日の出来事を記述する場合には、新旧

いずれの元号を用いても差支ないと考えられ、一般的には、新元号が用

いられることになる。

## 5. 元号制定手続について

(1) 元号法案においては、内閣が政令で定める旨を規定するだけで、それ

以外の手続上のことは何ら規定していない。従って実際に元号名を定める  
必要が生じた時は、内閣の判断で、最も適切な方法で具体的な

元号名を決定することとなる。

(2) その際の元号名としては、若干の学識経験者が人を選んで、これらの者

から、複数の候補者を提出してもらい、その中から内閣が選定する

ことなろう。

元号に関する法律案

1 皇位の継承があつたときは、新たに元号を定め、一世の間、これを改めな。

2 元号は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に用いられている「昭和」は、この法律に基づき定められた元号とする。

一 年号  
二 元号  
三 皇位  
四 皇統  
五 皇紀  
六 皇紀  
七 皇紀  
八 皇紀  
九 皇紀  
十 皇紀  
十一 皇紀  
十二 皇紀  
十三 皇紀  
十四 皇紀  
十五 皇紀  
十六 皇紀  
十七 皇紀  
十八 皇紀  
十九 皇紀  
二十 皇紀

理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

めくれず

裏面白紙

元号法 条

54  
1  
12

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起行する。

2 昭和は、本則第一項の規定に基き改定められた  
元号とする。

元号に関する法律案

- 1 皇位の継承があつたときは、新たに元号を定め、一世の間、これを改めない。

- 2 元号は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際、現に用いられている「昭和」は、この法律に基づき定められた元号とする。



理由

元号に関する制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



元 号 法 案

53  
7  
18  
日本文學  
公刊  
刊

53  
9  
25  
昭和  
9  
25

1 皇位の継承があつたときは、新たに元号を定め、一世の間、これを改め  
ない。

2 元号は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 現在の元号は、この法律による元号とする。

取扱注意

想  
定  
問  
答（未定稿）

昭和五十三年十二月

13.12.26  
於天

55

問一 政府が元号制度を将来とも存続させようとする理由は何か。

答 元号による年の表示方法は、国民の日常生活において極めて便利で、  
また、大多数の国民がその存続を希望している。

法として長年使用されてきており、広く国民の間に定着している。  
したがって、政府としては元号制度を将来とも存続させるべきであると考えている。

総理府で行った最近の世論調査においても、元号存続に賛成する人は  
 約八割にのぼる。

また、手元に寄せられたものについてだけでも、四五都府県、八百以  
 上の市町村もの議会が元号の法制化を望む決議をしている。

(注) 自民党、総務会で元号法制化を党議決定、具体的な取り扱いは、党

三役と内閣部会長に一任 (七月十八日)

新自由クラブ、元号法制化の方針決定 (五月三十日)

公明党、元号の単純な法制化について検討を進めることを確認 (六  
 月九日)

民社党、元号の法制化の方針決定 (六月九日)

元号法制化促進国会議員連盟 (会長西村尚治議員) 発足 (六月十四  
 日)

元号法制化実現国民大会 (会長宇野浩一) 開催 (五月三日)

元号法制化実現国民会議 (議長石田和外) 発足 (七月十八日)

元号法制化実現総決起国民大会開催 (十月三日)

問二 元号制度を法制化する理由如何。

答 元号は公的機関を始め、国民の日常生活において広く使われるものであり、かつ、大多数の国民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確で安定したものであることが必要である。このためには、法律でその根拠を定めることが最も望ましい。

問三 政府は、かつては、内閣告示で十分だと考えていたのではないか。それが法制化が必要だという考え方に変わったのか。変つたとすれば、その理由は何か。

答 政府としては、元号の法制化を望む世論や地方公共団体の動きなども十分考慮しつつ、元号制度存続のための手続等について、法制化の場合も含めて慎重に検討してきたところである。制度の明確性、安定性等の観点から、法制化が最も望ましいと考える。

問四 元号制度の存続を図る場合、法制化するのと内閣告示でやるのとでは、  
 どのような違いがあるか。

答 法制化した場合の方が、制度としてより安定的であるほか、いわばその効力について、法律に基づく制度であることからいつて、行政府だけでなく、同じく国の機関である国会や裁判所も、特に理由のない限り、元号を使用すべきことは当然であると考ええる。地方公共団体も国に準じて考えられると思う。

内閣告示の場合には、行政府部内は、当然に特に理由のない限り、元号を使用することとなるが、国会や裁判所については、元号の使用を維持するが、当然に使用すべきだとまでは言い切れないのではないかと  
 思う。地方公共団体の場合も、同様である。もちろん、国会や裁判所等に知しては、元号の使用を要するところはないまでも、なお、いずれの場合にも、一般国民にまで使用を強制することにはならないと考える。

問五 法制化する場合、どのような内容の法律を考えているか。

答 現在準備中であるが、基本的な事項だけを規定した簡潔な内容のものでよいと考えている。

(注) さらにどんな内容か追求された場合には、

- 皇位の継承があつたとき、新たな元号を定めること。
  - その元号は、<sup>内閣が</sup>法令で定めること。
  - 元号は、<sup>内閣が</sup>法令で定めること。
  - 現在用いられている「昭和」は、この法律による元号となること。
- という程度のものになるかと思う。

問六 政府が元号制度を存続する場合、いわゆる一世一元を考えているのか。また、その理由如何。

答 明治元年一世一元の制が確立され、大正、昭和とこの制が受け継がれてきており、一世一元の制は、現在の元号の在り方として定着していると考えられる。

大多数の国民が存続を希望している元号制度もこのことを前提としていると考えられるので、いわば現状を維持するという意味で一世一元の制度とするのが妥当であると考ええる。

問七 一世一元の制は、憲法の主権在民の原則にかんがみ、ふさわしくないのではないか。

答 憲法は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあるから、その象徴たる天皇の在位期間に合わせて一つの元号を使用することとしても、憲法の主権在民の原則に何んら抵触するものではない。

問八 元号が法制化された場合には、国民は元号の使用を強制されることになるのか。

答 元号は年を表示する一つの方法であり、その使用を国民一般に強制すべき性質のものではないので、元号制度を法制化した場合においても、その使用を国民に強制することは考えていない。

問九 また、元号が法制化された場合には、公的機関は、元号の使用を強制されることになるのか。

答 元号制度を法律でもつて国会が定めた以上、国の機関（行政府はもとより、国会、裁判所を含めて）としては、特に理由のない限り、元号を使用すべきことは当然である。地方公共団体も国に準ずるものとする。



問十 新しい元号を定めるに当たつては、例えば審議会のようなものに諮つて選ぶということを法律に規定すべきだと考えるがどうか。

答 事柄の性質上、あらかじめ審議會を開くというわけにはいかない。

改元の必要ある場合というのは突然に生じ、かつ、限られた時間内に改元の手続をしなければならぬ。

こうした事情から、いわゆる審議會のような方式にはなじまないもので、そのような方法をとることは適当ではないと考える。

問十一 元号法案には、新しい元号を定める際の手続についての規定がないが、実際に政府はどのような方法で新しい元号を選ぶ考えであるか。

答 元号は、内閣の責任でこれを定めることとなるが、しかるべき専門の学識者に原案を作る材料の調査、検討をお願いする必要があるかと思う。そうしたことも含めて最も適切な方法で新しい元号を選ぶ考えである。

(注) 材料の調査、検討をだれに委嘱するかということについては、今の段階で外部にいうことは、種々差し支えがあるので、差し控える必要がある。



問十二 新しい元号の名称は、将来、天皇の「おくり名」になるのだから、天皇の御意向を伺つて定めるのが筋ではないか。その点政府はどう考えているか。

答 従前も元号が必ずしも天皇の「おくり名」となると定められていた訳ではないと承知している。

元号について、天皇の御意思にかからしめるようなことは避けるべきであると考える。

元号に關する法律案について

63.10.16

一元号制度を法律で規定する理由は何か

元号は、公的機關を始め、國民の日常生活において広く使われるものであり、かつ、大多數の國民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確に決定したものであつて、必要である。このためには法律でその根拠を明確に定めることが最も望ましい。

二元号の定義はなくともその意味は明瞭であるか。

元号の性格は、新憲法施行により、天皇の地位の變更に伴ひ變つた点はあるが、それが我が國における皇の表し方としてあるという意味は広く理解されてあり、明瞭であると考えられる。  
二元号の制度は、元号の存続を望んでいる國民の大多數の國民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確に決定したものであつて、必要である。このためには法律でその根拠を明確に定めることが最も望ましい。

三、一世一元とある理由は何か。

明治元年一世一元の制が確立され、大正、昭和とこの制が食継がれてあり、一世一元の制は、現在の元号の在り方として定着してゐると考えられる。

大多數の國民が存続を希望してゐる元号制度もこのことを前提にしてゐると考えられるので、いわば現状を維持するということの意味で一世一元の制とするのがふさわしいと考える。

元号の存続を望んでいる國民の大多數の國民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確に決定したものであつて、必要である。このためには法律でその根拠を明確に定めることが最も望ましい。

いふか、之、他に改元の基準を定め、明瞭な基準を見つけ出すことは困難である。

四、法制化した場合の効果についてどう考えるか。

元号制度を法律に基いて国会が定めた以上、国家の公的機関として、特に理由のない限り、元号が年を表示することは当然である。しかし、一般国民は元号の使用に關する特段の規定はないので、その使用を強制することはできない。

五、元号を政令で定めることとする理由は何か。内閣総理大臣が定めることとするか、それはないのか。

元号を国会で定めることとするのは、實際上困難である。元号は、公的機関を始め、広く国民に使われる重要なものであるから、單に総理府または内閣の規則で告示という形式ではなく、法律に基いて法形式である政令とするのが適当であると考えます。

六、改元の時期についてどう考えるか。

元号制度の法制化に當つては、元号制定権限は当然、変わることを要する。その他の点については、現に定着している元号の在り方を下すだけでなく、そのまま存続させるという趣旨から、皇位継承のあったとき、即ち改元するべきことをしたい。

七、元号を定める政令の制定年統について、例えは審議会のような方式をとる必要はないか。

事柄の性質上、あらかじめ審議会を開くというわけにはいかない。改元の必要ある場合というのは、突然に生じ、かつ、限られた短時間内に改元の年統をしなければならぬ。

こうした事情から、いわゆる審議会のような方式にはならないかと、そのような方法をとることはできない。

元号に関する法律案についての方針と主要論点

53.10.3

1 元号の定義を一新してはいかがか。

(方針) 元号を定義する規定は設けない。

素案 一せ一え  
素案が「ともえ」といふ。

(理由) 元号という言葉の意味は、元号の性格が新憲法施行により天皇の地位の變更に伴い變った点があるにせよ、我が国における年号表示方法として広く理解されておられ、明瞭である。

2 法制化した場合の効果についてどう考えようか。

(方針) 国の機関は、特に理由のないう限り、元号を使用しないうべきこととする。地方公共団体も、これに準じて考えよう。一般国民は使用を法的に強制しないうべきではない。

(理由) 元号制度を法律で定める国会が定めた以上、国の機関としては、特に理由のないう限り、元号を使用しないうべきことは當然である。地方公共団体も、国の場合と準じて考えよう。しかし、一般国民は、慣習の元号の使用に拘り規定はないもの、その使用を法的に強制するものではない。

3 一せ一えでなければならぬか。

(方針) 一せ一えとする。

素案 6年「三三」を使用している。

(理由) 一せ一えの制は、現在の元号の在り方として定着していると考えよう。

4 元号を定めず改元の制度について、特段の年号を規定しないうべきか。

(方針) 特段の年号の規定は設けない。

(理由) 事柄の性質上、審議会にはなじまない。内閣が責任をもって、適当な方策により処理すべき問題である。

素案 改元は内閣の責任。



天皇に属する法律案について

53. 10. 9

皇位継承の事柄は、天皇の意思と関係がある

皇位継承の事柄は、天皇の意思と関係がある

1 天皇の事件は何か。

1) 天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

2) 天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

① 外国にあっては、天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

② 即位の場合に、天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

③ 改元の場合に、天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

天皇の事件は、天皇の意思と関係がある

2 天皇制度を法律で規定する理由は何か。

天皇は、国民の日常生活に密接に関係するが、その

の存続を望んでおられるから、制度として明確に規定する必要がある。

必要であり、そのために法律で定めることが最も望ましい。

3 内閣が天皇制度を創設するかどうか。

天皇は、その使用を国民に強制するものではないが、大多数の国民が存続を希望

する天皇制度について、内閣が決定し、その存続を図ることは行政事務の一つとして

可能である。しかし、上記2に述べた理由により、法律で規定する方が望ましいと考

4 天皇を政令で定めることとする理由は何か。内閣総理大臣が定めることとするこ

とは、望ましい理由がある。

天皇を国会で決めることは、実際上困難である。天皇は、国民と使

小なことを期待する皇座を占めておられるので、単に総理府の告示という形式でなく、法律に

基づく形式で政令とすべきが適當であると考え。

B-1 大正6年(昭和2年)の事

総 理 府

84 国会用筆想定の回答

同一政府が元号制度を将来とも併続せしめようとする理由は何か。

答 元号に若干年の表示方法は、国民の日常生活において極めて便利な方法として長年使用されてきており、広く国民の間に定着しているので、政府としては元号制度を将来とも併続させるべきであると考えている。

総理閣下が行なわれた最近の世論調査においても、元号併続に賛成する人は約八割にのぼる。  
また、元号に併せられたものについてだけでも、  
また、四三都府県、六九〇市町村の議会が元号の法制化を望む決議をしている。

(注) 自民党、総務会で元号法制化を党議決定。具体的に取り扱いは、党三役と内閣部長と一任。(七月十八日)

新自由クラブ、元号法制化の方針決定(五月末)

公明党、元号の単純な法制化について検討を進めることを確認(六月九日)

民社党、元号の法制化の方針決定(六月九日)

元号法制化促進国会議員連盟(会長西村尚治議員)発足(六月十四日)

元号法制化実現国民大会(会長中野将一)開催(五月三日)

元号法制化実現国民会議(議長石田和夫)発足(七月十八日)

問二 元号法制化に対する政府の方針如何。

答 元号制度は、今後とも存続させるべきであると考えているが、その場合の手続等については、法制化の場合も含めて、なお慎重に検討しているところである。

(今臨時国会への提出を含めて検討している。)

問三 政府は、かつて、内閣告示で十分だと考えていたのではないかと、それが法制化が必要だという考え方に変わったのか。変わったとすれば、その理由は何か。

答 政府としては、

元号の法制化を望む世論や地方公共団体の動きなどをも十分考慮しつつ、元号制度存続のための手続等について、法制化の場合も含めて慎重に検討しているところである。制度の安定性等の観点から、出来れば法制化が望ましいと考えている。

問四 元号制度の存続を固る場合、法制化するりと内閣告示でやるのでは、どういう違いがあるか。

答 法制化した場合の方が、制度としてより安定的であるほか、いわばその効力について、法律に基づく制度であることからいって、行政府たりてなく、同じく国の機関である国会や裁判所も、特に理由のない限り、元号を使用すべきことは当然であると考える。地方公共団体も国



に準じて考へようと思う。

内閣告示の場合には、行政府内部は、当然に特に理由のない限り、元号を使用することとなるが、国会や裁判所については、元号の使用を期得しうが、当然に使用すべきだとは言ひ切れないのではないかと思う。地方公定団体の場合も、同様である。

一  
何か、いずれの場合にも、一般国民にまで使用を強制することにはならないと考へる。

問五 法制化する場合、どのような内容の法律を考へているか。

答 現段階において法案提出を決定しているわけではないが、一応の考へとしては、基本的な事項だけを規定した簡潔な内容のものでよいと考へている。

(註) 中にはどんな内容が追加された場合にも、

皇位の継承が、たゞ、新たな元号を定めること。

その元号は一世代の間改めないこと。

元号は政令で定めること。

という程度のものになつてかと思う。

問六 法紳にさるか、内閣各系にさるかは別として、政府が元号制度を  
存続する場合、いわゆる一世一元を考えているのか。

答 明治元年一世一元の制が確立され、大正、昭和とこの制が受継が  
れてきており、一世一元の制は、現在の元号の在り方として定着している  
と考へておるので、この制を踏襲する考へである。

問七 一世一元の制は、憲法の主権在民の原則にみんがみ、ふさわしくないか。  
はないか。

憲法は

答 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、三

権の存する日本国民の総意に基くところであつて、その象徴たる天皇の在位期間

は合わせて一つの元号を使用することとしても、憲法の主権在民の原則に

抵触するものではない。

問八 仮りに元号が法制化された場合には、国民は元号の使用を強制  
されることになるのか。

答 元号は年を表示する一つの方法であり、その使用を国民一般に  
強制すべき性質のものではないと考へておるので、仮りに元号が法  
制化されたとしても、その使用を国民に強制することはないと考へる。

内九、元号が法制化された場合には、公的機関は、元号の使用を強制される  
ことになるのか。

答 元号制度を法律で定めて国会が定めた以上、国の機関としては、特に  
(行政官庁として、国会、裁判所を含めて)

理由のない限り、元号を使用すべきことは当然である。

地方公共団体も国に準じて考えられると思う。

同十 新しい元号  
を定めるに当たって、例えは、  
審議会、諮って選ぶべきだと考えますがどうか。

答 事柄の性質上、そのように  
なすまいと考えるので、新元号の選  
定を審議会に諮ることとするのは適当でないと考えます。

同十一 審議会のようになるとは考えないとおっしゃるが、新しい元号の名称は、全く政  
府部内で事務的に考えるのか。

答 政府としては、責任をもって最も適切な方法で処理する考えであります。

同十二 新しい元号の名称は、将来、天皇の「おくり名」になったのか、天皇  
御自身の意向を伺って定めるのが筋ではないか。その点政府はどう考  
えているか。

答 天皇の「おくり名」は、皇室自身でお決めになる事柄であり、政府  
としては新しい元号の名称を決めるに当たり、御意向のようには  
特に考えてはいない。

同十三新しい元号の名称は、従来と同様、中国の古典に典故を求め、考  
えてあるか、それとも、そうした考へ方にとらわれない新しい発想は持  
たないのか。

孝徳天皇の時に大化という元号が初めて定められて以来、千数  
百年にわたり、二百四十余りの元号が中国の古典に典故を求め、定められ  
た。しかし、中国の古典といっても、我々が日常漢字を使用していることでも  
明らかのように、長い歴史の間に日本文化として吸収され今日に至って  
いるのであるから、新しい元号も基本的には、この伝統に従って選定  
するのがよいと考える。

同十四仮りに、元号が存続しないことになった場合には、創元以来元号は何に  
なるのか。

仮りに、元号が存続しないことになった場合には、元号以外の創元を  
示す方法をとることが必要となる。その際、西暦は一つの有力な表示  
方法であることは想像されるが、一義的にこのような保証はなく、混  
乱を生ずる場合も予想される。この混乱を避けるためには、何人よかの指  
導が必要となる。

部内参考用

元号制度関係資料（追補）

昭和53年2月

内閣総理大臣官房審議室

53-9-25

目次

1. 元号制度に関する世論・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 元号に関する政府の検討と国会答弁・・・・・・・・ 3

参考資料

1. 元号問題に関する経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 元号制度に関する内閣答弁書・・・・・・・・・・・・ 9

31



# 1. 元号制度に関する世論

## ○総理府による世論調査

元号の問題について総理府広報室が昭和36年11月、昭和49年12月、昭和51年8月及び昭和52年8月に実施した世論調査の結果は、次のとおりである。(対象は、いずれも全国20歳以上の者1万人である。)

### (ア) 元号の使用状況

|          | 36年 | 49年 | 51年 | 52年 |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 主に元号     | 82% | 84% | 87% | 89% |
| 主に西暦     | 3   | 4   | 3   | 3   |
| 元号と西暦が半々 | 7   | 11  | 7   | 7   |
| その他(不明)  | 8   | 1   | 3   | 1   |
| 計        | 100 | 100 | 100 | 100 |

### (イ) 元号制度存続についての賛否

|                  | 36年 | 49年 | 51年 | 52年 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|
| あつた方がよい          | 29% | 57% | 57% | 59% |
| どちらかといえばあつた方がよい  | 30} | 23} | 19} | 20} |
| どちらかといえば廃止した方がよい | 5}  | 3}  | 2}  | 3}  |
| 廃止した方がよい         | 1}  | 2}  | 3}  | 3}  |
| どちらでもよい          | 27  | 12  | 16  | 11  |

わからない

|       |     |     |     |
|-------|-----|-----|-----|
| 8     | 3   | 3   | 4   |
| 計 100 | 100 | 100 | 100 |

### (ウ) 元号制度存続に賛成の理由(複数回答)

|                          | 36年 | 49年 | 51年 | 52年 |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 時代の区切りが明瞭になるから           | 39% | 45% | 49% | 54% |
| 古くからのしきたりだから             | 50  | 42  | 36  | 38  |
| 年号をやめて西暦にしても、日本にはなじまないから | —   | 22  | 22  | 22  |
| 今あるから                    | 15  | —   | —   | —   |
| その他                      | 2   | 2   | 1   | 3   |
| わからない                    | 4   | 4   | 5   | 4   |
| 計                        | 110 | 115 | 113 | 121 |

### (エ) 元号制度存続に反対の理由(複数回答)

|                             | 36年 | 49年 | 51年 | 52年 |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 西暦は世界共通で便利だから               | 55% | 47% | 60% | 56% |
| 年号では時代を通算するのがややこしいから        | —   | 25  | 25  | 33  |
| 西暦の方が歴史を考えるのに便利だから          | 29  | 7   | 9   | 15  |
| 天皇制の強化につながるから(主権は国民にあるのだから) | 18  | 24  | 13  | 12  |
| その他                         | 8   | 4   | 3   | 5   |
| わからない                       | 8   | 8   | 5   | 5   |
| 計                           | 118 | 115 | 115 | 126 |

## 2. 元号に関する政府の検討と国会答弁

### ○国会審議における答弁

(ア) 昭和52年2月4日第80回国会参議院本会議において、徳永正利議員(自民)から元号制度の法制化について質問があつたのに対し、福田内閣総理大臣は、「私は、考え方としては、制度としての元号、つまり元号制度はこれを存続せしむべきであるという考えでございます。しかし、その存続の場合に、お話のように法律でやるか、告示でやるか、あるいは他の方法でやるか、こういう点につきましては、もう少し世論の動き等も見て最終的な結論を得たいと、さように考えておる次第でございます。」と答弁した。

(イ) 藤田総務長官は、第80回国会において、福田内閣の元号問題に対する態度について、三木内閣時代の方針を一応継承するが、昭和52年8月に世論調査を再度実施し、その上で最終的な態度を決めたい旨しばしば答弁していたが、世論調査の結果発表後の同年10月25日第82回国会参議院内閣委員会において野田哲委員(社会)の質問に対して、「元号の存続を改めて福田内閣としては確認をし、そういう方針をとる。手続の問題に關しましては、これはいまからの問題でございます。これも御承知と思いますが、

法制化するか、告示にするか、まあこういういずれをとるかということでございます。いま自民党の方では、何か小委員会その他で法制化というふうな結論が出ておるようでございますけれども、それはそれといたしまして、政府の方では慎重に検討しなきやならぬ。」と答弁した。

参考資料1 元号問題に関する経緯

|       |    |                                                                                                                                      |
|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和52年 | 1月 | 社会党中央執行委員会「元号制」の存続に<br>反対する党見解決定(27日)                                                                                                |
|       | 2月 | 第80回国会参議院本会議 徳永議員(自<br>民)元号制度の法制化について質問(4日)<br>福田総理答弁「元号制度は存続せしむべ<br>きである。存続の場合に法律でやるか告<br>示でやるかについては、もう少し世論の<br>動き等も見ても最終的な結論を得たい。」 |
|       | 4月 | 第80回国会衆参内閣委員会等<br>藤田総務長官答弁「本年8月にもう一度<br>世論調査を実施し、その上で最終的な態<br>度を決めたい。」                                                               |
|       | 8月 | 総理府広報室元号に関する世論調査実施<br>(全国20才以上の者1万人対象)<br>ふだん主に元号を使用する者 89%<br>元号制度存続に賛成する者 79%                                                      |

|     |                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月 | 自民党元号に関する小委員会(12日)、<br>内閣部会(14日)、「速やかに元号制度<br>を法制化されたい」との決議を決定、政調<br>審議会に報告                                                                                 |
| 10月 | 自民党政調審議会<br>内閣部会で問題点などをさらに検討する<br>ことを決定(20日)                                                                                                                |
| 10月 | 第82回国会参議院内閣委員会野田哲委員<br>(社会)元号制度存続の準備状況について<br>の質問(25日)<br><br>藤田総務長官答弁「元号の存続を福田内<br>閣として確認する。手続の問題は検討中<br>である。自民党の法制化という結論はそ<br>れはそれとして、政府の方では慎重に検<br>討する。」 |
| 12月 | 堀江参議院議員(自民)より元号制度明確<br>化に関する質問主意書提出(27日答弁)<br>内閣答弁書「明治元年の行政官布告は、                                                                                            |



昭和53年 2月

旧皇室典範が同布告を吸収する形で一世一元の制を定めていたこと等の経緯からみて有効な法規範として存続しているとみることはできない。将来の元号制度の在り方については、国民世論の動向をみて慎重に検討したい。」

第84回国会衆議院予算委員会、川俣委員(社会)元号制度の法制化について質問(6日)

福田総理答弁「元号は存続するのがよいと思うが、立法手続でやるのかどうかということについては慎重に検討すべき問題であると考え。」

5月 元号法制化実現国民大会(会長宇野精一)が自民・民社・新自由クラブ3党の国会議員の参加の下に開催(3日)

5月 新自由クラブ、元号法制化の方針決定

6月 公明党中央執行委員会、元号の存続に賛成、単純な法制化について検討を進めることを確認(9日)

6月 民社党中央執行委員会、元号は西暦との併用で存続が妥当、新立法が望ましいとの方針を決定(9日)

6月 自民、民社、新自由クラブ3党を中心とする衆参両院議員約410名の参加の下に「元号法制化促進国会議員連盟」(会長西村尚治参議院議員)発足(14日)

6月 社会党、「元号法制化促進国会議員連盟」の発足に抗議して、「元号制」の存続に反対し西暦の採用を提唱する国民運動局長声明を発表(14日)

6月 自民党、元号に関する小委員会・内閣部会合同会議、元号法制化の方針を決定(20日)

- |    |                                                       |
|----|-------------------------------------------------------|
| 6月 | 共産党、「赤旗」の主張で「元号」の慣習的使用には反対しないが、元号法制化には強く反対する旨を発表（20日） |
| 7月 | 自民党、総務会で元号法制化を党議決定、具体的な取り扱いは党三役と内閣部会長に一任（18日）         |
| 7月 | 元号法制化の早期実現をめざす民間組織「元号法制化実現国民会議」（議長石田和外元最高裁長官）発足（18日）  |
| 8月 | これまでに43都府県、600以上の市町村議会で元号法制化の決議採決                     |

参考資料 2 元号制度に関する内閣答弁書

参議院議員  
堀江正夫  
○ 元号制度明確化に関する質問主意書

元号制度の明確化について国民の圧倒的多数がつよくこれを望んでいることは、去る9月に発表された政府の世論調査結果でもきわめて明白であり、全国各地地方議会においても相次いで本件促進に対する決議が行われつつある。我々国会議員としても当然、その具体化のための立案研究を進める必要があるが、その研究の前提として左記につき政府の御見解を承りたい。

1 現行皇室典範の制定後、美濃部達吉博士は元号制に関して次のように論述している。「旧皇室典範には……一世一元の制を定めていたが、新典範には全く此の点に付いての規定を欠いている。しかし、それも敢えて此の制を廃止する趣意ではなく、唯元号の事は純然たる国事に属し皇室に関するものではないから、皇室典範に規定すべき事項ではないと思考せられた為であろうと推測せられる。別に法律を以て定められない限りは、明治元年以来の一世一元の制（明治元・9・8布告）は其の舊維持せられているものと解すべく、而も元号を定むることは憲法に定めている天皇の国事に関する行為の中には属しないのであるから、内閣の権限として政令を以て定めるのを当然とすべきであろう」（日本国憲法原論 27頁）。

実は当時の政府当局の見解もまた、この美濃部意見と同様に「行政官布告有効」説であつたことが明瞭であるが（昭和 21・12・18 貴族院皇室典範案特別委員会における金森国務相の答弁その他を参照）、福田内閣もこの美濃部説と同じ法理見解に立つものと考えてよい。

2 もし美濃部博士の見解と同じであるならば、政令をもつて元号制度を明確にする考えはないか。

3 もし美濃部説（行政官布告有効説）を認めない立場であるとするならば、どのような法理根拠にもとづいてそれを否認するものであるかを明確に示されたい。

右質問する。

○参議院議員堀江正夫君提出元号制度明確化に関する質問  
に対する答弁書

昭和52年12月27日

1から3までについて

御指摘の明治元年9月8日の行政官布告については、旧皇室典範において右布告を吸収する形でその第12条の規定が一世一元の制を定めていること等の経緯からみて、今日なお有効な法規範として存続しているとみることはできないと考える。

将来の元号制度の在り方については、国民世論の動向を見究めつつ、なお慎重に検討することとしたい。

部内参考用

# 元号制度関係資料

昭和52年1月

内閣総理大臣官房審議室

53.9.25

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 元号の起源と歴史 .....         | 1  |
| 2. 元号に関する法制 .....         | 6  |
| 3. 元号使用の実態 .....          | 10 |
| 4. 諸外国における紀年法 .....       | 12 |
| 5. 元号制度に関する世論 .....       | 14 |
| 6. 元号に関する政府の検討と国会答弁 ..... | 23 |

### 参 考 資 料

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 元号問題に関する経緯 .....         | 25 |
| 2. 元号に関する旧制度 .....          | 31 |
| 3. 元号制度に関する内閣答弁書 .....      | 37 |
| 4. 外国からの公文書における年の表示方法 ..... | 38 |
| 5. 公式制度連絡調査会議 .....         | 44 |

## 1. 元号の起源と歴史

### (1) 元号の起源

元号は古代中国にその起源を有する。古代中国では帝王の即位の年を元年とし、それを起点として帝王の在位の間の年数を数えていく風習があつたが、さらに漢代に帝王の即位の年からある年数を経て新しく天命を受けて国を治めることを天下に示すため再び元号をたてるという風習が生じ、その元年に吉祥の文字を選び、一々名称をつけることが行われるようになった。これが元号である。

元号は漢の武帝の建元（西暦前140年、皇紀520年）から始まるといわれ、その後、武帝の例にならい、中国では帝王が即位したとき元号をたてることになった。さらに、中国周辺の諸国、即ち、日本、高句麗、新羅、柔然（5世紀の北アジア遊牧民族国家）、高昌（5～6世紀に漢民族が中央アジアに建てた国家）、渤海（8～10世紀に沿海州に興つた国家）、南詔（唐時代にチベット・ビルマ系の民族が雲南地方に建てた国家）、大越（宋時代の安南地方の国家）、西夏（宋時代に甘粛・内蒙古に興つた国家）、交趾（清時代の安南地方の国家）等はいずれも中国の影響を受けて自らの元号をたてたのである。



元号は古代中国の思想と密接に結びついている。古代中国においては、帝王は天命を受けて帝王となつてゐるから、暦を作つて人民に示すこと（正朔＝年のはじまりを決定すること）は、帝王の重要な職務と考えられていた。後世、正朔を奉ずるということが、その命令に服するという意味をもつようになつたことから考えても、年号を定めて一般に用いさせるということは、君主の威力を発揮するうえに重大な意義をもつていた。要するに元号は帝王の治世の表示であり、国家統一及び国民の統合を意識せしめる機能を有してきたものといふことができる。

## (2) 我が国における元号の歴史

我が国では、年を数えるのに古くは干支を用いていたが、孝徳天皇の大化の改新のあつた時（西暦645年）、中国にならつて初めて元号をたて、「大化」と称した。「大化」、「白雉」の後しばらく中絶したが、文武天皇の治世第4年の時（西暦701年）、「大宝」の元号をたて、その後、かけることなく元号を用いて「昭和」に至つてゐる。

この間、元号の数は246である。最も長く続いた元号は昭和を除けば、明治の45年、最も短いのは天平感宝及び暦仁の2月であり、後醍醐天皇の御代には21年間に8度の改

元（元応、元亨、正中、嘉暦、元徳、元弘、建武、延元）があつた。また、一つの元号は、平均5.5年弱継続したことになつてゐる。

## (3) 改元の理由

明治元年、一世一元の制が確立されたが、以前は種々の理由で一世中にたびたび改元されるのが例であつた。

明治以前における改元の理由には、天皇の御代始（御代始に改元のなかつた天皇は淳仁天皇以下19方である。）のほか、祥瑞（白雉、大宝、慶雲、靈龜、養老等）、天変地異、（記録によると醍醐天皇の延長から徳川時代の終りまでに100回以上もこの理由で改元された。）、干支のめぐりあわせから生ずる辛酉革命〔延喜（醍醐天皇）以来、永祿4年（正親町天皇）及び元和元年（後水尾天皇）を除いて、辛酉の年にはすべて改元があつた。〕や甲子革命〔康保（村上天皇）以来、改元がなかつたのは永祿7年だけである。〕等がある。

## (4) 改元の手続

平安朝の初期、陽成天皇の元慶の頃までについては記録がないため不明である。平安朝の中期、即ち天徳、応和の頃からは改元宸記等に記録があり、およそその次第がわかる。そ



の次第は、まず、日野家、菅原家等のしかるべき人々に命じて元号の勘文を奏進させ、その勘文について改元定の儀を行なう。この改元定にあずかる人は勅令によつて公卿の中から選ばれ、これらの人が勘文について意見を開陳し討論する。これがいわゆる難陳である。難陳の結果、その中で賛成者の多い元号候補二つを選んで天皇に奏上し、天皇の裁可によつて何れかに定まると、改元の詔を宣布して天下に公示する（ちなみに、元号は祥瑞を記念したものを除いては主として唐以前の漢籍即ち、論語、孝経、礼記、尚書、左伝、史記、漢書、後漢書、孟子、荀子、老子等から採択された。）。これが一般の形式であつてこの形式はさしたる変化もなく江戸時代まで存続した。

#### (5) 元号制定の権能

このように元号の制定は古来、天皇の固有の権能であり、天皇の統治権の範囲が著しく縮小した時代においてもこの権能だけは栄典授与（官位の授与）の権能とともに終始天皇に属していた。もつとも江戸時代には幕府が内々これに関係したが、少くとも表面上はあくまで朝廷の行事として処理されたのである。ただ、特定の家柄の人々が論議して定めた候補について裁可を仰いだのであるから、どうしても伝統に縛られ

難陳なども多くは文字の末にとらわれたり、陰陽五行の説に惑わされたりすることが多かつた。このような改元の次第も慶応が明治に改まるとき、社会全般の改革とともに改められ、勘文奏進者の任命も難陳の儀などもなくなつて簡単な手続によつて定められるようになった。そして最近では、元号の制定は宮務に関することではなく専ら政務に関することとして処理されてきた。すなわち、旧規定（旧皇室典範第12条）のあつた当時においても、新しい元号を定める場合には、国の事柄として内閣総理大臣以下各国務大臣が副署をしたが、宮内大臣は副署をしなかつた。

## 2. 元号に関する法制

### (1) 概 説

明治以前には、元号に関する具体的な法制はなかつたが、明治元年9月に「詔体太乙而登位……」という詔書とともに行政官布告をもつて「……自今御一代一号ニ被定候依之改慶応四年可為明治元年旨被仰出候事」と公示され、いわゆる一世一元の制度が確立された。その後皇室典範（明治22年2月）の第12条に「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」という規定が設けられ、次いで登極令（明治42年2月）の第2条、第3条で、元号は踐祚の後、枢密顧問に諮詢して勅定し、詔書をもつて公布すべき旨が定められた。大正及び昭和の元号は、それぞれこれらの規定に基づき詔書によつて公示されたが（内閣総理大臣以下各国务大臣副署）、同時に内閣は元号の称呼に関する告示を行つている。

しかしながら、昭和22年、現行憲法の施行に伴つて、旧皇室典範及び登極令は廃止され、その後これらに代わる法令は制定されていない。

### (2) 行政官布告の効力

現在、旧皇室典範及び登極令が失効していることは明確であるが、明治元年の行政官布告については、有効、無効の両

説がある。

#### ア 有効説

行政官布告は、明治憲法下にあつては、勅令としての効力を有する独立の法令であり、旧皇室典範の委任に基づくものではないので、旧皇室典範が廃止されても、効力を失うものではない。

その内容からみると、国民一般に元号の使用を強制するものではなく、単に宣言的、告示的な意味をもつていたにすぎないから、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和22年法律第72号）の「法律を以て規定すべき事項を規定する命令」にはあたらず、また、天皇の一世の間は一元号とするという内容は、象徴天皇制とは矛盾しないから、現行憲法第98条の「憲法の条規に反する命令」にもあたらないので、失効することなく、現在でも政令としての効力をもっている。

#### イ 無効説

(ア) 行政官布告は、旧皇室典範第12条と同一のことを定めているから、旧皇室典範制定の時に、すでにこれに吸収され、失効した。

(イ) かりに、旧皇室典範に吸収されなかつたとみるとして

も、行政官布告は、これと同時に出された詔書とともに元号は天皇の勅定によるということを前提とするなどの点で、明治憲法下の天皇の性格、即ち、統治権の総攬者としての性格と密接不可分のものであるから、現行憲法下の象徴天皇制とは両立しえず、したがって、現行憲法第98条の規定により、その施行と同時に失効した。

このように、行政官布告の法的効力については、説が分かれているが、政府としては、イ(1)の説に基づき現在においては失効していると判断するのが適当であると考えている。

### (3) 現在の元号の性格

以上のように、行政官布告も現行憲法施行とともに失効していると考えられるので、現在、元号制度は、法的な根拠をもっていない。しかしながら、元号は、現在でも、公文書においても私文書においても、年の表示方法として広く使用され続けてきており、そこには、事実たる慣習が成立しているとみることができる。

ところで、この元号についての事実たる慣習の内容は、現在の元号は現天皇の御在世中に限るという認識を含んでいると考えられるので、陛下に万一のことが生じた場合には、元

号についてなんらかの措置を講じないと、元号が空白になることになろう。

### 3. 元号使用の実態

- (1) 明治元年の行政官布告や旧皇室典範第12条は、公の機関及び一般国民に元号の使用を直接強制したものといえるかどうかについては問題があるが、少くとも一般の公文書は、いずれも元号によつて年が表示されてゐたし、戦後、皇室典範から元号の規定が削除された後においても同様の取扱いがなされている。

なお、戦前は、条約の批准書や勅記等に神武天皇即位紀元と元号とが併記されたが、戦後は即位紀元は全く用いられていない。

- (2) 次に条約をみると、多数国条約では、戦前戦後を問わずキリスト紀元のみを用いている。2国間条約では、戦前は例えば、「昭和15年9月23日即チ1940年9月23日連邦国リオ・デ・ジANEイロニ於テ本書二通ヲ作成ス」の如く、原則として元号とキリスト紀元とを併用していたが、キリスト紀元を用いた例も見受けられる。これに対し戦後は当時国間の協議によることを原則とし、通例はキリスト紀元のみを用いているが、場合によつては、「1956年5月9日（昭和31年5月9日及びフィリピン共和国独立第10年5月9日に相当する。）にマニラ市で本書二通を作成した。」の如

くキリスト紀元、相手国の紀元法及び我が国の元号を併記している例もある。また、我が国からの外国政府に対する公文書においては、正文（日本語）には原則として元号のみで表記している。

- (3) 小学校、中学校及び高等学校の教科書においては、昭和43年8月文部省初等中等教育局長通知「教科用図書検定基準実施細則」によつて、日本の歴史の紀年について重要なものについては、年号と西暦が併記されなければならないこととなつている。

現在の教科書では、西暦を先に書き、その後に（ ）書きで年号を表わす例が多い。

#### 4. 諸外国における紀年法

中国及び中国周辺の諸国以外には、元号を用いた国はなく、他の国では特定の歴史的事件が発生した年を紀元とし、その年から年数を数える方法（紀年法）がとられてきた。しかし、これらのうち現在でも用いられているのは、キリスト紀元、仏陀紀元、ヒヂラ紀元等少数のものである。

##### (1) キリスト紀元

キリスト教国は、すべてこれを使用している。ソヴィエト・ロシアは、革命後も何ら問題とならずにこれを使用している。中華人民共和国でも公元何年という表現でこれを採用している。しかし、これについて一時紅衛兵が批判の動きを示したことがある。インド、大韓民国も現在はキリスト紀元によっている。

##### (2) 仏陀紀元

タイ、ビルマ、カンボジア等の仏教諸国は、仏陀紀元を用いているが、これらの諸国でも公文書その他にキリスト紀元が漸次採用されている。

##### (3) ヒヂラ紀元

マホメット教国は従来はすべてヒヂラ紀元を用いていたが、現在ではこれを廃して、キリスト紀元を採用している国が少くない。トルコ、シリア、イラン等はその例である。しかし、

これらの国でもヒヂラ紀元が全く用いられない訳ではなく、国によりそれぞれニュアンスの差はあるが両者が併用されているのが実情である。

##### (4) その他の紀元

中華民国は、民国何年（1912年が民国元年である。）という建国紀元を用いている。大韓民国は、1960年まで檀紀何年という建国紀元を用いていたが現在はキリスト紀元である。

なお、元号は中国では清国の滅亡、安南では阮氏の越南の滅亡、朝鮮では日韓の併合によつて、それぞれ消滅した。最近では一時、満州が大同及び康徳の元号をたてたことがあるが、今日では日本だけが元号を使用している。



## 5. 元号制度に関する世論

### (1) 元号制度存続についての是非の理由

元号の問題についての意見は、大筋として元号制度の存続（西暦を併用）と西暦への一本化（元号の廃止）の二つの意見に集約できる。この二つの意見について挙げられている理由の主なものは、次のとおりである。

| 元号存続（西暦を併用）の理由                                               | 西暦一本化（元号廃止）の理由                           |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ア 時代の区切りが明瞭になり、元号で時代を表示できて便利である。                             | ア 元号による時代の区切りは無意味であり、合理性がない。             |
| イ 元号は、永い伝統のある文化財的なものであるから、保存すべきである。性急な合理性追求は、かえって不便になることがある。 | イ 西暦は、世界共通で便利である。                        |
| ウ 数字が大きくないので、日常生活で用いるのに便利である。                                | ウ 元号では、年令計算など日常生活でも不便が多い。                |
| エ 歴史などを考える場合は、西暦を用いればよい。                                     | エ 歴史などを考える場合、西暦を用いないと世界史との対比、年数の通算ができない。 |

オ 元号と西暦の使い分け程度はたいして繁雑ではない。

カ 元号は、国民の間に広く定着しているのでこれを廃止すると混乱する。

キ 西暦は、キリスト教暦であり、わが国にはなじみにくい。

ク 天皇の御一代に元号という一つの名称をつけることにより、元号も国家、国民の統合の象徴としての意味をもつ。

ケ 元号は国の望ましい在り方を表わすものであるから、存続させるべきである。

コ 欧米にも、エリザベス時代、ルイ14世時代、ケネディ時代などという呼び方もある。

サ 現在の元号の定着状況からみると、新しい元号が公式に定められれば、現在と同様に用いられるようになると思われる。

オ 元号と西暦を併用するのは繁雑になるばかりで不便である。

カ メートル法と同様、ある程度経過期間を置けば、西暦に慣れるのは容易である。

キ 西暦は、現在では国際暦としての意味をもっているのも、その面に着目して用いればよい。

ク 天皇制と深い関係のあつた元号制度は、主権在民の現行憲法とは相容れない。

ケ 元号制度の存続は、天皇制の強化につながるおそれがある。

コ 元号のような特殊な紀年法を用いることは、わが国を特殊化するもので、国際社会で孤立化するおそれがある。

サ 価値観が多様化している現在では、国民的合意が得られるような新しい元号を生み出すことは困難である。

## (2) 世論調査の結果

元号の使用状況及びその存続の賛否等についての世論調査は、総理府はじめ民間においても行われているが、最近の世論調査の結果をみると、次に示すように元号問題についての国民の世論はほぼ安定しており、ふだん主として元号を使用する者80%以上、次の天皇の代になつても引続き元号が存続することに賛成する者66~80%に達している。

### ア 総理府による世論調査

元号の問題について、総理府が昭和36年11月、昭和49年12月及び昭和51年8月に実施した世論調査の結果は、次のとおりである。(対象は、いずれも満20才以上の者1万人である。)

### (ア) 元号の使用状況

|          | 昭和36年 | 昭和49年 | 昭和51年 |
|----------|-------|-------|-------|
|          | %     | %     | %     |
| 主に元号     | 82    | 84    | 87    |
| 主に西暦     | 3     | 4     | 3     |
| 元号と西暦が半々 | 7     | 11    | 7     |
| その他(不明)  | 8     | 1     | 3     |
| 計        | 100   | 100   | 100   |

## (イ) 元号存続の是非

|                  |     |     |     |
|------------------|-----|-----|-----|
|                  | %   | %   | %   |
| あつた方がよい          | 29  | 57  | 57  |
| どちらかといえばあつた方がよい  | 30  | 23  | 19  |
| どちらでもよい          | 27  | 12  | 16  |
| どちらかといえば廃止した方がよい | 5   | 3   | 2   |
| 廃止した方がよい         | 1   | 2   | 3   |
| 不明               | 8   | 3   | 3   |
| 計                | 100 | 100 | 100 |

## (ウ) 存続の理由(複数回答)

|                         |     |     |     |
|-------------------------|-----|-----|-----|
|                         | %   | %   | %   |
| 時代の区切りが明瞭になるから          | 39  | 45  | 49  |
| 古くからのしきたりだから            | 50  | 42  | 36  |
| 年号をやめて西暦にしても日本にはなじまないから |     | 22  | 22  |
| 今あるから                   | 15  |     |     |
| その他                     | 2   | 2   | 1   |
| 不明                      | 4   | 4   | 5   |
| 計                       | 110 | 115 | 113 |

(エ) 廃止の理由(複数回答)

|                        |      |      |      |
|------------------------|------|------|------|
| 西暦は世界共通で便利だから          | 55 % | 47 % | 60 % |
| 元号では時代を通算するのにややこしいから   | 29   | 25   | 25   |
| 西暦の方が歴史を考えるのに便利だから     |      | 7    | 9    |
| 天皇制の強化につながるから(主権在民だから) | 18   | 24   | 13   |
| その他                    | 8    | 4    | 3    |
| 不明                     | 8    | 8    | 5    |
| 計                      | 118  | 115  | 115  |

イ 民間による世論調査

(ア) 毎日新聞社による世論調査(昭和50年9月実施、満16才以上の男女6000人を対象)

a 年号の使用状況

|         |      |
|---------|------|
| おもに年号   | 82 % |
| おもに西暦   | 4    |
| 年号と西暦半々 | 13   |
| その他・無回答 | 1    |

(100 %)

b 年号使用についての意見

(a) 年号と西暦の併用はわずらわしいと感ずることがあるか。

|          |      |
|----------|------|
| しばしば感ずる  | 28 % |
| たまに感ずる   | 33   |
| めつたに感じない | 22   |
| 全く感じない   | 15   |
| その他・無回答  | 2    |

(100 %)

(b) 年号と西暦の両方を使いわけること、かえつて便利だと感ずることがあるか。

|          |     |
|----------|-----|
| しばしば感ずる  | 9 % |
| たまに感ずる   | 25  |
| めつたに感じない | 35  |
| 全く感じない   | 29  |
| その他・無回答  | 2   |

(100 %)

c これからの年代の表し方と理由

(a) これからの年代の表し方

|                |      |
|----------------|------|
| 西暦だけにする        | 10 % |
| 西暦を主にし、年号を併用する | 17   |



|                |     |
|----------------|-----|
| 年号を主にし、西暦を併用する | 44% |
| 年号だけにする。       | 26  |
| その他・無回答        | 3   |

(100%)

(b) 西暦を重視する理由(「西暦だけ…」「西暦を主にし…」と答えた者に)

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 多くの国が共通に使っている   | 69% |
| 年数の計算がしやすい      | 39  |
| 世界史との関連が明確      | 43  |
| 年号は時代おくれ        | 4   |
| 年号は国民主権にふさわしくない | 4   |
| 年号は日本しか通用しない    | 28  |
| 西暦のほうが好き        | 3   |
| 年号はきらい          | 1   |
| その他・無回答         | 3   |

(複数回答)

(c) 年号を重視する理由(「年号を主にし…」「年号だけ…」と答えた者に)

|                  |     |
|------------------|-----|
| 伝統として定着している      | 28% |
| 時代の区切りがつく        | 40  |
| 日本の自主性を示す        | 18  |
| 改元で世の中の気分一新がはかれる | 5   |
| 多くの国民が使っている      | 22  |
| 西暦はピンとこない        | 40  |
| 年号のほうが好き         | 24  |
| 西暦はきらい           | 3   |
| その他・無回答          | 3   |

(複数回答)

(1) 日本世論調査会による世論調査(昭和49年12月実施  
満20才以上の男女3000人を対象)

a 年号の使用状況

|           |     |
|-----------|-----|
| 年号のほうが    | 92% |
| 西暦のほうが    | 6   |
| その他       | 1   |
| わからない・無回答 | 1   |

計 100

b 年号制度の存続

|           |     |
|-----------|-----|
| 続けるべきだ    | 66% |
| やめるべきだ    | 8   |
| どちらでもよい   | 22  |
| わからない・無回答 | 4   |

計 100

6. 元号に関する政府の検討と国会答弁

(1) 公式制度連絡調査会議における検討

昭和36年に閣議決定により、新憲法の下において未だ制度化又は法制化されていない元号、国旗、国歌、国賓その他の事項について、調査審議するため、公式制度連絡調査会議を開催することとなり、元号問題についてもこの会議において検討をすすめている。最近では、昭和50年7月に開催し、元号問題についての処理方法について検討を行った。

(2) 国会審議における答弁

ア 昭和50年3月5日第75回国会参議院予算委員会において、徳永正利委員（自民党）から、年号の法制化に踏み切つてはどうかとの質問があつたのに対し、三木内閣総理大臣は、「国民でも多数の人はこういう年号は置くべきだという意見が多いと思いますが、……年号というものは置くという前提に立つて、どういう形で定着させていくかということは、慣習か法律かということは、もう少し研究させていただきたい。」と答弁し、政府として年号を今後とも存続させるという方針を明らかにした。

イ 昭和51年10月28日第78回国会参議院内閣委員会において、野田哲委員（社会党）から、元号制度の存続の

手続についての質問があつたのに対し、西村総務長官は、  
「大体方向としては、なるべく遅くない適当な時期に、元号制度を存続させるための基本的な大綱を内閣告示する。そして、大体方向づけを決めておきまして、万一のいよいよ必要だというときには適当な学識経験者に御相談して案をつくつていただいてそれを内閣で決定する。そして内閣告示ということになる。」と答弁した。さらに旧憲法下の一世一元という考え方を踏襲するという考え方にたつているのかとの質問に対して、「一世一元ということはもう明治以来国民の間にすっかり定着しておる事実である慣習になつておるわけでございますので、内閣告示によつてそれを内外に宣示する、そういう方向でどうだろうか。」と答弁した。

# 参考資料1 元号問題に関する経緯

|                |                                                                                                                           |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大化元年           | 孝徳天皇 我が国で元号を初めて制定<br>(「大化」)(西暦645年)                                                                                       |
| 明治元年           | 詔書及び行政官布告により、「慶応」を「明治」に改め、一世一元の制を確立                                                                                       |
| 明治22年 2月       | 皇室典範制定(「践祚ノ後元号ヲ建テ、一世ノ間ニ再ビ改メサルコト」)                                                                                         |
| 明治42年 2月       | 登極令(皇室令)制定(「元号ハ践祚ノ後枢密顧問ニ諮詢シテ勅定、詔書ヲモツテ公布」)                                                                                 |
| 昭和21年11月       | 元号法案について閣議決定するもG、H、Qの反対で撤回                                                                                                |
| 昭和21年12月       | 第91回帝国議会貴族院皇室典範特別委員会金森国務大臣答弁「明治元年の行政官布告は有効に残つており、実効上特に支障はない。」                                                             |
| 昭和22年 1月       | 皇室典範(昭和22年法律第3号)公布、元号に関する規定なし。                                                                                            |
| 昭和22年 5月       | 日本国憲法施行 旧皇室典範、登極令廃止                                                                                                       |
| 昭和25年 2月<br>3月 | 第7回国会参議院文部委員会で元号に関する調査を議題とし、行政機関職員、学識経験者等から意見聴取<br>(元号を廃止し、西暦を採用すべきであるとの意見の者が多かつた。)                                       |
| 昭和25年 7月       | 衆議院議員浦口鉄男元号問題に関する質問主意書提出、内閣答弁書「元号に関する明確な法的規定の存しないことは事実であるが、この故に直ちに廃止すべきものとは考えない。元号の存続廃止は、国会の意思により法律をもつて定められることが最も適当と考える。」 |

昭和34年 2月 第31回国会衆議院内閣委員会 受田委員(民社)質問  
林法制局長官答弁「新しい元号をたてることは法律できめるべき事項だろうと思う。」

昭和34年 3月 第31回国会衆議院内閣委員会 受田委員質問  
宇佐美宮内庁長官答弁「元号をどうするかは、法律を要することだろうと思う。」

昭和36年 2月 第38回国会衆議院内閣委員会 受田委員「昭和」の法律的根拠質問  
高辻法制局次長答弁「一種の習律的な関係として現在行われている。」「新年号を権威あるものとして法的効力を持たせるには、当然法律上の根拠は必要と考える。」

昭和36年 7月 公式制度連絡調査会議(総理府総務長官主宰)の設置閣議決定

昭和36年 8月 公式制度連絡調査会議開催 8月23日元号小委員会開催  
以後40年10月まで国賓小委員会、国事行為小委員会、国葬小委員会、国名小委員会等開催  
国事行為の臨時代行問題や国賓等の待遇については決定をみた。

昭和36年11月 総理府広報室 元号に関する世論調査実施(20才以上男女1万人対象)  
ふだん主に昭和の元号を使用する者 82%  
元号存続に賛成する者 59%

昭和43年 4月 第58回国会衆議院内閣委員会 受田委員質問  
吉國法制局次長答弁「事実たる慣習として昭和という年号が用いられている。」「現在の段階におきましては、法律上の制度としてははつきり規定されておりません。」「次の元号を「法律上の制度として強制するためには、これは法律

を要する」し、「使うことが望ましいということ」を政府が宣明いたしまして、使う人は使う。使わない人は使わないという状態でもいいということでもありますならば、何らかの国の機関の決定のみをもつて元号と同じようなものを定めるということも可能であろう」  
田中総理府総務長官答弁「元号の問題をも含めて……いろいろと調査し、検討してみたい」

昭和44年 3月 第61回国会衆議院内閣委員会 受田委員質問  
元号その他公式制度の検討状況  
床次国务大臣答弁「事務的に検討中」

昭和45年 3月 第63回国会衆議院内閣委員会 受田委員質問  
「公式制度のすみやかな解決を図ってもらいたい」

昭和47年 2月 自民党内閣部会(部会長鯨岡兵輔)に元号に関する小委員会設置決定(委員長、渡辺一太郎)  
3月13日～6月1日にかけて6回の小委員会を開催し、学識経験者や関係行政機関職員等と呼び元号問題についての見解、使用状況などを聴取

昭和47年 3月 第68回国会衆議院内閣委員会受田委員質問  
砂田総務副長官答弁「公式制度連絡調査会議を開会し、問題点を検討の俎上にあげていきたい。」

昭和48年 2月 自民党元号に関する小委員会再開  
2月27日～9月17日まで6回開催。9月17日、マスコミ関係(新聞社放送)の意見聴取

昭和48年 4月 第71回国会参議院予算委員会第1分科会塩出委員(公明)質問  
坪川国务大臣答弁「元号の問題は、重大な厳粛な問題で、国民の総意がどうあるかを静かにな

がめながら真剣に取り組んでまいりたい。」

昭和49年 2月 自民党元号に関する小委員会開催 小淵総務副  
長官出席  
小委員会の経過報告、党小委員会としては、  
元号制度を確立するための立法措置を講ずべ  
きであるとの意見が強かった。

昭和49年 2月 第72回国会衆議院内閣委員会 木原委員(社会)  
「元号問題について決定していく手続きを明確  
にされたい。」  
小坂総務長官答弁「重要かつ厳粛な問題であ  
るので引続き検討する方針」  
受田委員「このあたりで一応の目標をさだか  
にしている時期が来ている。」

昭和49年 4月 第72回国会衆議院内閣委員会 戸叶委員(社会)質問  
小坂国務大臣答弁「元号は将来とも存続すべ  
きものである。」

昭和49年12月 総理府広報室 元号に関する世論調査実施  
(20才以上男女1万人対象)  
ふだん主に元号を使用する者 84%  
元号制度存続に賛成する者 80%

昭和49年12月 源田議員(自民)より一世一元の制に関する質  
問主意書提出  
内閣答弁書「1、元号制度は、新憲法実施後  
法令上の根拠を失ったが、事実たる慣習とし  
て広く国民の間に定着している。2、元号の  
使用を国民に強制しようとするのであれば法  
律を必要とすることは当然であるが、そうで

なければ必ずしも法律によることを必要としな  
い。」

昭和50年 3月 第75回国会参議院予算委員会 徳永委員(自民)  
年号制度の法制化について質問  
三木総理答弁「国民の間に定着しているのだから  
年号は置くという前提に立つて、法律上の制  
度とするか慣習のような形で維持するかにつ  
ては、なお、検討したい。」

昭和50年 3月 第75回国会衆議院内閣委員会 受田委員質問  
「内閣が勝手に年号を決めるのか」  
和田(貞)委員(社会)質問「元号はもう消滅  
しているとの見解で結論を出すべきだ」  
植木国務大臣答弁「政府として検討中」

昭和50年 5月 第75回国会参議院内閣委員会 野田委員(社会)  
質問「元号の法的根拠について、世界の潮流にあ  
わせて考えていく必要がある。」  
植木国務大臣答弁「事実たる慣習として使用さ  
れている。」「早急に公式制度連絡調査会議を  
開催し、検討していく。」

昭和50年 7月 公式制度連絡調査会議開催 元号問題について検  
討

昭和50年 8月 第75回国会衆議院内閣委員会 大出 委員(社  
会)質問「元号問題を検討する意図は何か」  
植木国務大臣答弁「公式制度連絡調査会議を開  
催し、今後継続的に慎重に協議をしていきたい。」



- 昭和51年 8月 総理務広報室 元号に関する世論調査実施(20才以上男女1万人対象)
- |               |     |
|---------------|-----|
| ふだん主に元号を使用する者 | 87% |
| 元号制度存続に賛成する者  | 76% |
- 昭和51年10月 第78回国会参議院内閣委員会 野田委員(社会) 元号存続のための具体的な手続、改元に伴う社会的影響などについて質問  
西村国務大臣答弁「適当な時期に元号制度を存続するための基本的な大綱を内閣告示する方針」
- 昭和51年11月 自民党元号に関する小委員会(熊谷太三郎委員長)第14回委員会開催  
「元号制度は速やかに法文化すること」の提案を決定し、自民党内閣部会長に提出

参考資料2. 元号に関する旧制度

○ 詔書及び行政官布告 (明治元年9月8日)

行政官布告

今般御即位御大礼被為済先例之通被為改年号候就テハ是迄吉凶之象兆ニ随ヒ屢改号有之候得共自今御一代一号ニ被定候依之改慶応4年可為明治元年旨被仰出候事

詔書

詔体太乙而登位廣景命以改元洵聖代之典型而萬世之標準也朕雖否德幸賴祖宗之靈祇承鴻緒躬親萬機之政乃改元欲与海内億兆更始一新其改慶応4年為明治元自今以後革易旧制一世一元以為永式主者施行

(注) 行政官布告

今般御即位ノ御大礼先例ノ通り済サセラレ、年号ヲ改メサセラレ候。就テハ是迄、吉凶ノ象兆ニ随イ、屢、改号コレ有リ候ヘドモ、自今御一代、一号ニ定メラレ候。コレニ依リ、慶応4年ヲ改メテ明治元年トナスベキ旨、仰セ出サレ候事。

詔書

詔ス太乙ヲ体シテ位ニ登リ景命ニ膺タリ以テ元ヲ改ム洵ニ聖  
代ノ典型ニシテ萬世ノ標準ナリ朕否徳ト雖モ幸ニ祖宗ノ靈祇ニ  
頼リ鴻緒ヲ承ケ躬萬機ノ政ヲ親ス乃チ元ヲ改メ海内ノ億兆ト興  
ニ更始一新セント欲ス其レ慶応4年ヲ改メ明治元年ト為ス今  
ヨリ以後旧制ヲ革易シ一世一元ヲ以テ永式ト為ス主者施行セヨ

○ 皇室典範 (抄)

明治22年2月11日

第12条 践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明  
治元年ノ定制ニ從フ

○ 登極令 (抄)

明治42年2月11日  
皇室令 第1号

第二条 天皇践祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム

元号ハ枢密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

第三条 元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

○ 詔 書 (明治45年7月30日)

朕菲徳ヲ以テ大統ヲ承ケ祖宗ノ靈ニ誥ケテ萬機ノ政ヲ行フ茲ニ  
先帝ノ定制ニ遵ヒ明治45年7月30日以後ヲ改メテ大正元年  
ト為ス主者施行セヨ

御 名 御 璽

明治45年7月30日

内閣総理大臣  
各省大臣

○ 内閣告示 (大正元年7月30日)

内閣告示第1号

元号ノ称呼左ノ如シ

タイ シャウ  
大 正

大正元年7月30日

内閣総理大臣

○ 詔 書 (大正15年12月25日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ大統ヲ承ケ萬機ヲ総フ茲ニ定制ニ遵  
ヒ元号ヲ建テ大正15年12月25日以後ヲ改メテ昭和元年ト  
為ス

御 名 御 璽

大正15年12月25日

内 閣 総 理 大 臣  
各 省 大 臣

○ 内 閣 告 示 (昭和元年12月25日)

内閣告示第1号

元号ノ称呼左ノ如シ

セウ      ヲ  
昭      和

昭和元年12月25日

内 閣 総 理 大 臣

○ 元 号 法 案

GHQの指示により撤回されたもの。

(昭和21年11月帝国議会で提出しようとして閣議決定し  
たが、その後、都合により閣議決定を撤回)

皇位の継承があつたときは、あらたに元号を定め、一世の間、  
これを改めない。

元号は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

現在の元号は、この法律による元号とする。



参考資料3 元号制度に関する内閣答弁書

○ 一世一元の制に関する質問主意書

参議院議員 源 田 実

旧皇室典範第12条に「踐祚ノ後元号ヲ延テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」とある如く、天皇御一代に一つの元号を用いるという一世一元制が明治天皇の御意志により定められてより今日まで、明治・大正・昭和と三代の元号が用いられてきた。

ところが、戦後、前記皇室典範は廃せられ、新典範では、第12条の項目は全くないものの、昭和の元号は、慣習的に国家、公共機関は勿論、広く一般に民間でも用いられている。

しかし、将来、改元を必要とする事態が生じたとき、その法的根拠が確立していない限り、この問題は混乱を生じ、国民生活統合の上にも大きな影響があるものと考えられる。

よって、左の点につき、政府の見解を承りたい。

1. 政府は、元号の存続、改変に関する法的根拠の必要性についてどのように考えているか。
2. その法的根拠確立のために、どのような具体的案をもって

いるか。

例えば、次期通常国会に政府提案として、関係法案を提出する考えはないか。

○ 参議院議員源田実君提出一世一元の制に関する質問に対する答弁書

昭和49年12月24日

1. について

元号制度は、新憲法実施後、法令上の根拠を失ったが、事実たる慣習として広く国民の間に定着している。

もし、元号の使用を国民に強制しようとするのであれば、法律を必要とすることは当然であるが、そうでなければ、必ずしも法律によることを必要としないものと考えられる。

2. について

将来の元号制度の在り方については、国民世論の動向を見究めつつ、なお慎重に検討することとしたい。

参考資料4. 外国からの公文書における年の表示方法

外務省調査(50年10月)

本邦駐留外国特命全権大使の信任状及び駐在外国総領事等の委任状における年数記載方式について、99カ国の調査結果は、次のとおりである。

1. 西暦のみを使用している国は、74カ国である。

これらの国は、キリスト教を国教としているか、もしくはキリスト教の影響が強い欧州諸国を始め、かつて西欧諸国の植民地であつたアジア、アフリカ及び南北米州諸国である。

2. 西暦と回教暦を併用している国は、8カ国で、何れも中近東諸国である。

アラブ首長国連邦、エジプト、アルジェリア、イラク、クウェイト、カタル、リビア、サウディ・アラビア

表現例は

「回教暦1393年ゴマード・アル・ウーラ月8日、1973年6月9日」……(エジプト)

「回教暦1395年ラジャブ月24日、キリスト紀元1975年8月2日」……(イラク)

3. 西暦と仏暦を併用している国は、スリ・ランカ、ラオスの2カ国である。

表現例は、

「仏暦2518年ニキニ月27日、西暦1974年8月13日」……(スリ・ランカ)

「仏暦2515年10月9日、西暦1972年9月16日」……(ラオス)

4. 西暦とユダヤ暦を併用している国は、イスラエル1カ国のみである。

表現例は、

「ユダヤ暦5735年ヘシュバンの月26日、1974年11月11日」

5. 西暦と共和国創立年を併用している国は、ガーナ、アフガニスタン、バングラデシュの3カ国である。

表現例は、

「1974年9月30日、共和国第2年」……(アフガニスタン)

「ガーナ共和国第12年、1972年4月21日」

「1973年(バングラデシュ人民共和国第3年)6月11日」

6. 西暦と統治年を併用している国はジョルダン1カ国である。

表現例は、

「1974年2月10日、朕の統治の第22年」

7. 西暦と在位年を併用している国は、ヴァチカン市国及びモナコ公国の2カ国である。

表現例は、

「1974年法王在位第11年3月12日」

「レーニエ三世治下25年、1973年7月16日」

8. 西暦と独立年を併用している国はハイティ、サイプラスの2カ国である。

表現例は、

「主暦1971年、サイプラス独立第11年1月11日」

「独立第170年、1973年8月23日」……(ハイティ)

9.(1) 西暦と回教暦と統治年を併用している国は、マレーシア1カ国である。

表現例は

「1974年9月2日、朕が統治の第4年、回教暦1394年8月22日」

(2) 西暦と仏暦と統治年併用はタイ1カ国である。

表現例は、

「仏教紀元2516年(西暦1973年)朕が統治の第28年11月2日」

(3) 西暦と共和国創立年とインド暦併用はインド1カ国である。

表現例は、

「インド共和国第26年インド暦1897年バドラ月18日、西暦1975年9月9日」

(4) 西暦と統治年とイラン暦を併用している国は、イラン1カ国であるが、近年はイラン暦を使用していない。

表現例は、

「朕が統治第27年、イラン暦1347年オールディベヘシュト1日、1968年4月2日」とあつたが「朕が統治第31年、1972年6月7日」となっている。

10. 英国及び豪州の記載方式は、信任状においては、夫々、西暦のみを使用しているが、総領事の委任状には西暦と統治年を併用している。

英国の例は、

「朕が統治第22年、1973年12月1日」

豪州の例は、

「1975年、朕の統治第24年7月18日」

(付)

## 西暦紀年以外の記年方式調一覧

| 国  | 名             | 人口<br>単位)<br>1,000人 | 西暦 | 宗教暦  | 政治暦  | その他 | 備考 |
|----|---------------|---------------------|----|------|------|-----|----|
| 1  | アラブ首長国連邦      | 330                 | ○  | 回教暦  |      |     |    |
| 2  | エジプト・アラブ共和国   | 35,600              | ○  | ・    |      |     |    |
| 3  | アルジェリア民主人民共和国 | 14,300              | ○  | ・    |      |     |    |
| 4  | イラク共和国        | 10,070              | ○  | ・    |      |     |    |
| 5  | クウェイト国        | 860                 | ○  | ・    |      |     |    |
| 6  | カタール国         | 100                 | ○  | ・    |      |     |    |
| 7  | リビア・アラブ共和国    | 2,260               | ○  | ・    |      |     |    |
| 8  | サウディ・アラビア王国   | 460                 | ○  | ・    |      |     |    |
| 9  | スリ・ランカ共和国     | 13,250              | ○  | 仏 暦  |      |     |    |
| 10 | ラオス王国         | 3,181               | ○  | ・    |      |     |    |
| 11 | イスラエル国        | 3,232               | ○  | ユダヤ暦 |      |     |    |
| 12 | ガーナ共和国        | 9,090               | ○  |      | 共和国年 |     |    |

|    |                |        |   |     |        |        |                         |
|----|----------------|--------|---|-----|--------|--------|-------------------------|
| 13 | アフガニスタン共和国     | 510    | ○ |     | 共和国年   |        |                         |
| 14 | バングラデシュ人民共和国   | 75,000 | ○ |     | 人民共和国年 |        |                         |
| 15 | ジョルダン・ハシェミット王国 | 1,750  | ○ |     | 統治年    |        |                         |
| 16 | グアチカソ市国        | 1      | ○ |     | 在位年    |        |                         |
| 17 | モナコ公国          | 24     | ○ |     | ・      |        |                         |
| 18 | ハイティ共和国        | 2870   | ○ |     | 独立年    |        |                         |
| 19 | サイプラス共和国       | 578    | ○ |     | ・      |        |                         |
| 20 | マレーシア国         | 10,440 | ○ | 回教暦 | 統治年    |        |                         |
| 21 | タイ王国           | 39,950 | ○ | 仏 暦 | ・      |        |                         |
| 22 | インド国           | 54,800 | ○ |     | 共和国年   | インド暦   |                         |
| 23 | イラン帝国          | 3,120  | ○ |     | 統治年    | (イラン暦) | イラン暦は最近<br>は使用し<br>ていない |
| 24 | 連合王国           |        | ○ |     | (・)    |        |                         |
| 25 | 豪 州            | 13,000 | ○ |     | (・)    |        |                         |

参考資料5 公式制度連絡調査会議

公式制度連絡調査会議の開催について

昭和36年7月28日

閣 議 決 定

1 新憲法の下において、未だ制度化又は法制化されていない  
元号その他の事項について、調査審議するため、公式制度連  
絡調査会議（以下「連絡調査会議」という。）を随時開催す  
るものとする。

2 連絡調査会議は、総理府総務長官が主宰する。

3 連絡調査会議の出席者は、次のとおりとする。

総理府総務長官

総理府総務副長官

内閣総理大臣官房審議室長

内閣官房首席内閣参事官

内閣法制局第一部長

宮内庁次長

外務省条約局長

外務省儀典長

大蔵省官房長

大蔵省印刷局長

文部省官房長

総理府総務長官は、必要に応じ、上記以外の関係行政機関の  
職員の出席を求めることができる。

4 連絡調査会議の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。







取扱注意

元号法案に関する主要想定問答集

内閣総理大臣官房審議室



目

次

|                                                         |   |
|---------------------------------------------------------|---|
| 一、元号に関する基本的な考え方について                                     | 1 |
| 問一―一 元号とは何か。                                            | 3 |
| 問一―二 元号は、歴史的にみて国民の心理の上でどのような役割を果たしてきたか。                 | 4 |
| 問一―三 元号は、現在、国民の心理の上でどのような役割を果たしているのか。                   | 5 |
| 問一―四 元号制度を存続させる理由は何か。                                   | 6 |
| 問一―五 元号制は、日本人の国際感覚を窒息させ、歴史意識を育てるのに大きな妨げとなるので廃止すべきではないか。 | 7 |

問一―六 年の表示方法としては、西暦の方が簡単かつ明瞭で

あり、元号より優れている。我が国がかつて尺貫法を  
廃し、メートル法を採用したのと同様、西暦への一本  
化を図るべきではないか。……………

8

問一―七 現在、世界の大多数の国は、いわゆる西暦を採用し  
ているので、我が国においても西暦に統一することが  
便利ではないか。……………

9

問一―八 学校教育においては、西暦により年を表示すること  
が広く行われているので、今後国民が次第に西暦を使  
うことになじんでいくのではないか。……………

10

問一―九 元号問題については、世論調査で決定することは適  
当ではない。年の表示方法としての合理性の観点から

目 2

判断すべきものではないか。……………

12

問一―十 元号を決定するに当たっては、天皇の追号になるこ  
とを考慮して定めるのか。追号と元号との関係はどう  
か。……………

13

二、元号に関する旧法制について……………

問二―一 元号に関する旧法制はどうなっていたか。……………

17

問二―二 旧憲法下では、元号の使用は義務づけられていたの  
か。……………

19

問二―三 旧皇室典範及び登極令は、いつ廃止されたか。……………

20

問二―四 明治元年の行政官布告は現在でも有効か。……………

21

問二―五 現行皇室典範に元号に関する規定がとり入れられな

目 3

110

かったのはなぜか。……………22

問二一六 昭和二十一年に政府は元号法案を提出しようとした  
と聞いているが、その経緯いかに。……………24

三、元号の現状について……………25

問三一 昭和は、現在どのような根拠によって使われているの  
か。……………27

問三一二 元号は「事実たる慣習として広く国民の間に定着し  
ている」といわれるが、「事実たる慣習」とはどのよ  
うなことを意味するのか。……………28

問三一三 昭和はいままで続くのか。……………30

問三一四 一世一元の制度自体に慣習法又は事実たる慣習が成

立しているのではないか。また、これに基づき新元  
号を制定できるのではないか。……………31

問三一五 元号存続のための措置を何ら採らない場合には、  
将来の年の表示方法はどうか。当然に西暦に  
一本化されるのか。……………32

問三一六 国民の日常生活における元号の使用状況はどうか。……………33

問三一七 元号制度の存続について国民はどう考えているか。……………36

問三一八 元号制度の法制化について国民はどう考えている  
か。……………40

問三一九 元号に関する総理府の世論調査は、何回実施して  
いるか。また、それはどのように実施したのか。……………42

問三二十 元号についての世論調査はわずか一万人程度であ

るが、これによって国民の意見を代表しているといえるか。.....

43

問三十一 元号に関する総理府の世論調査は、極めて誘導尋問的になされているのではないか。.....

44

#### 四、元号法制化について.....

45

問四一 元号を法制化する理由は何か。.....

47

問四二 法制化についても、世論調査を行ってから結論を出すべきではないか。.....

48

問四三 政府は、かつては内閣告示で十分だと考えていたのではないか。それが急に法制化が必要だという考え方に変わった理由は何か。.....

49

問四四 元号存続を図る場合、法制化と内閣告示とはどういう違いがあるか。.....

50

問四五 新聞等を見ると、法制化については賛否が分かれている。したがって、もう少し慎重に世論を把握してから結論を出すべきではないか。.....

51

問四六 現在、元号は慣習として十分国民の間に定着している。その慣習こそ尊重すべきであって、新元号は内閣告示で定めれば十分である。特に法制化する必要はないと思うがどうか。.....

52

問四七 旧憲法と新憲法とは、国民と天皇の位置づけが変化し、新憲法では国民主権となったにもかかわらず、旧憲法の天皇主権の下で旧皇室典範を根拠としていた

元号制度を再び法律により復活することは、憲法の精神に反するのではないか。.....

53

問四一八 戦後の日本は、平和国家として諸外国との交流をよ

り広範かつ活発に推進しなければならず、日本にのみ  
通用する元号の法制化は、このような時代の流れに逆  
行するものではないか。.....

54

問四一九 今日、西暦は、国際的にも通用し、また、年の表示

方法として元号より優れている。したがっていまさら  
元号を法制化し、我が国の公式の年の表示方法とする  
必要はないと思うがどうか。.....

55

問四一十 一世一元制を採用する理由いかん。.....

56

問四十一 明治以来の一世一元制は、天皇の治世を意識させる

色彩が強い。これは、天皇が日本の統治者、主権者で  
あるという考え方と密接に結びつくものであり、国民  
主権となった現憲法の下ではふさわしくないと思うが  
どうか。.....

57

問四十二 一世一元ではなく、例えば五十年ごとに改元するこ

ととしてはどうか。.....

58

問四十三 一世一元ではなく、何か大きな事件があった場合に

改元することとしてはどうか。.....

59

五、元号法案について.....

61

問五一 法案でいう元号の意味は何か。定義の規定を置かな  
くてよいか。.....

63

問五―二 元号と年号はどう違うか。……………64

問五―三 歴史上、元号は常に天皇が制定してきたものであるから、政府が定めるものは元号といえないのではないか。……………65

問五―四 元号は、内閣の助言に基づき天皇が制定することとしてどうか。……………66

問五―五 「皇位の継承があった場合」とあるが、皇位の継承はどのような事由で行われるのか。また、いつ行われるのか。……………69

問五―六 「皇位の継承があった場合に限り元号を改め」とあるが、いつ改めるのか。時期を法文上明確にすべきではないか。……………71

問五―七 即時に改元を行うとした場合、新元号はいつから効力をもちうるか。……………72

問五―八 大正、昭和への改元の際には、天皇の崩御の時点を境として一日が二つの元号に分かれている。次に改元がある場合にもそういうことになるのか。……………73

問五―九 改元に際し、一日が二つの元号に分かれると無用の混乱が生ずるおそれがある。そのような混乱を回避するため、例えば翌日から改元するなどある程度余裕をもって改元してはどうか。……………74

問五―十 皇位継承時に改元があったことにするために、適及して新元号に効力をもたせることはできないか。……………75

問五―十一 新元号を皇位継承後短時間のうちに決めるためには、

前もって新元号を選考しておく必要があるのではないか。.....

76

問五十二 改元に際しての混乱を回避するため、皇位継承の翌年から改元することとしてはどうか。.....

77

問五十三 元号の制定を内閣に委任した理由は何か。.....

78

問五十四 内閣が元号を定めるとして、その形式を特に政令にした理由は何か。.....

79

問五十五 元号は、政令ではなく法律で定めるべきではないか。.....

80

問五十六 従来から元号は、主権者たる天皇が制定していたものであるから、政府が元号を制定するのではなく、衆議長、総理大臣、最高裁長官等現憲法における三権の代表者で構成する元号制定会議というようなもので

定めることとすべきではないか。.....

81

問五十七 審議会を設け、これに諮問して元号を定めることとしてはどうか。.....

82

問五十八 実際に元号を定める手順はどのようになるのか。.....

83

問五十九 元号名の決定に関する事務は政府のどこが担当するのか。.....

84

問六十 元号名については、どのような基準で選考する考えか。.....

86

問六十一 法案では元号の使用について何も規定していないが一般国民は元号の使用を義務づけられるのか。.....

88

問六十二 国や地方公共団体などの公の機関は、使用を義務づけられるのか。.....

89



問五十二三 元号法が成立した後、閣議決定等により公の機関に

おける元号の使用についての方針を指示するつもりか。..... 90

問五十二四 一般国民が公の機関へ提出する申請書や届出には、

元号を使用しなければならないのか。..... 91

問五十二五 西暦により記入されている場合でも受理するのか。..... 92

問五十二六 公の機関が元号を使用することになれば、一般国民

は、公の機関に提出する書類等に元号を書かなければ

ならず、事実上使用を強制されることと同じではない

か。..... 93

問五十二七 改元があった場合、現行法令中例えば「昭和〇〇年

まで有効とする」等の文言があればすべて改正する必

要が生ずるのか。..... 94

六、元号の歴史について..... 97

問六一一 我が国における元号の起源について問う。..... 99

問六一二 我が国の元号は「大化」に始まるというが、元号制

度として定着したのはいつごろか。..... 100

問六一三 我が国の元号はいくつあったか。また、同じ元号が

二回以上用いられたことはあるか。..... 101

問六一四 歴史上一つの元号は平均何年くらい続いたか。..... 102

問六一五 現在までに最も長く続いた元号及び最も短かった元

号の名称及び年数を問う。..... 103

問六一六 元号の出典は何か。..... 105

問六一七 元号に使用されている漢字はどのようなものが多い

か。二字より多い漢字を用いた例はあるか。



使用する漢字に制約があるか。.....

106

問六一八 歴史上元号は、常に天皇が制定したのか。.....

108

問六一九 鎌倉時代以後の武家時代においては、元号制定の実

権は、朝廷から幕府に移ったのか。.....

109

問六一十 我が国における改元事由にはどのようなものがある

か。.....

110

問六一十一 どのような改元事由が多いか。.....

112

問六一十二 時代による改元事由の変遷を問う。.....

113

問六一十三 天皇の即位を理由とする改元（代始改元）は必ず行

われたか。.....

115

問六一十四 代始改元の場合、即位から改元までの期間はどのくら

いが通例であったか（即時改元か、跨年改元か）。.....

116

問六一十五 跨年改元になっている理由は何か。.....

117

問六一十六 我が国における改元の手続について問う。.....

119

問六一十七 元号名の提案者はだれか。.....

121

問六一十八 歴史上元号の使用は、義務づけられていたのか（官庁、

一般庶民等について）。.....

122

問六一十九 武家時代には幕府は元号を使用したのか。.....

124

問六二十 歴史上、一般庶民は、どの程度元号を使用していた

か。.....

126

問六一二十一 江戸時代には元号廃止論があったやに聞くが、その

論拠いかな。.....

127

問六一二十二 明治より前に一世一元の制が採られたことはあるの

か。.....

129

問六十一十三 明治以降、一世一元の制が採られた理由は何か。……………

130

問六十一十四 一世一元の制が採られたことにより、元号の性格に

どのような変化があったと考えられるか。……………

132

問六十一十五 中国における元号制度の内容について問う。……………

135

問六十一十六 中国以外で元号を使用した国はどこか。また、その

歴史について問う。……………

137

目 18

一 元号に関する基本的な考え方について

-1-

118

問一―一 元号とは何か。

(答)

元号とは、年の表示方法としての暦年の称号であって、特定の事由により改められるものである。また、その称号には、よい意味をもつ文字が選ばれていることが特徴である。

(なお、明治以前は種々の事由によってたびたび改元されるのが例であったが、明治以降においては皇位の継承があった場合に限って改元されることとなった。)

問一―二 元号は、歴史的にみて国民の心理の上でどのような役割を果たしてきたか。

(答) 元号は、その歴史的起源からみると、全国が政治的に一体をなすことを表わす意味をもっており、このような元号が、歴史的変遷の過程を通じて年の表示方法として国民の間に共通に用いられることによって、日本国民の同一社会文化への帰属意識や一体感の涵養に大きな役割を果たしてきたと思われる。

問一―三 元号は、現在、国民の心理の上でどのような役割を果たしているのか。

(答) 元号は我が国では過去約千三〇〇年の長きにわたって使用され、現在広く国民の間に定着し、年の表示方法として一つの文化的価値をもつものといえる。こうした元号を共通に使うことによって国民が同一の日本の社会・文化に属していることを意識することになり、元号が国民の気持ちの上で日本国民の統合の役割を果たしているものと考えられる。

問一―四 元号制度を存続させる理由は何か。

(答) 元号による年の表示方法は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定着しており、かつ国民の大多数がその存続を望んでいるので、政府としては、元号制度を将来とも存続させるべきであると考えている。

ちなみに、総理府で行った最近の世論調査においても、元号存続に賛成する人は約八〇％にのぼっており、また四六都道府県、千を超える市町村の議会が元号の法制化を望む決議をしている。

問一―五 元号制は、日本人の国際感覚を窒息させ、歴史意識を育てるのに大きな妨げとなるので廃止すべきではないか。

(答) 一般的には、今後とも元号と並んで西暦も使われていくと思われるので、日本人の国際感覚を窒息させたり歴史意識を育てる妨げとなるとは考えていない。

(注) 小・中・高等学校の教科書では、日本の歴史の紀年については、重要なものには年号及び西暦を併記することになっている。

問一六 年の表示方法としては、西暦の方が簡単かつ明瞭であり、元号より優れている。我が国がかって尺貫法を廃し、メートル法を採用したのと同様、西暦への一本化を図るべきではないか。

(答) 元号は、国民生活の中に生きている文化的伝統ともいえるべきものであるから、こういう実態を無視して単純に西暦の方が優れているということは適當ではない。

また、年の表示方法として、元号と西暦を併用していくこととしても格別の支障があるとは考えられない。

さらに、元号、西暦いずれも同じ暦年を表示するものであって、その単位は同じであり、となえ方の違いに過ぎないので、計量単位自体の変更である尺貫法からメートル法への変更とは同一に論ずることはできない。

問一七 現在、世界の大多数の国は、いわゆる西暦を採用しているので、我が国においても西暦に統一することが便利ではないか。

(答) 元号問題については、国民の気持を無視することは適當ではない。国民の多くは、元号を使用し、また将来の存続を望んでおり、西暦一本化を望む人は極く少数にとどまっている。

実際問題としては、西暦併用で事が済んでおり、格別の支障はないと考える。

問一―八 学校教育においては、西暦により年を表示することが広く行われているので、今後国民が次第に西暦を使うことになじんでいくのではないか。

学校教育においては、小・中・高等学校の教科書では、日本歴史の紀年については重要なものには年号及び西暦を併記することになっていく（教科用図書検定基準実施細則）。日本歴史の教科書では、大部分は西暦のあとに（ ）書きで元号を表示している。

実際には、多くの児童は年の表示方法について学校で学ぶよりも家庭や社会においておのずから身につけているものと思われる。

総理府広報室の世論調査結果によって年令段階別の元号の使用状況をみると、年令が低くなるほど主に年号を使用する人の割合が減少し

ているのは事実であるが、二〇歳―二四歳の人の場合であってもその七六・一%は主として元号を使用しており、急に国民が元号を使用しなくなるとは考えられない。

(参考)

○ふだん使用しているのは年号か西暦か。(昭和五十二年八月調査)

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
| 主に年号     | 七六・一 | 二四歳  | 二〇歳  |
| 主に西暦     | 八三・九 | 二九歳  | 二五歳  |
| 年号と西暦が半々 | 四・五  | 三四歳  | 三〇歳  |
| その他      | 七・九  | 三九歳  | 三五歳  |
|          | 八五・五 | 四四歳  | 四〇歳  |
|          | 八九・二 | 四九歳  | 四五歳  |
|          | 九一・二 | 五四歳  | 五〇歳  |
|          | 九〇・八 | 五九歳  | 五五歳  |
|          | 一・九  | 六九歳  | 七〇歳  |
|          | 二・一  | 七四歳  | 七五歳  |
|          | 三・〇  | 七九歳  | 八〇歳  |
|          | 四・九  | 八四歳  | 八五歳  |
|          | 五・四  | 八九歳  | 九〇歳  |
|          | 六・六  | 九四歳  | 九五歳  |
|          | 九・四  | 九九歳  | 一〇〇歳 |
|          | 一〇・九 | 一〇四歳 | 一〇五歳 |
|          | 一五・五 | 一〇九歳 | 一一〇歳 |
|          | 一〇・七 | 一〇四歳 | 一〇五歳 |
|          | 〇・八  | 九九歳  | 一〇〇歳 |
|          | 〇・五  | 九四歳  | 九五歳  |

(単位：%)



問一―九 元号問題については世論調査で決定することは適當ではない。年の表示方法としての合理性の観点から判断すべきものではないか。

(答) 元号は、単に年の表示方法というだけでなく、国民生活の中に生きている文化的伝統ともいふべきものであり、現に国民の大多数はその存続を希望している。実際問題としても元号と西暦を併用していくので、国際化の時代においても格別の支障はない。

元号問題については、こういう実態を尊重すべきであり、世論調査は実態を把握する上で大きな意味をもっている。

問一―十 元号を決定するに当たっては、天皇の追号になることを考慮して定めるのか。追号と元号との関係はどうか。

(答) 「明治」、「大正」という元号がそれぞれ天皇の追号とされたのは事実であるが、追号と元号との関係については、従前も制度上元号が必ず追号になると定められていたわけではないと承知している。

かつて明治以降の改元に際しても追号となることを前提として元号を定めたものとは聞いていないのでそのような考えはない。

(注) 皇室喪儀令(大正十五年十月二十一日皇室令第十一号)

第二条 天皇太皇太后皇太后皇后崩御シタルトキハ追号ヲ勅定ス。

第三条 大行天皇ノ追号ハ宮内大臣内閣総理大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス。

太皇太后皇太后皇后ノ追号ハ宮内大臣之ヲ公告ス。



二 元号に関する旧法制について

問二―一 元号に関する旧法制はどうなっていたか。

(答) 明治元年九月八日に出された改元の詔書及び行政官布告によって、

いわゆる一世一元の制度が確立した。

その後、明治二十二年二月十一日に制定された旧皇室典範第十二条で「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」と規定され、また、登極令(明治四十二年二月十一日皇室令第一号)第二条及び第三条で、元号は、踐祚の後直ちに改めること、祕密院に諮詢して勅定すること、詔書をもって公布することが定められていた。

(注)

1. 明治元年九月八日の詔書及び行政官布告(抄)

詔書「自今以後革易旧制一世一元以為永式」

行政官布告「是迄吉凶之象兆ニ隨ヒ屢改号有之候得共自今御一代  
一号ニ被定候」

2. 登極令（明治四十二年皇室令第一号）

第二条「天皇踐祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム

元号ハ枢密顧問官ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス」

第三条「元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」

問二―二 旧憲法下では、元号の使用は義務付けられていたのか。

（答） 旧皇室典範第十二条は、元号の制定について規定していたが、元号の使用については、これを直接に定めた規定がなく、必ずしも明らかではない。

したがって、現段階においては、推測するほかないのであるが、旧憲法下においても、国民が元号を使用しないことを処罰の事由として、法律行為の無効の事由とする規定はなかったから、一般国民の私生活において元号の使用を強制する法的拘束力ではなかったと推測される。しかし、公の機関においては、元号は天皇の勅裁に係るものであるという性格から、特段の事由のない限り、元号を使用することになっていたように思われる。

問二―三 旧皇室典範及び登極令は、いつ廃止されたか。

(答) 旧皇室典範及び登極令は、それぞれ新憲法施行の直前に公布された「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」及び「皇室令及付属法令廃止ノ件」により、昭和二十二年五月二日限りで廃止された。

(参考)

1. 皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件(昭和二十二年五月一日公布)  
明治二十二年裁定ノ皇室典範並ニ明治四十年及大正七年裁定ノ皇室典範増補ハ昭和二十二年五月二日限り之ヲ廃止ス
2. 皇室令及付属法令廃止ノ件(昭和二十二年五月二日公布皇室令第十二号)  
皇室令及付属法令ハ昭和二十二年五月二日限り之ヲ廃止ス

問二―四 明治元年の行政官布告は現在でも有効か。

(答) 明治元年の行政官布告については、旧皇室典範においてこの布告を吸収する形でその第十二条の規定が一世一元の制を定めていること等の経緯からみて、今日なお有効な法規範として存続しているとみることはできないと考える。

(注) この答えは、昭和五十二年十二月二十七日の堀江正夫議員の質問主意書に対する答弁書と同じ。

問二―五 現行皇室典範に元号に関する規定が取り入れられなかったのはなぜか。

(答) 元号に関する事項は、純然たる国務に関する事項であって、専ら皇位の継承、摂政の設置等皇室関係のことを規定する現行皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の規定事項とすることは性質上適當ではないことから、取り入れられなかったものである。

(注) 昭和二十一年十二月十七日第九十一回帝国議会貴族院皇室典範案特別委員会

本案は此の皇位継承と摂政とに關しまする事柄を中心と致しまして、此の二つのことに密接な關係を持って居りまする若干の事項を併せて規定した訳であります。左様でありまするが故に、現

在の皇室典範の中に規定してありまする事柄の中に就きまして、皇室の御一家に規則とも考えるべき部分及び一般の法令に任すことが適當と考えられまする部分は之を取除きまして、残る部分を法律たる今回の皇室典範の案に盛り込んだ訳であります。其の結果と致しまして、現在の皇室典範の中にありまする色々な規定の中の皇族の監督及び懲戒、太伝の規定、改元、皇族の訴訟等に關しまするものは除くこととなった訳であります。

(皇室典範案についての金森國務大臣の説明)

問二一六 昭和二十一年に政府は元号法案を提出しようとしたと聞いているが、その経緯いかに。

(答) 戦後、現行皇室典範(昭和二十二年法律第三号)の提出に際し、元号に関する事項については別個の単行法とすることとされ、政府は昭和二十一年に元号法案を閣議決定したが、その後都合により取り止めたものである。

(注)

1. 取りやめた理由

昭和三十四年二月六日衆議院内閣委員会

「これはかつて新憲法施行当時、そういうような法案(元号法案)も予定されたこともあったようですが、当時の占領軍政策の事情でもってこれは消えております。」(林内閣法制局長官答弁)

2.

現皇室典範案帝国議会提出

昭和二十一年十一月二十六日

元号法案閣議決定

昭和二十一年十一月八日

元号法案枢密院より撤回の閣議決定

昭和二十一年十一月十九日

三 元号の現状について

問三一 昭和は、現在どのような根拠によって使われているのか。

(答) 現在の昭和という元号は、昭和二十二年五月三日、現憲法の施行に

伴い旧皇室典範及び登極令が廃止されたことにより法令上の根拠を失っているが、現在でも広く国民の間で元号として使用されており、「事実たる慣習」として定着しているものと考えられる。



問三―二 元号は「事実たる慣習として広く国民の間に定着している」といわれるが、「事実たる慣習」とはどのようなことを意味するのか。

(答) 人々が日常行っているため社会的な慣習と認められていることのうちには、人々の意識としてすでに法的確信をもつていたっている場合もあり、また、その程度にいたっていない場合もある。通常、人々が法的確信をもつていたった慣習を法たる慣習又は慣習法といい(法例第二条)、これに対して、まだ法的確信をもつていたらない程度の慣習を「事実たる慣習」といっている(民法第九十二条)。

(参考)

1 民法第九十二条(事実たる慣習) 法令中ノ公ノ秩序ニ関セサル規定ニ異ナリタル慣習アル場合ニ就テ法律行為ノ当事者力之ニ依ル

意思ヲ有セルモノト認フヘキトキハ其慣習ニ従フ

2 法例第二条(慣習法) 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認めタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス



問三―三 昭和はいつまで続くのか。

(答) 現在の昭和という元号は、法令上の根拠はなく、事実たる慣習として用いられているが、その事実たる慣習の内容としては、現在の陛下が御在世中は使用するという認識であると考えられる。したがって、万一陛下が崩御された後には使われなくなると予想される。

問三―四 一世一元の制度自体に慣習法又は事実たる慣習が成立しているのではないか。また、これに基づき新元号を制定できるのではないか。

(答) 昭和が元号として使用されていることについては、事実たる慣習とみることができる。

しかし、かつてそれを根拠づけていた法令が廃止され、元号を制定する手続が空白になった後、改元が行われていないので、現在、改元について事実たる慣習又は慣習法が成立しているとはできない。

問三一五 元号存続のための措置を何ら採らない場合には、将来の年の表示方法はどうか。当然に西暦に一本化されるのか。

(答) 仮に、元号の存続のための措置を講じないままにしておいた場合には、元号以外の年の表示方法を探ることが必要となる。その際、西暦は一つの有力な表示方法となるものと予想されるが、必ず西暦に一本化されるとは断言できない。

問三一六 国民の日常生活における元号の使用状況はどうか。

(答) 総理府広報室が昭和三十六年、四十九年、五十一年及び五十二年に行った世論調査の結果は次のとおりである。(対象 満二〇歳以上の男女二万人)

○ふだん主に年号を使うか、西暦を使うか。

|                           |     |     |     |     |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 五二年八月 五一年八月 四九年十二月 三六年十一月 |     |     |     |     |
| 主に年号                      | 八九% | 八七% | 八四% | 八二% |
| 主に西暦                      | 三   | 三   | 四   | 三   |
| 年号と西暦と半々                  | 七   | 七   | 一一  | 七   |
| その他                       | 一   | 三   | 一   | 八   |

(参考)

- (1) 日本世論調査会による調査(昭和四十九年十二月実施 対象満二十歳以上の男女三千人)  
○年号と西暦では、ふだんどちらを主に使うか。

|           |     |
|-----------|-----|
| 年号のほう     | 九二% |
| 西暦のほう     | 六   |
| その他       | 一   |
| わからない・無回答 | 一   |

- (2) 毎日新聞社による調査(昭和五十年九月実施、対象満十六歳以上の男女六千人)

○ふだん年号を主に使うか、西暦を主に使うか。

|          |     |
|----------|-----|
| おもに年号    | 八二% |
| おもに西暦    | 四   |
| 年号と西暦と半々 | 一三  |
| その他・無回答  | 一   |

- (3) 読売新聞社による調査(昭和五十二年七月実施、対象満二十歳以上の男女三千人)

○あなたは日常、自分の過去の体験を思いおこしたり、手紙を書いたりするときなどどうしていますか。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| いつも元号を使う             | 四六・一% |
| ほとんど元号を使う            | 二七・〇  |
| 併用しているがどちらかというと元号が多い | 一五・一  |
| 併用しているがどちらかというと西暦が多い | 三・九   |
| ほとんど西暦を使う            | 二・三   |
| いつも西暦を使う             | 〇・五   |
| わからない・無回答            | 三・九   |

問三―七 元号制度の存続について国民はどう考えているか。

(答)

総理府広報室が昭和三十六年、四十九年、五十一年及び五十二年に行った世論調査の結果は次のとおりである。(対象二〇歳以上の男女一万人)

○次の天皇の代になっても年号制度はあった方がよいと思うか、廃止した方がよいと思うか。

|                  | 五十二年八月 | 五十一年八月 | 四十九年十二月 | 三十六年十一月 |
|------------------|--------|--------|---------|---------|
| あった方がよい          | 五九%    | 五七%    | 五七%     | 二九%     |
| どちらかといえはあった方がよい  | 一七%    | 一七%    | 一八%     | 一五%     |
| どちらかといえは廃止した方がよい | 二〇%    | 一九%    | 二二%     | 三〇%     |
| 廃止した方がよい         | 三      | 一六     | 三       | 五       |
| どちらでもよい          | 一一     | 一六     | 一一      | 二七      |
| 不明               | 四      | 三      | 三       | 八       |

以上のように元号問題の世論はほぼ安定しており、元号制度の存続に

賛成する者が最近では八〇%近くになっている。

(参考)

- (1) 日本世論調査会による調査(昭和四十九年十二月実施、対象二〇歳以上の男女三千人)  
○年号制度を次の天皇の代になっても続けるべきだと思うか、やめるべきだと思うか。

|           |     |
|-----------|-----|
| 続けるべきだ    | 六六% |
| やめるべきだ    | 八   |
| どちらでもよい   | 二二  |
| わからない・無回答 | 四   |

- (2) 毎日新聞社による調査(昭和五十年九月実施、対象満一六歳以上の男女六千人)  
○これからの年代の表し方(紀年法)について、どれが一番よいと思うか。

|                |     |
|----------------|-----|
| 年号だけにする        | 二六% |
| 年号を主にし、西暦を併用する | 四四  |
| 西暦を主にし、年号を併用する | 一七  |
| 西暦だけにする        | 一〇  |
| その他・無回答        | 三   |

(3) 日本評論社・法学セミナー編集部による調査

(昭和五十一年十一月実施、対象男女大学生約千七〇〇人)

○次の天皇の代になっても、元号制度はあった方がよいと思いませんか、それとも廃止した方がよいと思いませんか。

|                  |       |
|------------------|-------|
| あった方がよい          | 二八・二% |
| どちらかといえはあった方がよい  | 二七・八% |
| どちらかといえは廃止した方がよい | 一一・〇% |
| 廃止した方がよい         | 一九・〇% |

(4) サンケイ新聞社による調査

(昭和五十二年二月実施、対象満一五歳～六四歳までの男女千二〇〇人)

○たとえ天皇がかわっても元号制度は続けたらよいと思いませんか、廃止したらよいと思いませんか。

|         |     |
|---------|-----|
| 続けたらよい  | 六八% |
| 廃止したらよい | 一一% |

|          |    |
|----------|----|
| なんともいえない | 一八 |
| わからない    | 三  |

○(前の問で「続けたらよい」と答えた人に)元号制度を続けていく場合、西暦もいっしょに使ったらよいと思いませんか、元号だけに統一したほうがよいと思いませんか。

|                |     |
|----------------|-----|
| 西暦もいっしょに使ったらよい | 八〇% |
| 元号だけに統一したほうがよい | 一四  |
| なんともいえない       | 五   |
| わからない          | 一   |

問三一八 元号制度の法制化について国民はどう考えているか。

(答)

過去に政府として元号制度の法制化について世論調査を実施したことがないのであるが、四六都道府県、千を超える市町村の議会が元号の法制化を望む決議を行っている。

(参考)

(1) サンケイ新聞社による調査

(昭和五十二年二月実施、対象一五歳～六四歳の男女千二〇〇人)

○元号制度を続ける場合、新しい法律をつくって決めた方がよいと思うか、ただ単に内閣が判断し、告示という形で国民に知らせるだけでよいと思うか。

新しい法律をつくって決めたほうがよい 二八%

内閣が判断し、告示するだけでよい 四九

元号制度の存続には反対 六

わからない 一七

(2) 読売新聞社による調査

(昭和五十三年七月実施、対象二〇歳以上の男女三千人)

○元号の法制化については、次のような意見がありますが、あなたはどれに賛成ですか。

法制化した方がよい 一五・一%

元号はあった方がよいが法制化するほどのことはない 六四・五

元号を廃止した方がよい 四・二

その他 〇・九

わからない・無回答 一六・四

問三一九 元号に関する総理府の世論調査は、何回実施しているか。また、それはどのように実施したのか。

(答) 「元号に関する世論調査」は、最近では、昭和四十九年十二月、五  
十一年八月及び五十二年八月に実施している。

この世論調査は、全国二〇歳以上の男女を母集団として層化二段無  
作為抽出した一万人を対象に、面接調査により実施したものである。

(参 考)

| 調査時期        | 調査名                      | 調査対象者    | 回収数(率)        |
|-------------|--------------------------|----------|---------------|
| 五二・八・二二、三二  | 「元号に関する世論調査」             | 二〇歳以上の男女 | 八・一七〇人(八二・七%) |
| 五一・八・二二、三二  | 「元号に関する世論調査」             | "        | 八・〇四九人(八〇・五%) |
| 四九・一二・二二、二二 | 「年号制度・国旗・国家に関<br>する世論調査」 | "        | 七・八九一人(七八・九%) |
| 「三六・一一      | 「公式制度に関する世論調査」           | "        | 八・四四六人(八四・五%) |

問三二十 元号についての世論調査は、わずか一万人程度であるが、これに  
よって国民の意見を代表しているといえるか。

(答) 世論調査においてサンプルの選定は、統計理論に基づいて行われて  
おり、調査結果は客観的である。また、統計的にみて誤差はごく僅か  
であり、全国民に対する代表性は十分にある。

(注) 誤差を計算してみると次のようになる。

|            | 結果数字の<br>比率 |     |
|------------|-------------|-----|
| 一万人サンプルの場合 | 〇・六         | 〇・八 |
| 五千人サンプルの場合 | 〇・九         | 一・一 |

表の見方  
例えば一万人サンプルで結果数字の比率が八〇%の場合、真の比率は確率  
九五%で、八〇±〇・八即ち七九・二%〜八〇・八%であるとみなされる。



問三十一 元号に関する総理府の世論調査は極めて誘導尋問的になされているのではないか。

(答) 世論調査の質問文を作成するに当たっては、公正に調査対象者の意見が反映されるよう配慮している。

元号に関する世論調査で元号の存続への賛否を問う場合も、賛成、反対の両方の意見を並列して、調査対象者にその中から選んでもらうという質問にしており、公正な世論調査であると考えている。

#### 四 元号法制化について



問四―一 元号を法制化する理由は何か。

(答) 元号は国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を望んでいるものであるから、制度として明確で安定したものであることが必要である。このためには法律でだれがどういう場合に改元を行うかということを明確に定めることが必要である。

問四―二 法制化についても、世論調査を行ってから結論を出すべきではないか。

(答) 政府は元号制度の存続について数回の世論調査を行ってきたが、そ

の結果、国民の約八〇％が存続を希望している。このため政府としては今後とも元号制度を存続させるべきであると考え、そのための手続等について慎重に検討してきたが、元号は国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間で定着しており、かつ大多数の国民がその存続を望んでいるものであるから制度として明確で安定したものであることが必要である。このためには、法律でだれがどういう場合に改元を行うのかということを明確に定めることが必要であると考えている。

なお、四六都道府県、千を超える市町村の議会が法制化を望む決議を行っており、これも法制化を望む世論の表れと見ることができると

問四―三 政府は、かつては内閣告示で十分だと考えていたのではないか。

それが急に法制化が必要だという考え方に変わった理由は何か。

(答) 政府としては、かねてから元号の法制化を望む世論や地方公共団体

の動きなども十分考慮しつつ、元号制度存続のための手続等について法制化の場合も含めて慎重に検討してきたところである。制度の明確性、安定性等の観点から法制化が必要であると考え

問四―四 元号存続を図る場合、法制化と内閣告示とではどのような違いがあるか。

(答)

法制化した場合には、元号は制度として明確で安定したものとなる。また、元号制度を法律で定めるということは、原則として国の機関はこれを使うことを予定していると考えられるので、国の機関においては当然原則として使用することとなる。

内閣告示の場合には、元号の存続はその時々の内閣の判断により左右されることとなるので、制度としての安定性、明確性に難点があるほか、行政府部内については元号の使用をはっきりさせることはできるが、他の国の機関等に対しては、その使用について協力を求めることができないとどまる。

問四―五 新聞等を見ると、法制化については賛否が分かれている。したがって、もう少し慎重に世論を把握してから結論を出すべきではないか。

(答)

国民の大多数が元号制度の存続に賛成しているので政府としても今後とも元号制度を存続させるべきであると考え、そのための手続等について慎重に検討してきたが、制度の明確性、安定性の観点から法制化が必要であると考えている。また、現在までに、四六都道府県、千

を超える市町村の議会で元号の法制化を望む決議を行っている。こうした状況等にかんがみ、今国会にこの法案を提出した次第である。

問四一六

現在、元号は慣習として十分国民の間に定着している。その慣習こそ尊重すべきであって、新元号は内閣告示で定めれば十分である。特に法制化する必要はないと思うがどうか。

(答)

元号が現在、法律をはじめ公文書や国民の間で広く使用され、年の表示方法として定着していると認められる。

慣習を尊重すべきだということは同感であるが、やはり元号制度を明確で安定したものとするためには、法律によってだれがどういう場合に改元するかということを明確にしておくことが必要である。

問四一七

旧憲法と新憲法とは、国民と天皇の位置づけが変化し、新憲法では国民主権となったにもかかわらず、旧憲法の天皇主権の下で旧皇室典範を根拠としていた元号制度を、再び法律により復活することとは、憲法の本質に反するのではないか。

(答)

この法案は、現憲法施行後三〇年以上にもわたって国民の大多数が使用してきており、かつ、その存続を望んでいる年の表示方法としての元号について明確にしようとするものである。旧憲法下における元号を復活しようとするものではないので、憲法の本質に反するものではない。

問四一八 戦後の日本は、平和国家として諸外国との交流をより広範かつ活

発に推進しなければならず、日本にのみ通用する元号の法制化は、  
このような時代の流れに逆行するものではないか。

(答)

元号は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定  
着しており、かつ、大多数の国民がその存続を望んでいる。

また、諸外国における年の表示方法については、大多数の国で西暦  
が使用されているのは事実であるが、国によっては仏暦、回教暦等を  
併用するなど、各国の歴史や伝統により差異がある。日本においても  
固有の歴史や伝統は大切にすべきであると考えらる。

また、元号を法制化した場合においても、時と場合に応じ元号と西  
暦とを使いわけていくのであるから、諸外国との交流を深めていく上  
で障害となるものとは考えていない。

問四一九

今日、西暦は、国際的にも通用し、また、年の表示方法として元  
号より優れている。従って今さら元号を法制化し、我が国の公式の  
年の表示方法とする必要はないと思うがどうか。

(答)

元号は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定  
着しており、かつ、国民の大多数がその存続を望んでいる。また、諸  
外国における年の表示方法については、大多数の国で西暦が使用され  
ているのは事実であるが、このほかにも仏暦、回教暦等を併用するな  
ど各国の歴史や伝統による差異がある。日本においても固有の歴史や  
伝統は大切にすべきであると考えらる。この意味からも元号制度を存続  
させることが適当である。

なお、今後、元号制度を法制化した場合においても、西暦の使用は  
自由であるから、西暦を使用したい者にとって不便となるものではない。

問四―十 一世一元制を採用する理由いかん。

(答) 明治元年、一世一元の制が確立され、大正、昭和とこの制が受け継がれてきており、一世一元の制は、現在の元号の在り方として定着していると考えられる。

大多数の国民が存続を希望している元号制度もこのことを前提としているものと考えられるので、いわば現状を維持するという意味で一世一元の制度とするのが妥当であると考ええる。

(注) 仮に、改元の時期の基準として皇位継承の場合以外を考えるとすれば、一つは五十年ごとというような基準であろう。

しかし、これは、元号の歴史や国民が抱いている元号の感覚に合わない。他の一つは、何か大事件のあった時に改元するということであろう。

しかし、これは価値観が多様化している現在、国民の大多数に納得を得られるような大事件の選択は極めて困難であり、また、天皇の御一代に何度も改元されることは国民にとって不便で、明治の始めに一世一元としてその点の合理化が図られたことからいっても、適当ではない。

問四―十一 明治以来の一世一元制は、天皇の治世を意識させる色彩が強い。

これは天皇が日本の統治者、主権者であるという考え方と密接に結びつくものであり、国民主権となった現憲法の下ではふさわしくないと考えるがどうか。

(答) 現憲法下では天皇の憲法上の地位は変わり、天皇は、日本国及び日

本国民統合の象徴であり、国政に関する権能は有しない。したがって一つの元号の存続期間としていわゆる一世一元の制を採用することとしても、天皇の治世の表示という意味はなく、現憲法の下においても何ら差し支えないものと考えている。

問四十二 一世一元ではなく、例えば五〇年ごとに改元することとしてはどうか。

(答)

大多数の国民が存続を希望している元号制度は、明治以来定着した一世一元の制度を前提としていられる。また、元号を皇位の継承があった場合に改元することとしても象徴天皇制を定めた現憲法に抵触することは考えられない。このようなことから元号を法制化するに当たっては、一世一元制を採ることが国民感情に最も合致し、混乱も少ないものと思われる。

なお、五〇年ごとというように機械的に改元することについては、国民の大多数に納得を得られるような基準を見つけること自体にも困難がある。

問四十三 一世一元ではなく、何か大きな事件があった場合に改元することとしてはどうか。

(答)

大きな事件といっても、それに対する評価は人によって異なり、実際の運用に際しては、国民の大多数の納得を得られるような選択は極めて困難であり、採用することはできない。



五  
元  
号  
法  
案  
に  
つ  
い  
て



問五―一 法案でいう元号の意味は何か。定義の規定を置かなくてよいか。

(答) 現在、「元号」は、年の表示方法としての暦年の称号であって、これについては一般国民の共通の理解があると考えられるので、定義を置かないこととした。

問五―二 元号と年号はどう違うか。

(答) 元号と年号は同義である。

(注) 明治二十二年の旧皇室典範等においては、「元号」が使われていた。

問五―三 歴史上、元号は常に天皇が制定してきたものであるから、政府が定めるものは元号とはいえないのではないか。

(答) 我が国においては、元号は昭和を含めこれまで常に天皇が定めてき

たが、日本国憲法の施行に伴い、天皇は元号を制定する権能を有しないことになった。しかし、その後においても「昭和」は元号として広く使用され、事実たる慣習となっっている状況にかんがみると、元号を政令で定めることとしても、元号としての性格を失うことはない。

問五―四 元号は、内閣の助言に基づき天皇が制定することとしてはどうか。

(答) 日本国憲法の下においては、憲法第四条の規定により、天皇は憲法に定める国事に関する行為のみを行ない、国政に関する権能を有しないことになっており、憲法が定める国事行為の中に元号を制定することは含まれていないので、天皇が元号を制定することはできない。

(参考) 日本国憲法(昭和二十二年五月三日施行)

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委

任することができる。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

問五―五 「皇位の継承があつた場合」とあるが、皇位の継承はどういう事由で行われるのか。また、いつ行われるのか。

(答) 現憲法第二条の規定によれば、皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより継承することになっている。皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条によれば、天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位することになっており、かつ、皇室典範はそれ以外の皇位の継承事由を認めていないので、皇位の継承は天皇が崩御することによってのみ行われる。

また、皇位の継承は右の規定によりその原因となる事実の発生により、法律上当然に行われるのであつて、別段、意思表示や手続を必要としない。すなわち、天皇の崩御によって当然に皇嗣が即位するので

あつて、崩御の瞬間が即位の瞬間である。

問五―六 「皇位の継承があつた場合に限り元号を改め」とあるが、いつ改めるのか。時期を法文上明確にすべきではないか。

(答) 皇位の継承があつた場合には内閣は新元号を政令で定めなければならないが、それには若干の時間が必要であるので、定める時期については、法案では特に限定していない。しかしながら、事情の許す限り速やかに定めるといふのがその趣旨である。

問五―七 即時に改元を行うとした場合、新元号はいつから効力をもちうるか。

(答) 新元号は政令によって定められるのであるから、施行の時期は、政令で定められることとなる。この場合、一番早い施行時期は、この政令の公布された時点である。

(注) 公布時点というのは、その法令を掲載した官報が印刷局から全国の各官報販売所に発送され、これを一般希望者がいずれかの官報販売所又は印刷局官報課において閲覧し又は購読しようとすれば、それをなし得た最初の時点ということになる。(最高裁判所の判例)

問五―八 大正、昭和への改元の際には、天皇の崩御の時点と一日が二つの元号に分かれている。次に改元がある場合にもそういうことになるのか。

(答) 大正、昭和への改元の場合には、改元の時点が崩御の時点と一致すると考えられたので、天皇の崩御の時点と一日が二つの元号に分かれることとなった。

この法案は、改元の時期を政令で定めることとしているので、公布の時から政令を施行することとした場合には、天皇の崩御の時点ではなく、政令の公布の時点と一日が二つの元号に分かれることとなる。

問五―九 改元に際し、一日が二つの元号に分かれると、無用の混乱が生ずるおそれがある。そのような混乱を回避するため、例えば翌日から改元するなどある程度余裕をもって改元してはどうか。

(答) 改元の必要が起った時点において、国民感情その他諸々の事情を考慮して慎重に決定すべきものと考ええる。

問五―十 皇位継承時に改元があつたことにするために、遡及して新元号に効力をもたせることはできないか。

(答) 政令で元号を定める以上は、公布という手続が必要であり、皇位継承の時から政令の施行までの間は新元号を使用することは不可能であり、遡及適用にはなじまないものと考えられる。



問五十一 新元号を皇位継承後短時間のうちに決めるためには、前もって新元号を選考しておく必要があるのではないか。

(答) 改元は、皇位の継承すなわち天皇の崩御の場合に行われるのであるが、天皇の崩御ということを用意して前もって新元号候補を準備しておくということは適当ではないと考えている。一般には、天皇御不例ということになって具体的な準備に取り掛かるということになるであろう。

問五十二 改元に際しての混乱を回避するため、皇位継承の翌年から改元することとしてはどうか。

(答) 法案においては、皇位の継承があった場合には改元することとしているが、改元の具体的な時期については政令で定めることとして、内閣の判断にゆだねている。

もちろん、その趣旨としては諸事情の許す限り速やかに改元すべきものと考えているが、改元の具体的な時期は、その必要の生じた時点で諸般の事情を考慮して決定することである。



問五―十三 元号の制定を内閣に委任した理由は何か。

(答) 元号それ自体を法律で定めることとするのも一つの考え方とされるが、元号は、皇位の継承があった場合、速やかに制定すべきであるので、内閣に委任することとするのが、現実問題として最も適當であると考えられる。

問五―十四 内閣が元号を定めるとして、その形式を特に政令にした理由は何か。

(答) 元号は、国民に広く用いられる重要なものであるから、法律に次ぐ法形式である政令によることとしたものである。

問五―十五 元号は、政令ではなく法律で定めるべきではないか。

(答) 元号は、皇位の継承があつた場合、速やかに定めるべきであると考えられるので、法律の委任に基づいて政令で定めることとするのが適當であると考えている。

問五―十六 従来から元号は、主権者たる天皇が制定していたものであるから、政府が元号を制定するのではなく、衆参議長、総理大臣、最高裁長官等現憲法における三権の代表者で構成する元号制定会議というようなもので定めることとすべきではないか。

(答) 元号を定めることは、国等の公的機関のみならず一般国民にも使用され、社会生活に深い係わり合いを持つ年の表示方法を定めるということであつて、いずれかといえば行政に含まれるものであり、また、元号は、皇位の継承があつた場合速やかに定められるべきものであるので、内閣が責任をもつて定めることとするのが、最も適當であると考ええる。

問五―十七 審議会を設け、これに諮問して元号を定めることとしてはどうか。

(答) 政府としては、審議会に諮問することは、改元の手続が緊急を要すること等の理由で適當ではないと考える。

(注) 審議会方式の問題点

- (1) 委員の任命をいつ行うか。
- (2) 委員の人選をどうするのか。
- (3) 諮問の時期はどうなるか。
- (4) 審議の手続はどうするか。多数決とするのか。
- (5) 答申の内容及び拘束力はどうか。

問五―十八 実際に元号を定める手順はどのようになるのか。

(答) 改元の必要が生じた場合、あるいは天皇の御不例によって改元の必要が予想される事態になった場合には、新元号候補案の選考が行われることとなる。その選考に当たっては、若干名の学識経験者に対して案の提出を委嘱することとなる。この学識経験者から提出された案の中から内閣総理大臣が一案を選んで閣議に諮り、元号を定める政令を決定することとなる。

問五―十九 元号名の決定に関する事務は政府のどこが担当するのか。

(答) 元号は政令で定めるのであるから、閣議によって決定されることになるが、その事務は総理府が担当することになる。内閣総理大臣の指示の下に総理府において原案を準備し、内閣総理大臣から閣議を求めることになるであろう。

(参考)

1 総理府設置法(抄)

(昭和二十四年五月三十一日)  
(法律第百二十七号)

(大臣官房の事務)

第六条 大臣官房においては、総理府の所管行政に関し、左の事務をつかさどる。

十五 他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。

2 総理府本府組織令(抄)

(昭和二十七年八月三十日)  
(政令第百七十二号)

(審議室)

第五条 審議室においては、次の事務(交通安全対策室、広報室、老人対策室及び同和対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 各行政機関の事務の連絡に関すること。
- 二 他の行政機関の所掌に属しない事務のうち行政施策に関するものを調査し、企画し、及び立案すること(管理室の所掌に属するものを除く。)

問五―二十 元号名については、どのような基準で選考する考えか。

(答) 元号名選考の基準については、今後、慎重に検討する必要があると考えている。

なお、我が国における元号の歴史や国民のために定められるということなどから考えて、次のような基準が予想される。

- (1) 漢字二字であること。
- (2) 書きやすいこと。
- (3) 読みやすいこと。
- (4) 使いやすいこと。
- (5) 出典を有すること。
- (6) 国民の理想としてもふさわしいものであること。

- (7) これまでに元号、追号として使用されたものでないこと。
- (8) 俗用されていないものであること。

問五―二十一 法案では元号の使用について何も規定していないが、一般国民は元号の使用を義務づけられるのか。

(答) この法案は、一般国民に元号の使用を義務づけるものではない。  
なお、今後も現状のとおり使用されるものと予想している。

問五―二十二 国や地方公共団体などの公の機関は、使用を義務づけられるのか。

(答) この法案には、元号の使用を義務づける規定はないが、国権の最高機関である国会が法律という形で元号を公式の年の表示方法とするものであり、国の機関が元号を使用することを予定しているものと考えられる。したがって、国の機関は当然に原則として元号を使用することとなると考える。また、地方公共団体においても、国と歩調を合わせて元号を使用することが期待される。

(注) 外交文書等西暦によることが適当と思われるものについては、今後とも西暦によることになる。

問五―二十三 元号法が成立した後、閣議決定等により公の機関における元号の使用についての方針を指示するつもりか。

(答) 元号法が成立した後、公の機関における元号の使用について、何らかの措置を採るべきかどうかについては、法律成立後の使用の実情等を見た上で検討したい。

問五―二十四 一般国民が公の機関へ提出する申請書や届出には、元号を使用しなければならないのか。

(答) この法案は、一般国民に元号の使用を義務づけるものではない。しかし、公の機関においては今後とも現在のように原則として元号によって年を表示することになるので、一般国民が公の機関に提出する申請書や届出等については、公の機関における統一的事務処理のため元号の使用について協力を求めることとなろう。



問五―二十五 西暦により記入されている場合でも受理するのか。

(答) この法案は、元号の使用を義務づけるものではなく、また、現在、我が国における年の表示方法として西暦もあるので、西暦で記入されたものも受理することとなる。

(注) 仏暦又は回教暦等で表示されたものは受理するのかということについては、仏暦、回教暦等は、我が国における年の表示方法として一般的でないので、これらにより表示されているものについては書き改めってもらうことになるであろう。

問五―二十六 公の機関が元号を使用することになれば、一般国民は公の機関に提出する書類等に元号を書かなければならず、事実上使用を強制されることと同じではないか。

(答) 事実上、公の機関の窓口との関係において国民が元号を使用することがあっても、これは統一的に事務を処理するための協力であって、また、西暦を用いたいという人については、西暦で記入されたものでも受理することとなるので、決して強制することにはならない。



問五―二十七 改元があつた場合、現行法令中例えば「昭和〇〇年まで有効とする」等の文言があればすべて改正する必要が生ずるのか。

(答) 改元によつて元号が変わつても、旧元号による年表示によつて年を特定できるから、直ちに旧元号による年の表示を、新元号による表示に改正する必要はないと考える。

(参考)

健康保険法

(大正十一年四月二十二日)  
法律第七十号

附則

〔施行期日〕

第一条 本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保険給付及費用ノ負

担ニ関スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本附則：全部改正〔大正一五年三月法律三四号〕、旧附則：附則一条に改正〔昭和五二年一二月法律八六号〕

六  
元号の歴史について

問六一 我が国における元号の起源について問う。

(答)

公式の元号は、いわゆる大化改新に当たって皇極天皇に代わり孝徳天皇が即位して「大化」の元号を建てたことに始まると考えられる。

「日本書紀」に「(皇極)天皇四年を改めて大化元年と為す」と記されており、これが日本の正史に見える最初の元号である。

ただし、これ以前に、正史には記されていないが、金石文、年代記、古社寺縁起などに記された年号(これを逸年号と呼ぶ。)が若干ある。これらは国家として建てられた年号かどうかは不明であり、したがって、公年号としては「大化」をもって最初とすることが通説となっている。

問六―二 我が国の元号は「大化」に始まるというが、元号制度として定着したのはいつごろか。

(答)

我が国の元号は「大化」に始まったが、その後は、「白雉」、「朱鳥」と断続して制定されているに過ぎなく、定着したとはいえない状態であった。文武天皇五年（七〇一年）に「大宝」と定められて以来は元号は連続して今日に至るまで制定、使用されてきている。

したがって、天皇制律令国家の確立期ともいえる文武天皇代、大宝年代以降、元号制度は定着したと考えられる。

大化以降、大宝年代まで元号が定着しなかったのは、この時期が内政、外交上、多くの問題を抱え安定しない状況があったことによると考えられる。

問六―三

我が国の元号はいくつあったか。

また、同じ元号が二回以上用いられたことはあるか。

(答)

二四六の元号が用いられている。ただし、この中には、南北朝時代に並用された北朝、南朝の元号をすべて含んでいる。

また、同じ元号が二回以上用いられたことはない。

問六―四 歴史上一つの元号は平均何年ぐらい続いたか。

(答) 最初に元号が制定された大化元年(六四五年)から昭和五十四年現在までの一三三四年間に二四六の元号が用いられた。大化から大宝(七〇一年)までの間は元号のない時期があるので、それを計算に入れると平均五・三年ということになる。

参考までに、平安時代は約四〇〇年間に九〇の元号で平均四・五年、江戸時代は約二五〇年間に三四の元号、平均七・四年で、時代が下るにつれて長くなっていることが分かる。

問六―五 現在までに最も長く続いた元号及び最も短かった元号の名称及び年数を問う。

(答) 最も長く続いた元号は現在用いられている「昭和」であり、昭和五十四年一月現在までで五十二年二か月となる。

また、最も短かった元号は、鎌倉時代の「暦仁」(りやくにん、れきにん)で二か月余りで次の延応に改元している。

(参考)

1 奈良時代以前の「朱鳥」は二か月未満であるがこの時代は元号の空白があり、使用の期間は明白でない。

2 長期間のものは、「昭和」の他、「明治」(四四年一〇か月)、「応永」

(三三年九か月) 室町時代、「延暦」(二三年八か月) 平安時代、  
「正平」(二三年七か月) 南北朝時代と続く。

3

短期間のものは「暦仁」の他、「天平感宝」(三か月) 奈良時代、  
「康元」(五か月) 鎌倉時代、「平治」(八か月) 平安時代、「乾  
元」(八か月) 鎌倉時代と続く。

問六―六 元号の出典は何か。

(答)

中国の史書、古典から引用している。

史記、漢書、後漢書など「三史」と書経、詩経、易经、礼記、春秋な  
ど「五経」とよばれているものからの引用が最も多くなっている。

その他、尚書、左伝、孟子、荀子、老子などが引用されている。

(参考)

平安中、後期の例

史類 三〇(漢書一一、後漢書八、史記四 など)

経類 二一(書経九、詩経四、礼記三、易经二 など)

子類 一四(老子二、抱朴子二、維城典訓二 など)

その他 一一

問六―七

元号に使用されている漢字はどのようなものが多いか。二字より多い漢字を用いた例はあるか。使用する漢字に制約があるか。

(答)

元号二四六の使用文字は全部で七一文字あるが、その中で使用回数が多いものは「永」が二九回、「元」が二七回、「天」が二七回、「治」が二十一回、「応」が二〇回となっている。

二字より多い元号は、奈良時代の元号として、「天平感宝」、「天平勝宝」、「天平宝字」、「天平神護」、「神護景雲」の五つがある。これ以外は、全部二字の元号となっている。

使用する漢字について特別な制約はない。ただ、元号案(勘文)の検討の際、適否の意見を述べるいわゆる「難疎」において前例にあるなしどの意見が出、前例に従うとか、不吉な事例がないものに限られるとい

うことがある。



問六―八 歴史上元号は、常に天皇が制定したのか。

(答) 元号の制定の過程が明らかにされている平安時代中期以降、現代に至るまで、元号は常に天皇が制定していることが明らかである。

摂関政治の時代においても、武家の時代に入っても天皇が案に基づいて勅定し、また、改元詔書をもって告示するという基本的なことには変わりない。

ただし、幕府政治の時代においては、朝廷、幕府の間の力関係を反映して、元号を改定する発議とか、あるいは制定の過程における意見など、幕府側の意向が大きな影響をもったことは否定できない。

問六―九 鎌倉時代以後の武家時代においては、元号制定の実権は、朝廷から幕府に移ったのか。

(答) 元号制定の手續上の権限は朝廷がもっていたが、元号制定の過程において幕府が介入するようになってきた。

例えば、鎌倉幕府の場合、後堀河天皇のとき、「元仁」と改元したが、幕府が「元仁」の年号について抗議してきたので、朝廷では疫疾を理由に「嘉祿」と改元した事実がある。

江戸時代には、「禁中並びに公家諸法度」が幕府より出され、そこには改元のこと規定されている。また、改元の際、朝廷の年号案(年号勘文)が幕府に送付され、幕府側で老中、学者が検討し幕府案の答申が行われるのが常例となってきた。



問六―十 我が国における改元事由にはどのようなものがあるか。

(答) 改元事由を大別すると次のように分類される。

第一には、新しい天皇の即位に伴って行われる改元で、代始改元、又は即位改元とよばれるものがある。

第二には、祥瑞(吉兆)が現われるとそれにちなんで改元する祥瑞改元とよばれるものがある。

第三には、大きな災害や異変が起きると、それを天の戒めとして改元する災異改元とよばれるものがある。

第四には、中国の思想の「讖緯説」に基づき辛酉の年と甲子の年に革命があるという説があるが、その年に革命の凶運を避けるために改元する革年改元とよばれるものがある。

以上の四つに分類できるが、長い歴史を通してみるとこれらの改元事由の適用の変遷が見られるのである。

(注) 讖緯説の紀年論は、干支一運六〇年を基数とし、これの二一倍即ち一

二六〇年を一節として、これを最大の周期とする。干支一運六〇年の間の甲子の年には革命が、辛酉の年には革命があるとしている。

問六十一 どのような改元事由が多いか。

(答) 二四六の元号についての改元事由を大別すると次のようになる。

|         |                |
|---------|----------------|
| 災異による改元 | 一一一(天変地異、兵乱など) |
| 代始改元    | 七一             |
| 革年改元    | 三五(辛酉革命、甲子革命)  |
| 祥瑞改元    | 一三             |
| 未詳      | 一六             |

問六十二 時代による改元事由の変遷を問う。

(答) 代始改元はいくつかの例外はあるが、全時代を通してほぼ行われている。

祥瑞改元は白雉改元(六五〇年)以来、奈良時代、平安初期までで、特に奈良時代に多く、元慶改元(八七七年)を最後に以後は行われなくなる。

これに代わって、平安時代中期以降は災異改元が多く行われるようになる。平安中期、後期の約二五〇年間に四〇数回の災異改元が見られる。当時の人々が日食や彗星などの自然現象を天変と見、地震や暴風や疫病の流行などを地異と見て、これらを神の意志としておそれた状況を反映して災異改元が多くなったと思われる。また、平安後期に兵乱の多く起

こったことも関係している。

革年改元も平安中期から行われ、以後、一、二の例外を除いて江戸末期まで勵行されている。

全体を通して、平安中期を境に、祥瑞改元から災異改元への変化と、平安中期から革年改元が始まったことが、変遷の大きな傾向といえる。

問六―十三 天皇の即位を理由とする改元（代始改元）は必ず行われたのか。

（答） 例外があり、必ず行われたとはいえない。例えば奈良時代における

淳仁天皇代、室町時代における稱光天皇代、江戸時代における明正天皇代などには、代始改元は行われていない。

問六―十四 代始改元の場合、即位から改元までの期間はどのくらいが通例であつたか（即時改元か踰年改元か）。

（答） 奈良時代には同年改元が半数ほど見られるが、平安時代以降、平城天皇の「大同」以外同年改元は見られず、踰年改元（年を踰えての改元）が通例となっている。

問六―十五 踰年改元になっている理由は何か。

（答） 臣下として、同じ年に二人の君子の年号を使うのに忍びないとする考えと、天子が先帝の残りの年を自分の年号にするのは孝子の心に違ひとする儒教の名分論によって即位の翌年に改元する「踰年改元」が原則となっている。

これは、平安時代の初期の平城天皇の「大同」改元のみが同年改元であつたが、「日本後記」（八四〇年編）はこれを「非礼なり」と批判し、「国君即位し、年を踰えて後に改元するは、臣子の心、一年に二君あるに忍びざるによるなり、今、いまだ年を踰えざるに改元し、先帝の残年を分ちて当身の嘉号を成すは、終りを慎みて改むる無きの義を失ない、孝子の心に違ひなり。

これを旧典に稽ふるに、失というべきなり。」と記している。  
この考え方によって以後「踰年改元」が原則となったと思われる。

問六―十六 我が国における改元の手続きについて問う。

(答) 平安時代末までの王朝時代では、一般に次の順序で行われている。

- ① 天皇より大臣に改元の意向を示す。
- ② 大臣は文章博士に年号案を作成させる。
- ③ 文章博士は新元号の案を選び大臣に答申する。
- ④ 大臣は案を天皇に奏聞する。(公卿の評議「陣の定め」にかけ、適否を論じ案をまとめて奏聞する。)
- ⑤ 天皇は、その案に基づいて、新元号を勅定される。
- ⑥ こうして新元号が決まると次のような順序で公示される。
- ⑦ 大臣は内記に詔書を作らせる。
- ⑧ 詔書は草案を天皇に奏して諒解をとる。

⑧ 清書した詔書に天皇が自ら日付（勅裁のしるし）を記入する。

⑨ 改元詔書は所司（中務省）に下され、関係官庁に新元号が知らされる。

この他、江戸幕府の時代には、年号勘文を幕府に送付し、幕府方では老中、学者が検討し幕府案を答申するという手続きが加わるのが常例となっている。

問六十七 元号名の提案者はだれか。

（答） 平安前期までのことはほとんど不明であるが、平安中期以降は、文章博士、大学頭、式部大輔などが提案者（勘申者）となっている。平安期ではその任に当たった氏族は、菅原氏、大江氏、藤原氏などが主なものである。

江戸時代ではほとんどの場合、菅原氏が文章博士、大学頭などの職務にあり提案者となっている。

問六―十八 歴史上、元号の使用は義務づけられていたのか。

(官庁、一般庶民等について)

(答)

官庁関係の文書はもとより、公文書関係のものは元号の使用が義務づけられていたと考えられる。それは大宝令に、公文は元号を記すことが規定されていること、また、改元詔書には必ず最後に「主者施行せよ」と記されていることによって明らかである。

一般庶民については、明確ではないが、年代の表示が必要とされる場合、元号の使用が一般化していたことは、民間の古文書、金石文などによって知ることができる。また、江戸時代以降は元号の布達も徹底し、民衆の生活水準も上がっていることによって、元号の使用はより一般化しているといえる。

(参考)

大宝令(儀制令)「およそ公文に年を記すべくんば、皆、年号を用ひよ。」



問六―十九 武家時代には幕府は元号を使用したのか。

(答) 鎌倉、室町、江戸幕府を通して、幕府は公式文書として、また武士は日常の紀年法として使用している。

(参考) 「徳川禁令考」には次のように示されている。(第十九章、立制沿革)  
「幕府ニ於テハ、京報ヲ得ル後、諸大名及ビ諸官ヲ出仕セシメテ、老中列座シ、年号改元ノ旨ヲ公達アリ。諸大名及ビ諸官ハ、幕府ノ公達ヲ得テ、直チニ該領内管下及ビ組支配等へ、本日改元アリシ旨ヲ布達ス。是レ定例ナリ。」

ここにみられるように幕府は諸大名を通じ全国に年号の布達を行って

いるのである。

(注)

幕府関係の公文書はもとより武家社会における文書には元号が年代表記として使用されている。各種古文書参照。



問六―二十 歴史上、一般庶民はどの程度元号を使用していたか。

(答)

江戸時代以降は農漁村関係の古文書も多く残っているが、大部分のものには年代表記として元号が使用されている。また、町人関係についても同様である。

これらを見ることによって江戸時代以降は庶民一般の日常において使用されていたことがうかがえる。江戸時代以前においても年代を記録する必要がある場合には庶民でもこれを使用している。

ただ、日常生活において、年代を意識する必要性があまりなかったため、元号の使用がそれ程一般化していなかったということがいえる。

問六―二十一 江戸時代には元号廃止論があったやに聞くが、その論拠いかん。

(答)

一つには、年号を廃止して建国紀元にするという考え方である。明治二年四月に津田真道が、年号を廃止して簡易明瞭に神武天皇即位をもって元を建てるという議論をしたという。この考えは江戸時代天保期に出ている。天保十一年、一八四〇年のアヘン戦争の始まった年が皇紀二五〇〇年に当たる。この年の元旦に藤田東湖は「鳳曆二千五百春」で始まる漢詩を作っているのである。このような考えは、当時、国学者などにも出てきていると思われる。

もう一つは、西暦の使用の利便さからで、長崎における貿易関係者や蘭学者の間では西暦の使用も行われていた。こうした経緯や西暦についての知識の上で山片蟠桃は「夢の代」の中で、西暦は「煩ハシカラズシ

テ年ヲ数フルニ甚ダシキ益アリ」とその長所を紹介している。

問六―二十二 明治より前に一世一元の制が採られたことはあるのか。

(答) 一世一元が制度として決められたことはない。

しかし、一世一元の例は平安時代の初期に多く見られた。

桓武天皇朝の「延暦」、平城天皇朝の「大同」、嵯峨天皇朝の「弘仁」、  
淳和天皇朝の「天長」、清和天皇朝の「貞観」、陽成天皇朝の「元慶」、  
光孝天皇朝の「仁和」、宇多天皇朝の「寛平」などがその例である。

この間にある仁明天皇朝(承和、嘉祥)、文徳天皇朝(仁寿、斉衡、  
天安)は一世一元でないことから見て、制度としてあったのではないこ  
とが明らかである。

問六―二十三 明治以降一世一元の制が採られた理由は何か。

(答) 一世一元論は江戸時代から唱えられてきている。中井竹山の「草茅危言」(天明八年)、藤田幽谷の「建元論」(寛政元年)、いずれも一世一元を主張し、他の事由による改元は無意味であることを説いている。一世一元であれば迷信や旧幣に煩わされず、また、文字の選択も記憶もしやすくなるというのである。

明治において一世一元の制を採ったのも、これと同様の趣旨といえる。明治と改元したときの改元詔書と行政官布告にはその精神が明瞭に表されている。

(参考) 改元詔書「…それ慶応四年を改めて明治元年となす。自今以後、旧制を革易し、一世一元、以て永式となせ。王者施行せよ。」行政官布告「就

ては、これまで吉凶の兆象に随ひ、しばしば改元これあり候へども、今より御一代一号に定められ候」

問六―二十四 一世一元の制が採られたことにより、元号の性格にどのような変化があったと考えられるか。

(答)

天皇の治世期間と元号が一体化し、元号が天皇制と密着する性格をもつようになったと考えられる。これは、明治二十二年二月十一日、大本帝国憲法と同時に発布された皇室典範において元号のことが示された点、さらに明治四十二年二月に公布された登極令の中に元号に関する規定が設けられていることによつて明らかである。

一世一元の制のもつ意味は、さらに「諡号<sup>しごう</sup>」(追号)として先帝の称号となったことにより、天皇と元号との関係はより密接になったと考えられる。すなわち大正天皇即位後、先帝に「明治」の諡号を奉り、明治天皇と称することになったのがそれである。

また、この際に、大正の改元詔書において「明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト為ス」とあり、天皇の在位期間と元号の継続期間を完全に一致させる考えが明白になったのである。このことは、天皇の治世と元号との関係を密接にし、元号のもつ意義を一層大きくしたと考えられる。

(参考)

旧皇室典範

第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ、一世ノ間ニ再ビ改メザルコト、明治元年ノ定制ニ従フ。

登極令

第二条 天皇踐祚ノ後、直ニ元号ヲ改ム。

元号ハ、枢密顧問に諮問シタル後、之ヲ勅定ス。

第三条 元号ハ、詔書ヲ以テ之ヲ公布ス。

問六―二十五 中国における元号制度の内容について問う

(答)

中国において元号が制定されたのは前漢の武帝が即位の翌年(一四〇 B C)を「建元」元年とし、以下六年ごとに「元光」、「元朔」、「元狩」、「元鼎」としたのに始るといわれている。

(この制定の時期については、前漢の武帝については異論はないが、「元狩」あるいは「元鼎」が最初の年号であり、そこから遡り「建元」の元号を建てたという説が有力である。いずれにせよ、武帝の治世に「元号」が始まったといえる。)

元号名の種類については、①事実を象徴したもの(前漢武帝の元鼎など)②理想を表したもの(宋の仁宗の天聖など)、③政治的意味を表しもの(後漢の光武帝の建武など)

④ 仏教関係のもの（南朝 梁の武帝の普通など）、⑤ 道教関係のもの（北魏の太武帝の太平真君など）がある。

元号の改定については、初めは君主一代に数号をもつのが普通であったが、元の時代に一代に一、二号となり、明、清の時代に一世一元となった。また、明、清時代には、永楽帝（明の成祖）、乾隆帝（清の高宗）などのように年号で皇帝を呼ぶことが行われるようになっていく。これまで続いた元号は清朝の滅亡とともに廃止されている。

中国において元号が用いられた時期には、その周辺国家にも元号の制定、使用について影響を与えている。

我が国の年号制度もその影響下にあったといえる。

問六―二十六 中国以外で元号を使用した国はどこか。またその歴史について問う。

（答） 漢代に始った年号の制度は、その後、周辺の諸国（漢字文化圏）に波及している。

それは、日本と、中国の非正統国家の国々（五胡十六国とか、遼、西遼、西夏、金など）を除くと次の国々が主なものとなっている。

北東部：朝鮮（高句麗・百濟・新羅―高麗―李氏朝鮮）

渤海（七世紀末―十世紀初頭）

北西部：柔然（四世紀後半―六世紀中頃）

高昌（五世紀後半―七世紀中頃）

南方部：南詔（七世紀中頃―十世紀初頭）

安南（南越・大越・大南・越南ともいう）

朝鮮の年号には朝鮮で独自に建てられたものと、中国の年号を尊重して使った場合とがある。朝鮮に独自の年号が現れるのは、高句麗、百済、新羅の三国時代に入ってからである。

三国時代に、独自に建てられた年号が明らかにされるのは一一例であり、そのうち史書にあるのは新羅の七例（『三国史記』）で、あとの高句麗の三例、百済の一例はいずれも金石文に見られるものである。

朝鮮においては、その後、高麗―李氏朝鮮と年号の使用が続き、韓国併合により消滅した。

ベトナムにおいても阮氏の越南滅亡によって廃止となり、元号の使用が現在も続いているのは我が国のみとなっている。







内閣法制局

裏面白紙

|                                                                               |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1<br/>憲法関係 (1) (2) (3) (4) は明確に分類しようとしていない。<br/>(1) 一と二の法制には、違憲の恐れがある。</p> | <p>村田(自) 4. 10<br/>上田(社) 4. 17<br/>・大田(自) 4. 19</p>                                 |
| <p>(2) 元号法案は、主権在民の憲法の精神に反する。</p>                                              | <p>鈴木(公) 4. 11<br/>柴田(公) 4. 17<br/>山花(社) 4. 13<br/>上原(社) 4. 19<br/>・大田(自) 4. 19</p> |
| <p>(3) 旧憲法下にみける元号と元号法案の元号との違いについて</p>                                         | <p>村田(自) 4. 10<br/>柳野(社) 4. 11</p>                                                  |
| <p>(4) 法制には、旧憲法への逆行はないか</p>                                                   | <p>上田(社) 4. 17<br/>上原(社) 4. 19<br/>・大田(自) 4. 19</p>                                 |

裏面白紙

|     |       |
|-----|-------|
| 金山社 | 母板(社) |
| 4   | 4     |
| 20  | 19    |

良一  
母碩(社)4  
19

八板(社)4.19

夏板(社)4.19

内閣法制局

|                                                                 |                                    |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p>(9) 憲法六条の天皇の任命権について<br/>………<br/>六条について内閣の助言と承認を要す<br/>るか</p> | <p>八田板(社) 4.19<br/>八田板(社) 4.19</p> |
| <p>(10) 内閣の助言と承認とはどういうことか。別のも<br/>てはないか。</p>                    | <p>八田板(社) 4.19</p>                 |
| <p>………天皇は助言と承認を拒否するか<br/>(例)解散</p>                              | <p>八田板(社) 4.19</p>                 |
| <p>(11) 七条による解散はないのではないか。</p>                                   | <p>八田板(社) 4.19 (お島理と合志)</p>        |
| <p>(12) 天皇に対する基本的人権の保障と制約について</p>                               | <p>八田板(社) 4.19</p>                 |

裏面白紙

192

内閣法制局

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| (13) 天皇の靖国神社参拜について | 山本(社)420                  |
| (14) 總理の靖国神社参拜について | 上原(社)419(府院理)<br>山本(社)420 |

2

法系関係

(1) 内閣官制による方法と法律による方法の違いは否にか

……法制化の方法の明瞭法の趣旨に適合  
しているということの意味

村田(自) 4、10

榎野(社) 4、11  
柴田(共) 4、17

(2) 存続と方法とより法制化は違うか否にいか

榎野(社) 4、11  
柴田(共) 4、17

(3) 政令の委任の範囲はどこまでか

山本(社) 4、10

柯田(自) 4. 10

打田(2) 4.10

岩屋(社)4、10  
↓  
为三部长

柴田 五三 4.17

岩重(社)4.10 ↓ 異二部也

細尾(社) 4 11

柴田 (井) 4. 17

|   |    |
|---|----|
| 工 | 工  |
| 力 | 厚  |
| ( | (  |
| ( | 江  |
| 6 | 4  |
| 9 | 19 |

世界(社) 4

10

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|

梅野(社) 4・20

內閣法制局

公祿員に於て憲法第三二条の適用する場合には、  
 制約を要することがある。  
 職制令第六條の適用については、  
 五要に依りて



|                                    |                                |
|------------------------------------|--------------------------------|
| (6) 新元号の効力発生時期はいつか。<br>(施行時期はいつか。) | 村田(自)4.10 中川(新選)4.17           |
| (7) 法条附則第三項の意味は何か。                 | 柳野(社)4.11                      |
| (8) 使用と強制のない旨を明文化しない理由は何か。         | 柳野(社)4.11<br>上原(社)4.19 ... 内閣府 |
| (9) 西暦併用を明文化しない理由は何か。              | 鈴木(自)4.11                      |
| (10) 旧暦等に西暦で記入した場合問題はあるか。          | 鈴木(自)4.11                      |



|                                                            |                  |
|------------------------------------------------------------|------------------|
| <p>3 現存の元号について</p> <p>(1) 事実たる慣習について</p> <p>(改えも含まれるか)</p> |                  |
| <p>中川(新皇)4・17</p>                                          | <p>鈴切(公)4・11</p> |

4

皇室典範、皇統譜令、その他皇室関係について

(1) 皇室典範第4条と第5条第3項との関係があるか。

鈴(正) 4.11

(2) 皇統譜令第1条と附則第3項との関係とどのように解釈するるか。

山花(正) 4.13

(3) 皇統譜令について内容の整備を要するといはないか。

山花(正) 4.13

(4) 元号の法制化は、皇位継承儀式の法制化への道と見らるることはないか。

上田(正) 4.17

(5) 皇位の継承に係る儀式についてどう考えるか。

上田(正) 4.17

(6) 天皇の氏はどういふか、またどのように登録するか。

上田(正) 4.17

内閣法制局

裏面白紙

198

内閣法制局

|                                        |                |           |
|----------------------------------------|----------------|-----------|
| (7) 元号と連号の関係について                       | (註) 並み<br>宮内省長 | 録(註) 4.11 |
| (8) 皇室典範に元号に関する規定を設けたのは理由が何か<br>(宮内省長) | 録(註) 4.11      |           |

5 関連問題

(1) 皇紀について

(明治五年大政官布告三四二号の効力を含む)

梅野(経)4・11 ↓ 泉二郞長

(2) 國家及國歌について

(稲波について)  
(猪俣忠休について)  
(稲波について)

小室山(道)4・10  
上原(死)4・9

(3) 教科書にふける元暦の取扱について

(4) 元暦と年号は違ふのか。

(長官  
案内)

鈴切(公)4・11

岩重(経)4・10 ↓ リオ二郞長

|   |                                                                                    |                                                                          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 6 | <p>その他</p> <p>(1) 明治元年の行政官の効力はどうなるか、<br/> <small>(長官<br/>         ~副長)</small></p> | <p>岩手(正) 4.11 録印(正) 4.11</p>                                             |
|   | <p>(2) 昭和二年の元号法案撤回の経緯と理由</p>                                                       | <p>柴田(正) 4.17</p>                                                        |
|   | <p>(3) 臨時法制調査会について</p>                                                             | <p>柴田(正) 4.17<br/> <small>(臨時法制調査会)<br/>         以下同(正) 4.20</small></p> |
|   | <p>(4) 元号法の事務担当者について (宮内省)</p>                                                     | <p>村松(正) 4.10</p>                                                        |

衆内委 討論 4.20

賛成討論

自由民主黨

(唐沢)

民社黨

(吉田)

公明黨・國民會議

(新井)

新自由クラブ

(中川)

反対討論

日本社会黨

(岩垂)

日本共産黨・革新同共同

(柴田)

内閣法制局

裏面白紙

202



めくれず

裏面白紙

○真田政府委員 たいま御引用になりました林元法制局長官の御意見と私は全く同じでございます。憲法の第一条に、主権の存する日本国民の総意に基づいて、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると書いてあるわけでございますので、その改元の時期として、皇位の継承があった場合に限りというふうにして、結果において一世一元という内容の盛り込みでも決して憲法の趣旨に反しない。のみならず、こういう法案を書いたからといって天皇の地位が昔の元首であられたときの旧憲法時代の、つまり統治権の総攬者としての天皇の地位に革新を来すというふうなものは毛頭ないというふうに確信している次第でございます。

(4 10)

○八百根委員 やはりこれでは天皇陛下なんですね、一口で言って。一世一元というのは憲法によって放棄されたものですね。それをまた元号法で、同じことを言葉とか文字なんかを少し改めて、実質的には復元して法制化するということになる、やはりこれは憲法違反じゃないですか。

○真田政府委員 元号制度そのものが憲法の改正によって廃止されたと言えなくはないわけなんです、別に憲法のどの規定にも反するわけではな

い。それで問題にされておるのは、いわゆる実質的な一世一元の点だろうと思うのですが、なるほど天皇の憲法上の地位は旧憲法と現在の憲法とは非常に違いますが、現在の憲法でも、やはり象徴としての天皇の地位というものは厳密に国民の総意によって認められているわけですから、皇位の継承というその事柄を契機として改元をするというところは、少しも憲法違反にはならないというふうに考えるわけでございます。

(4 19)

○真田政府委員 先ほどちょっと申しましたように、元号制度そのものは、まず憲法上どの規定にも違反しない。ただ、いわゆる一世一元と憲法との関係はどうかという点にどうも御質問の焦点があるようにお伺いするわけですが、その制度としての象徴たる性格は変わりません。要わりますんが、その象徴としての地位にあられる天皇、存在、その天皇がかわれたこと、そのことを契機として改元をするということは、少しも憲法に抵触するとは思えられない。むしろ憲法の趣旨に合うのじゃないかとすらわれわれは考えるわけでござ

います。

1

○村田委員 一世一元の元号は国民主権を定めた憲法の理念に反すると主張する者が一部にありますが、この天皇の御一代に一つの元号を使用することとしても憲法の定める主権在民の精神に反することはないと私は考えております。

元内閣法制局長官の林修三氏がこのことに触れておきまして、元号法案と憲法との関係の問題について、

憲法上、天皇は日本国および日本国民統合の象徴なのであるから、天皇の在位と一つの元号を結びつけるということは、天皇の象徴的性格にもっともふさわしいことであって、それが憲法の趣旨に反するという議論は、どう考えても理解できない。

こんどの法案には、天皇の地位に変化を与える点は何もないのであり、憲法の趣旨に反するという論の出る余地は、まったくないものと思われる。

こういうふうに林修三さんは述べておられますが、この意見について政府の御見解を承っておきたいと思

憲法  
附録

一世一元と憲法



○上田委員 一世一元の元号というものは、天皇中心の考え方なんです。だから、新しく天皇ができれば新しい天皇のもとによって世の中が治められていくんだ、それを象徴する意味で改元が行われる、こういう絶対主義天皇制のもので元号であるわけです。

① いわゆる天皇主権、天皇絶対主義のもとで一世一元という制度が定められたわけでありまして、そういう意味では、戦後新憲法ができて以後は、この一世一元の元号の法的存在意義がなくなった、こういうように考えておるわけですが、それでいいですか。

② いわゆる天皇主権、天皇絶対主義のもとで一世一元という制度が定められたわけでありまして、戦後新憲法ができて以後は、この一世一元の元号の法的存在意義がなくなった、こういうように考えておるわけですが、それでいいですか。

① ○真田政府委員 お答えを申し上げますが、ことさらにここで私が申し上げるまでもなく、旧憲法と現行憲法とを比べてみました場合に、天皇の憲法上の地位に大変な変革が起きたということは当然でございます。旧憲法では、天皇は元首であつて統治権を総攬する、つまり主権者であらせられたわけでございますが、現在の憲法では、主権は国民にある。ただ、それにもかかわらず、日本国憲法はなお天皇制というものを残しまして、中身は違ひます。中身は旧憲法と非常に違ひておられますけれども、なお主権の存する国民の総意に基づいて日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるということを憲法が厳密に宣言しているわけでございますので、その点をとらえれば、やはり元号のつまり改元の時期を象徴天皇の御在位の期間に関連させるということとは、決していまの憲法の趣旨に反するものではないというふうに確信しているわけでございます。

② ○真田政府委員 旧憲法時代の元号、明治以後の話なんです。旧憲法時代の元号が一世一元の制度をとつたその意味合いは、その当時の天皇が主権者であられたということと密接な関係があるということについては、私は異論がございません。そういうわけでございますので、現在の憲法になつてから、そういう意味合いで一世一元の制度を採用するといふつもりでは毛頭ないわけでございます。また、先ほど申しましたように、いまの憲法のもとにおいても、やはり天皇は国の象徴であり、国民統合の象徴であるということとを主権の存する国民の総意によって厳密に決

ているわけでございますから、それとの関連に基づいて元号改元の時期を定めるということは、決していまの憲法の精神に矛盾、抵触するとは毛頭考えないわけでございます。

なるほど、いまおっしゃいましたように、一世一元の制度が明治の初めから定まりましたのは、その当時における国家主権のあり方と非常に関連が深かったということは重々承知してあります。今度の法案でそういう実質的な意味の一世一元の制度を起したからといって、天皇の地位を現在の憲法から旧憲法の方へ近づけるのだとか、そういう発想は実は毛頭われわれ持っていないわけなんです。まして、むしろ国民の理解、事実上の慣習の中身として、象徴天皇の御在世中は一つの元号で生活を営んでいくという国民の意思というものを想定いたしましたので、それを踏まえて、いまこの法案を起草したわけでございます。

③ ○真田政府委員 先ほど申しましたように、旧憲法時代の一世一元は、その当時の主権の所在が天皇にあったということを踏まえてできておったわけですから、それと同じ意味合いで新しく法律をつくるということは、いまの憲法の精神には合わないかもしれません。しかし、いまの憲法も、なるほど主権在民ではありません。主権在民ではあります。しかし、国を象徴するものとしては、やはり厳密に、それは天皇だということを国民が総意をもって宣言しているわけですから、その点に着目して、改元の時期を、皇位の継承があつた場合に限って改元を行うという立場をいたしましたわけなんです。でございますので、決して憲法違反ではございません。

めくれず

裏面白紙

○上原委員

主権在民の憲法下になった今日、あくまでもその時点で断絶があると思うのです。天皇そのものは同じ方だから認めているかも知れませんが、憲法原理あるいは理念というものは、日本の民主主義体制というものは根本的に違ったというのが、やはり太平洋戦争の貴重な教訓でなかったのか。本来、そういう面からスタートしたにもかかわらず、いま三十三年の間にもその方向にできるだけ戻していかうという動きがあるから、この問題については、基本的な見解の違いと言うよりも憲法に対する姿勢、考え方そのもののやはり誤った解釈によってそういう運用がなされたという見方が私は妥当だと思うのです。どうなんでしょうか。

●真田政府委員 数日来繰り返し申し上げておりますが、旧憲法下の元号制度は、旧憲法のもとにおける天皇制、つまり主権天皇の制度と不可分であつたということは、これは私も否定いたしません。特に一世一元の制度というものは、主権天皇の制度と非常に密接な関連があつたということは、そのとおりだと思います。

今度の法案は、先ほど総務長官からお答えがありましたことではあるわけなんです。今度の法案が本則の第二項で実質的な一世一元の制度をとつておられるけれども、その一世一元の意味合いと、旧憲法下における元号制度のもとにおける一世一元の制度とは意味合いは非常に違う。ただ、現象的にはちよつと似ているところがありますけれども、その一世一元のよりどころである天皇そのものの性格は、現在の憲法のもとにおける民主

主義の原則を踏まえてきているのが実は今度の法案なんです。民主主義のいまの憲法の原則を踏まえているからこそ、法案として提出して御審議を願っているわけなんです。そして、旧憲法下における元号制度とは本質的に違う。ただ、紀年方法の一種であるという点では同じでございまして、ましていわんや今度の法案で新しくこの法案のもとにおいてつくられる元号の使用を国民に強制しようというつもりもないし、旧憲法時代の天皇制の復活を図っているとか、その一環であるというふうなことにしようなどというふうなつもりは毛頭ありませんし、法文のどこからもそういう趣旨は出てこないというふうに御理解願いたいと思います。

(4-19)

○上原委員

うのは、次の天皇のお名前を決めるというふうなものなんだよ、簡単に言う。そうでしょう、口用語で言う。しかし、いまの主権在民の憲法下では、その面はわれわれはどうしても納得できないですね。い、できるだけ天皇中心に、天皇と国民を縛りつけていく、そういうことをやりたいわけでしょう、伝統文化という面でも、あるいは政治的にも。ここに問題があるというものは、ある程度社会的感覚を持っていて、憲法をちよつと読むということがあると、そういう常識的な判断と、いうのは私は出てくると思うのです。そういう指摘をしておきたいと思うのです。

にふさわしいような年号のあり方は、旧憲法下におけるものとは根本的に変わると私は思うのです。だから、そこにも一つ問題があるということ。

いま一つは、同時に、そういう憲法とも非常に問題があり、一世一元の元号制度は、今日のこの現行憲法にはなじまないのだ、これは私なんかの素人が言っているのではないのです。偉大な憲法学者がこういう見解を示している。とするならば、ましていわんや法律をつくって、これによって拘束はしないとか、義務づけはないのだ、強制しないと言つたって、実質的には強制になるのです。い、この元号問題に対しては、国民にこれだけ強い対立があるということであるならば、い、少し時間をかけて国民の意向を見るのが政府のとるべき態度じゃないでしょうか。むしろ天皇もこれを望んでおられるのじゃないかと私は思うのです。皇室にもある面では負担になつていないのではないですか、実質的には。どうなんでしょう。

●真田政府委員 何か御発言を聞いておりますと、この法案を出すことによって、政府は天皇と国民を縛りつけるのだ、また、そうすることによって、昔の天皇制の復活を図っているのじゃないかというふうな御発言のように受け取られるのですが、その縛りつけるというのは、一体どういう意味なのか、私よくわかりません。憲法自身がとにかく国民の合意として、国及び国民統合の象徴だと厳粛に宣言しているわけなんです。その点をとらえて、象徴天皇の皇位継承を契機に改元を行うということは決して憲法違反でもない、全

めくれず

裏面白紙

206

然憲法違反でない、憲法に矛盾、抵触するところは全然ない。

問題は運用だということになるのですが、運用につきましても、国民に使用を強制するということは考えられない、法律にないのですから。この前も言いましたように、法律には使用については全然触れてないわけなので、本当に使用の「使」の字もなければ「用」の字もなければ、強制の「強」の字もなければ「制」の字もないので、ただ改元を行うというルールを決めている。それだけの内容でございますので、いまおっしゃいましたような御議論、それはそういうことをおっしゃる方があられるかもしれませんが、私たちはそうは考えておりません。

(4.19)

めくられず

裏面白紙

○鈴木委員

明治憲法は元号について天皇が決定し、一世一元制を採用してきております。今回の法案で元号の決定者は政府というふうになっておりますけれども、実際に中身を見てみますと、一世一元だということではだれでもわかるし、またそれが踏襲されておる。ところが元号と天皇制の関係から、現行憲法の主権在民の基本理念になじまないという批判が出る理由ともなっております。元号法と主権在民との関係はどのように判断をされているか、それについて伺います。

●真田政府委員 政府が考えております、ただいま御審議の対象になっております元号法案の中で申しております元号は、無論、現在の日本国憲法の大原則である主権在民、つまり元号の決定権は国会の御委任に基づいて政府が定めるという基本的考えでございますが、その元号をどういう場合に改める、つまり改元をするかという点につきましては、これは申し上げるまでもなく、旧憲法の時代に属するものではなくて、現在、日本の国民の多くの方々が持つていらっしゃる元号についてのイメージ、それは天皇の御在位中に一世一代の元号を用いるのだというイメージがあるわけなんです、それを忠実に制度化するというのが本意でございます。無論、天皇の性格が旧憲法と現在の憲法との間において非常に違いがあるというところは百も承知でございます、それと混同するようなつもりは毛頭ございません。

(4・11)

○柴田(時)委員

不可分の元号制の法的根拠が、主権在民の憲法の精神に反するものとして、法的根拠が失われたということは明白であると思うのですが、いかがですか。

●真田政府委員 旧憲法下における天皇室典範に基づいて元号は、なるほど、おっしゃいますように主権者であらせられた天皇の御在位中改元しないという一世一元であったわけなんです、ところが新憲法になりました主権在民の大原則が憲法上うたわれました結果、主権者の交代ということはないわけなんです、これはもう明らかなことなんです。いま憲法が改定にうたっている第一条の象徴天皇、その象徴天皇の地位の継承があった場合に、それをきりかけとして改元をするということは、これは少しも憲法の精神には反しない。それは主権者である天皇の交代に着目して改元をするという制度は、これはもうなくなつたことはあたりまえなんです、それを復活しようというわけではないのであります。現在、憲法第一条が言っている象徴たる天皇の皇位継承、その場合に改元をしようというだけのことでございますから、決して逆行であるとか、旧天皇制の復活を図つていふとか、それに近づくとか、そういう感覚のものでは毛頭ないわけでございます。

(4・17)

○上原委員

なぜ私が冒頭、憲法に対する総論の御見解を少しお尋ねしたかといいますと、これまでの元号法案の審査を通して、憲法に対して私どもが考えているあるいはとらえている、私どもと云うより、有力な憲法学者を含めてですが、要するに元号問題というのは、明治憲法下における天皇主権のかつての政治体制と、現行憲法下における象徴天皇になった段階における元号問題というのは根本的に違ふのではないのか、主権在民の現行憲法体制にもとる一世一元制の元号を法律によって制定するということはどうしても矛盾を感じる、憲法に抵触するおそれがある、そういう有力な指摘もあるわけですね。その点については、本会議なりいろいろの前で御発言もあるのですが、改めて総論の御見解を聞いておきたいと思ふのです。

●大平内閣総理大臣 現行憲法が施行されて以来三十一年経過いたしましたわけでございますが、その間におきまして、つまり新憲法下におきましても、現在の元号は慣行としていたしまして国民の生活の中に生きてきておるわけでございます。現在の憲法は象徴天皇制を規定いたしておるわけでございます、この改元に当たつて、天皇の在位期間と元号期間を一致させるという措置を講じましても、別に私は憲法上これを不当とする理由はないのではないかと考えております。言いかえれば、天皇制とこの元号問題というものを、上原さんがおっしゃるような意味においての連関があるものと私は考えております。

(4・19)

元号法案と主権在民の関係

## ○山花委員

元号問題の本質は、今日の国民主権を掲げる憲法体制とのかかり及び天皇制をその中でどのよう位置づけるかというところにあると思います。基本についての議論でありますけれども、現行憲法によって、戦前の統治権を継承する天皇制が完全に否定されました。国民主権のもとにおける国民の総意に基づく象徴天皇制が誕生したわけですから、ここにおける天皇制の否定と新しい象徴天皇制の誕生というものは、単に天皇の地位とか権限、直接天皇にかかわる憲法の規定における変革ということではなかったのだと思うのであります。天皇を中心として構成されている国の統治機構全体、立法、司法、行政全体についての百八十度の変革であった。天皇中心の憲法の規定上だけのものではなく、国の統治機構全体としての変革であったとらえた中で、今日の象徴天皇制の意義、機能というものを考えなければならぬと思うのですけれども、この点について法制局長官の見解を伺いたいと思います。

●真田政府委員 お答え申し上げますが、まさしく御指摘のとおり、現在の憲法が制定されましたことによりまして、旧憲法下におけるような国の基本的な政治機構が根本的に改められたことは確かでございます。つまり旧憲法におきましては、第一条及び第四条に明らかに書いてございまして、大日本帝国は万世一系の天皇が統治する、しかも天皇は国の元首にして統治権を総攬する。つまり主権の根柢は天皇であった。これは確かでございます。それがいまの憲法になりました。主権は国民にある。つまり主権在民の国柄になったことは確かなんです。しかしその新しくできた憲法においても、なお天皇制というものは残ったわけなんです。

ただ中身としては、主権の担い手としての天皇ではなくて、国民の統合の象徴あるいは国の象徴という性格を持った方として憲法上の制度として天皇制が残っているわけなんです。ございまして、そういう意味では旧憲法と新憲法を通じてやばり国の中心として、あるいは国民統合の中心としての天皇の性格というものは続いておるといふふうに、これは制憲議会における憲法担当大臣の金森先生が言われた有名な例のあの議論といいますが、国柄は変わってないということを感じます。つまり変わりましたその真意は、私がいま申し上げましたように、日本はなるほど旧憲法時代の天皇といまの憲法が定めている天皇とは非常に性格が違いますが、しかし旧憲法下におきましてその統治権者であられると同時に、国の象徴としての性格はお持ちになっておったはずなんです。

そういう点をとらえれば、国民のあこがれとしての天皇様の地位というものは変わらないうえ、したがって、国柄は変わっていないのだということを感じに熟考されたわけなんです。そういう見方も十分成り立つと私は思うわけなんです。したがって、いまの憲法下におきまして、憲法自身が主権の存する国民の総意として天皇を国の象徴であり、国民統合の象徴であるとしているその精神をとらえれば、今度の法案が実質的に一世一元の制度を取り入れたからといって、それは憲法違反になるといふふうには私たちは考えておらない次第でございます。

(4) (13)

○真田政府委員 元号の性格が旧帝國憲法時代に比べてすでに変わっていることは、実は今日のこの法案によって変わるのではなくて、昭和二十二年五月三日の新憲法、現在の憲法の施行によって性格がすでに変わっていると理解しております。

なお、ただいま御発言の中に、現在の制度のもとにおける元号は内閣総理大臣が決めるのだというふうにお聞きしたのでありますが、これは正確には行政権の属する内閣が決めるというふうにおっしゃる方が正確なのではなからうかと考える次第でございます。

(4 10)

○梶野委員、法制局長官は、明治憲法下の元号と現憲法が成立して以降の元号では、同じ昭和であってもこれは質的に違ふのだという御答弁がございましたね。その違いとして、明治憲法時代は約定だった、今度のは法律で決まるのだ、こういうことをおっしゃったのですが、これでは質的な違いにはならない。明治憲法下の元号と現憲法成立以降の元号とが質的に違ふというのは一体どういう意味なのか、もう一度簡潔にお答え願いたい。

○真田政府委員 明治憲法下、つまり旧皇室典範第十二条に基づいてつくられた元号も、それからきょう現在事実上の慣習として用いられている元号も、それから新法案が成立した後には新法案に基づいてつくられる元号も、それが年の表示方法で

あるという役割りは同じでございますが、旧憲法による元号と今日の元号とでは制定権者が違ふという点で非常に本質的に違ふものであるという趣旨を申し上げたつもりでございます。

(4 11)

○真田政府委員 とともに紀年方法であるという点、つまり年を表示する基準になる呼び名であるという点、そういう役割りではまさしく同じでございますが、旧憲法下における元号は統治権の總徴者であられた天皇がお決めになったものであります。それからきょう現在行われている元号は、昭和という元号については、法的根拠がなく、事実上の慣習として紀年方法の一種として用いられているにすぎない。それから新法案における元号は、これはいまの憲法に基づく主権在民に基礎を置いて、国體の最高機関である国会がおつくりになった制度に基づいて政令で決める、そういう意味合いで非常に違ふものである。ただ、紀年方法の一種であるという点では同じなのです。

(4 11)

○村田委員 明治憲法、そして新憲法、そのもとにおいて元号制度というものが制度として続いた時代、そして終戦によってとぎれた時代、しかし、事実たる慣習として現在に使われておるとい

うことでありますが、この一世一元の法制化は明治憲法下における元号制度の復活であるとか明治憲法への逆行という、これもためにする意見だと私は思うのでありますが、明治憲法下における元号とこの元号法案による元号とは性格を異にするものと私は考えております。この点について真田法制局長官の御意見をひとつ承っておきたい。

○真田政府委員 御指摘のとおり、旧憲法下における元号と今日事実たる慣習として用いられ、またただいま御審議中の法案によって定められる元号とは本質的に違っております。

前者は、天皇が旧皇室典範等に基づいてお決めになったものであり、今日の元号は主権の存する国民が法律の規定に基づいて政府の責任で政令の形で定めるというものでございまして、これは明らかに性格が違ふと考えております。

(4 10)

(3)  
旧元号と新元号



めくられず

裏面白紙

○梅野委員 紀年方式として、いわば実用的な機能は同じです。しかし、天皇が制定権者であつたという明治憲法下の元号の政治的意味、その果たす役割りについてお聞きしているわけです。天皇が制定した元号だから、どういふ性格なんだというところをお聞きしているわけです。元号というのはただ年の数え方を天皇が決めたというだけのものです。そうじゃないでしょう。

○真田政府委員 とにかく旧憲法下における元号は、国の元首であり、かつ統治権の総攬者である天皇がお決めになつたものであつて、はっきり使用についての規定はございませんけれども、恐らくその趣旨は、朕が定めた元号だから国民よ使えよという御趣旨がその裏にはあつたのだらうと思ふのです。ところが現在はそのような性格は持つておらない。ましていわんや、先ほど来申していますように、新法案に基づく元号も国民に対してこれを用いよというように、そういう使用についての強制力、命令、それに近いような性格、そういうものは持つていません。そういう点で性格上違ふという意味でございます。

(4、11)





## ○八百板委員

国体ということが昔から言われておるのですが、日本の国体は、と聞かれた場合に何と答えたらいんでしょうかね。長官のとつ……

●真田政府委員 憲法学といいますが、あるいは国家学といいますが、そういう学問の分野で国体という言葉が用いられているわけでございます。これもしかし、いろいろな人によってその内容について議論があるわけなんです。従来、わが國の通説的な考え方としては、国体というのは、どうも主権の存在のあり方に主眼を置いて国体という言葉が使われておったように思うわけなんです。これは、つまり旧憲法下において確立されておったような考えなので、したがって、日本の国体は、旧憲法のもとにおいては天皇を主権者とする君主国であるというふうに言われておったわけでございます。

その考えが、現在の憲法のもとにおいても日本の国体としてはどう見るべきかというような問題があるわけなのですが、これもいろいろ考え方、学者によって言っている言い回し方も違うわけですね。主権は国民にある、主権在民であるという点だけをとりえれば、それは日本はもう君主国ではないというふうな言い方もできまじょうし、あるいはまた象徴というお立場ではあるけれども、やはり天皇制をとって、そして天皇が国事行為としてある限られた部分であるけれども、國を代表するという地位にもあせられるというような点をとらえれば、やはり日本の元首としては天

皇であるというふうな言い方をしている学者もございまして。ですから結局、日本のいまの憲法を見まして、既成の概念で日本は君主国であるか共和国であるかというふうなことを言うのが実は非常にむずかしい問題なので、素直に言えば、日本は結局主権は国民にある、しかし、国事行為としての天皇を認めている、象徴天皇制のもとにある主権在民の國である、そういうふうに言うのが一番率直な、素直な内容であろう、言い方であろうというふうに考えるわけでございます。

4 19

●真田政府委員 ですから、それは国体という概念の中身をまず決めてからなければいけないわけなのですが、それがいろいろ説があるわけでございます。だから一口で簡潔に申しますと、日本の国体は主権在民であって、象徴天皇をいただいておる、そういう国柄である、そういう国体である、こういうふうに御理解いただきたいと思

(4.19 鈴木)

## ○山花委員

、きのうの八百板先生の質問の中で、明治憲法と現行憲法との間の国体に関して質問がありました。長官の方は、戦後一時別のいわゆる国体論争を惹き立て、大変困りくどい説明をされておりましたけれども、その中で、今日の憲法体制について、象徴天皇制のもとに主権在民の原則がある、こういう説明をされた部分があったのであります。国体にかかわる説明の中で、象徴天皇制のもとに主権在民の原則があるという説明は、これは憲法解釈として根本的に誤っていると思ひます。主権在民の原則のもとに、国民の總意に基づいた天皇の地位がある、こう理解すべきではないでしょうか。この点について、まず確認をいたします。

●真田政府委員 それは憲法の明文のとおりでございます。天皇は象徴たる地位をお持ちになつていますが、その天皇の地位は、主権の存する国民の總意に基づくものでございます。ですから、主権は国民にあつて、その国民の總意の上にございます。主権は国民にあつて、その国民の象徴たる地位が憲法によって認められておるというのが、憲法の条文のとおりで御説明ということになります。

(4.20)

(5) 国体

○八百板委員 象徴というのは、憲法第一条の場合には機微ですね。人じゃないですね。どっちですか、これは長くなるから一言でいいから……

●真田政府委員 象徴と申しますのは、抽象的な、あるいは無形なものを具体的、有形的なものを通して感じ取るという場合に、その具体的、有形的なものを象徴というふうに言っているわけでございます。機微であるとか人であるとかというような概念とは直接結びつかない、むしろ天皇という存在が象徴であるというふうに素直にわれわれは考えているわけでございます。

(4.19)

○八百板委員 そうすると、象徴というのはそういうものとしてとらえた場合でも変わらないものですね。変わるものですか。どっちですか……

●真田政府委員 象徴の意味はただいま申し上げたとおりでございますので、もし天皇が崩せられまして、新しい天皇が即位されれば、もちろん新しい天皇が象徴という存在におなりになるということでございます。そういう意味では、変わっておっしゃる意味がそういうことであれば、まさしく変わるということでございます。

○真田政府委員 憲法が考えております制度としての象徴、これは変わりません。ただ、その象徴という地位を占めておられる天皇がおかわりになることはあつても、憲法が予想しておる制度としての象徴は変わりません。

●真田政府委員 天皇がおかわりになつても、それは象徴たる性格、憲法第一条が言っている象徴たる性格は、制度としては変わりません。

(4.19)

○八百板委員 象徴であるということなんですけれども、一体、生きている人間が象徴であるということはあり得ますか。

●真田政府委員 それはもう憲法第一条が明文をもつて書いているわけでございますから、天皇は日本国の象徴でございます。または日本国民統合の象徴でございます。

○八百板委員 象徴であると言いつてありますけれども、人間がそのまま象徴というようなことはあり得ないんですね。ですから、やはり象徴であるべき期待を持たれているという考え方、そういうニュアンスに考えなくちゃいけないんじゃないですか。そういう一つの国民的統合のいわば努力の一つの目標だ、そういうふうにとらえるのが常識的じゃないですか、象徴であるということはそういう意味だというふうに。それはどうですか。

●真田政府委員 繰り返して申すようでございますが、憲法第一条で、主権の存する国民の総意に基づいて天皇は象徴たる地位にあらせられる、これはもう明文に書いてあるとおりでございます。したがって、国民としてもまた政府としても、象徴たるにふさわしい処遇といえますか、お取り扱いをするということは、その第一条から当然読み取れるということでございます。

(4.19)

(6) 家徴

めくれず

裏面白紙

214

○八百板委員

元首はだれですか、日本の。これも一言で。

●真田政府委員 一言で言えとおっしゃっても非常にもと元首という言葉の意味をどうとるかによって変わってくるわけなのでございまして、昔から伝統的には、元首というのは、国内的には國政を總攬する、あるいは対外的には國を代表するというそういう対内、対外の権能を持っている、それが本来的な元首であるというふうに、古典的といいますが、従来はそういう解釈であつたわけですが、各国いろいろ事情が変わりまして、いま申し上げましたような意味の完備な元首というのはますますほとんどアミン大統領ぐらいしかないのじゃないかと愚うぐらい少ないんですが、ただ現行憲法上天皇が元首かというような命題で問題になつたことがしばしばございまして、政府の方の解釈といたしましては、なるほど天皇は國事に關する行為しか行わせないし、しかもそれは内閣の助言と承認に基づいておやりになるという制約があるから、先ほど申しましたような意味の元首ではございせん。しかし、なお対外的には、限られてはおりますけれども、政府を代表して外國の大使、公使を接待するという行為をなさるといふ面もございまして、その点を取り上げてやはり元首だという考えもあり得るんじゃないかというふうに思っている次第でございまして。

(4. 19)

聖蹟

●真田政府委員 私の言葉の中で不正確な点があつたようですから、それは取り消しまして、正確に申しますと、日本を代表して、日本國を代表してということでございます。

(4. 19)

元首

○八百板委員 一応憲法の第一条を正確に読んでみます。第一条、「天皇の地位と主権在民」として折衷の中に入って、「天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の總意に基く」と、こうありますね。

そこで、國民ということになりますと、國民の總意ですから、すべてですから、したがって、天皇が國民であるとするれば、天皇の意思もこの國民の總意の中には含まれておることでしょうね。

●真田政府委員 天皇の地位は主権の存する國民の總意に基くと書いてございます場合のその總意というのは、一億何千万の國民の一人一人の、具体的な國民一人一人の意思というような意味ではなくて、いわゆる總意、いわゆる總体としての國民の意思ということでございますので、特定の人の中に入っているとか入ってないとかいうようなことを実は問題にしておる条文ではないというふうに考えられます。

(4.19)

○八百板委員 「主権の存する日本國民の總意に基く」と、こういう一つの所定の規定なんです。が、「主権の存する日本國民の總意に基く」ということは、どこで証明され、どこでそういうことになるわけですか。國民の總意がどこで得られる、どこでそうなった。こういうような点でどうなりますか。

●真田政府委員 それは別に、そのときに國民投票をやったとか全国的な調査をしたというわけじゃございませんので、一体だれとだれと、あるいは何割の人が賛成したとかいうようなことを数字的に証明することは非常にむずかしいのですが、先ほど申しましたように、ここに言う總意というのは、いわゆる總体的な意思、一般的な國民の意思という意味でございますので、証明しろとおっしゃっても、それはなかなか困難であらうと思います。

○八百板委員 これは憲法第一条ですから、非常に重要な問題だから、何かわからないのじゃ困るのですね。總意に基づいてということになってくるのだから、總意に基づいていないという証明もできないし、基づいているという証明もできないということになるのですか。

●真田政府委員 いまの憲法ができますときに、これは帝國憲法の改正の形をとりましたけれども、当時の帝國議會で衆知を集めていろいろ御検討になって、そして國民の總意はここにあるのだというふうに制憲議會において御判断になった、それがこの条文の規定にあらわれておると、こういうふうに言わざるを得ないのだらうと思います。

(4.19)

○八百板委員 国事行為の方はまた後でちょっと聞きますが、私のお聞きしているのは任命権ということなんです。権利です。任命する権利。権利があるのだらば、国会が指名しても、いけません、こう言うことができるんじゃないですか。

○真田政府委員 六条には、「内閣総理大臣を任命する。」「最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」「書いてあるわけでございまして、特に任命権というのは憲法に言う条文じゃなくて、この六法全書編集者がつけた名前でございますので、別に主権の権利が存する国民の主権と紛らわしいとかそのような関係には相ならないわけでございまして、それから最後におっしゃいました助言と承認に反して天皇が国事行為をなさることを憲法は認めておりません。

○八百板委員 私、法律はよくわからぬから、手元にある憲法の本だけでお尋ねしているんだけれども、そうすると、これ本屋が勝手につけたんですか、「天皇の任命権」というのを。本屋が勝手にくつつけるなんて、これはゆゆしい問題ですね。そうすると、「天皇の任命権」なんていうのはないんですか。実質的に任命権じゃないんですか。

○真田政府委員 内閣総理大臣及び最高裁判所の長たる裁判官を天皇が任命されます。

○八百板委員 そうすると、やはり任命権があるんじゃないですか。あるんですか、ないんですか。任命権があるかないか。

○真田政府委員 それはもう用語の自由でございまして、権とおっしゃるならば権利とおっしゃったって構わぬと思いますけれども、憲法には、特に任命権という言葉は、使っておりません。

○真田政府委員 内閣の助言と承認に基づいて天皇が任命行為を行われるわけでございます。

(4.19)

○八百板委員 内閣の助言と承認によって国事行為を行うというのが後にあるのだけれども、この六条はそうじゃないでしょう。内閣に助言のしよるがないじゃないですか、国会の指名だもの、内閣総理大臣の任命に。内閣が助言するのですか。

○真田政府委員 第六条には、条文上明らかなように「天皇は、國會の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」「こうなっておるわけでございまして、実質は、内閣総理大臣の場合には國會の指名というのが先行します。最高裁判所の長たる裁判官の場合には、今度は内閣の指名というのが先行して、それがもとになりましてそれから内閣が助言と承認をいたしまして、それによって現実には任命行為を天皇が行われるという関係になるわけでございまして、それを権利、任命権というふうにおっしゃっても、それは言葉の、用語の問題でございまして、実体はいま申し上げたとおりでございまして。

(4.19)

○真田政府委員 どうもおっしゃる意味がよくわからないのですが、実体は、天皇がお決めになるのじゃなくて、國會の指名なり内閣の指名というのがまずあって、そこで実体が決まっちゃうわけなんです、その後で形式的な任命行為は、これは天皇が国事行為としておやりになる、こういう関係でございまして、どうも、何か任命権、権利があるじゃないかというふうにおっしゃいますと、何か天皇が実体をお決めになるというふうに誤解されるおそれがありますので、私は先ほどから、権利、権という言葉にはこだわっておるわけでございまして。

(4.19)

めくれず

裏面白紙

○八百板委員 そうすると、六条に関して、発言  
の中で内閣の助言と承認ということを言うから、  
助言と承認というのは六条のどの段階で入るのか  
ということを入らないんじゃないですか、助  
言と承認は。そこはなんですか。指名される御  
本人だもの。

○真田政府委員 六条の特に「内閣の指名に基い  
て、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」その  
場合には、やはり助言と承認に基づいて任命行為  
が行われておるというふうに私は理解しております。  
前内閣の助言と承認によって新内閣総理大臣  
を任命するというも行われております。

(4.19)

217

○八百板委員

そこで「天皇は、内閣の助言と承認により」というが、助言というのは文字どおりにいけば内閣の方から持ってくるスタイルでしょう。承認というのは、向こうから言うとおかしいけれども、天皇の方から来られるものに対して承認をする、こういうふうなことになります。

●真田政府委員 助言と承認という言葉がござい  
ますので、ただいまおっしゃいましたように、事  
前に内閣の方が助言を申し上げて天皇が国事行爲  
をなさる、それから承認の方は、天皇の方が意思  
をなされて内閣がそれを承認するといふふうに分け  
て読む読み方といひますか、そういう解釈をなさ  
っている方もございますけれども、實際上の行政  
のあり方、動きとしたしましては、常に助言と承  
認を一個の言葉として読んでもおりました、先ほ  
ど申しましたように、事前、事後というふうに分け  
て運用はされておりませんし、政府の従来の解釈  
も助言と承認という一つの言葉だといふように解  
釈して運用しておる次第でございます。

助言と承認を分けて事前、事後というふうに解釈している説ももちろんございます。ございいますが、政府はそういう解釈をしております。先ほども申し上げておりますように、助言と承認という一つの言葉として解釈し、運用しておる次第であります。

○八百板委員 この勅旨と承諾による閣事行為を天皇は拒むことができますか。

●真田政府委員 憲法の精神に照らしまして、内閣が助言と承認を行ったにかかわらず、天皇がこれを拒んでその国事行為をなさらないということとは認められません。憲法はそういうことを予想していないというふうに申し上げます。

○八百板委員 天皇にも人権がありなんだから、それはいやだと、もし拒まれたら、どういふことになりますか。

◎真田政府委員　たとえば、内閣が衆議院の解散の助言と承認をしているのに、天皇が、これは解散しないと思ふことをなされたんでは、これは天皇が内閣に覆奪されることになるわけでございます。そういうことは憲法は全く考えておりません。

○八百板委員 人権の基礎である意思表示をきちんとされるということになるのは、人間ならば私は当然だと思うのだ。だから、もしそれをされたらどうなりますか。それは内閣の責任ですか。

●真田政府委員　そういうことは憲法はもう手直ししていないわけでありませう。

(10) 内閣の御  
上意奉記



めくれず

裏面白紙

○八百板委員、七条による解散あるいは六十  
九条で解散、それから六十五条かな、何か  
いろいろの場合が行われますね。そこで法制局と  
しては、大体どういってお考えを持っていますか、  
解散の憲法的根拠について。

○真田政府委員 衆議院の解散につきましては、  
天皇の国事行為の中に掲げられておりますが、  
そのほかに第六十九条で、例の内閣不信任決議が  
衆議院で可決され、あるいは信任の決議案が否決  
されたときは云々と、解散または総辞職というふ  
うに書いてございます。この条文をめぐりまして  
れば解散はできないのじゃないかという意見と、  
それから、いや解散はいつでもできる、いつでも  
できるといいますか、助言と承認によって天皇の  
国事行為として、つまり第七条のみで解散ができ  
るという説と二つあるわけですが、政府は第七条  
のみで解散ができるという解釈をとっております  
し、現に解散の詔書の文言には「憲法第七條によ  
り」という条文を引つ張って、七条のみで解散が  
できるといふ解釈と運用が行われておる次第で  
ございます。

○八百板委員、七条というのは国事行為の手  
続行為だけを決めたものであって、いわゆる解散  
機なんというものの存在が内閣にあるということ  
にはならないんじゃないですか。どうでしょう  
か。

○真田政府委員 解散権が内閣にあるとかある  
は天皇にあるとかいう関係じゃなくて、解散は天  
皇の国事行為として行われる。その基礎になる  
のは内閣の助言と承認であって、実体は内閣が閣  
議によって決めまして、助言と承認を行って、そ  
れに基づいて天皇が解散の詔書を出しになる、  
こういう手続になるわけでございます。

○真田政府委員 解散はいつでもやらなければなら  
ないとか、あるいは一定の期間はやってはいけない  
とかいうような規定があるわけではございませ  
ん。これは内閣と国会と裁判所とのいわゆる三権  
の分立と申しますか、三権の間の相互のチェッ  
ク・アンド・バランスに基づいてできている制度  
だと考えております。したがって、内閣はい  
つでも政治的な判断のもとに衆議院の解散を決定  
して、天皇に助言と承認をすることが可能  
であります。もしそれが乱用にあつたとかそう  
いうようなことになれば、これはその解散後の国  
民の審判によって内閣の判断の適否、正否、当否、  
それが選挙の結果あらわれてきて、是正されると  
いうことにならうかと思ひます。

○真田政府委員 解散というのは非常に大事な国  
の行為でございまして、新しく国民の意思を問う  
という必要がある合理的な場合にのみ行われるべ  
きであることは当然でございまして、その解散の  
実体を定める内閣の決定、これ自身が実はもう国  
民のために行われるべきものであって、ましてい  
わんや、党利党略のために解散を決めるなどとい  
うようなことは、これはあつてはいけないことは  
もう申し上げるまでもないことでございます。

○真田政府委員 内閣がいつ衆議院の解散の助言  
と承認の閣議決定をするかどうかということとは  
わけて重要な政治的な行為でございまして、私が  
いまは解散すべきでないとかそういうようなこと  
を申し上げるべき立場ではございせん。私とし  
ては内閣に對しまして、憲法の精神は、解散は国  
民のために行うべきものであつて、党利党略のた  
めに行うべき制度ではございせんという法律解  
釈を申し上げることは私の職務でございまして  
ども、解散はいまやるのは乱用でございまして  
いけませんとか、そういう判断をすべき立場では  
ございせん。

(1) 七条の解散

(4 19 対 八百板)

(4 19 対 八百板)



めくれず

裏面白紙

○八百板委員 先ほど同僚が触れました、象徴たる天皇の限られたる国事行為であります中で最も重要な政治性を持っております解散の問題について、この際総理の態度、見解をお聞きしたいと思うのであります。

私の見解といたしましては、七条自身には自発的に解散を求めるという事を認めた意味は含まれておらない、こういうふうに私は思うのですが、そういう意味で、この七条による解散があつてはいけないうえ、これは憲法論になりますから、なにごとでございましょうけれども、そういう点について、総理は判断の責任の立場に立つわけですから、どういふふうにお考えでしょうか。

○大平内閣総理大臣 憲法第七條第三号は、天皇は内閣の助言と承認により国事に關する行為として衆議院の解散を行う旨規定されております。憲法六十九條は解散の事由を限定したものではありません、第六十九條以外の場合においても、民主政治の運営上新たに國民の意思を問ふ必要があると認められた場合においては、衆議院の解散を行うことは憲法の認めておるところであると考へております。しかし、この解散権は、先ほどもお話をございましたように、いささかも乱用すべきものではないことは申すまでもございせん。

○大平内閣総理大臣 八百板さんがおっしゃるように、解散権の行使は一つの派閥勢力のためにやるわけでもなく、一内閣のためにやるのでもなく、主権者たる國民の立場に立つてやるべきであるといふこと、それから、總理大臣が解散権をもちつかせるようなことは償まなければならぬ、いやないか、一々私はごもつとも存じます。先ほども申し上げましたように、この問題、重要なこととてございまして、みじんもそういう乱用をすることのないように、嚴肅なものと受けとめて対処しなければならぬと心得ております。

(4.19)

(4.19)

## ○八百板委員

基本的な問題をこれからちょっとお聞きしたいと思ふのですが、天皇の人間宣言というのがございますね。天皇の人間宣言ということは、どういう意味でしょうか。象徴天皇としての人格というものは、憲法に定められた基本的人権の行使に對してかなりの制約を加えるものだといふように常識的に判断されますが、その辺のところを簡潔にひとつお願ひします。

●真田政府委員 日本国憲法のもとにおいて、一体天皇は日本国民の一人であるかどうかといふことが考え方の基本になるわけでありますが、もちろん日本国民の一人であるといふふうにならなければ考へております。したがしまして、基本的人権の規定ももちろん適用があるわけなんです。他方憲法自身が、天皇は国の象徴であり国民統合の象徴であるといふふうになっておりますので、そちらの方からいろいろ制約があり得るわけなんです、それは憲法自身が認めているところであらうといふふうに考へます。

(4. 19)

○八百板委員 天皇には表現の自由がありますか。

●真田政府委員 天皇の地位としては、いわゆる象徴たる資格における国事行為をなさるといふことのほかに、私人としての御行為もあります。したがって、原則としては、表現の自由なり一般的に基本的人権をお持ちでございますが、いまの憲法第一条が書いておられるような象徴としての地位をお持ちでございますし、政治には関与されないといふこともまた別の条文ではっきり書いてございますので、そういう方面からする制約はございます。その制約の範囲内においては、天皇は人権の制限をお受けになつても、これは憲法が認めているところでございます。

○八百板委員 象徴たる天皇ですから、大いにこの象徴たる立場を宣伝されたらどうですか、天皇御自身も。そういう意味では、やはり表現の自由というか、思想の自由、基本的にはあるのですから……。

それで、出版の自由はありますか。

●真田政府委員 天皇が私人として、個人としてといふことは、行動されるその御行動の中に出版といふことは当然入っておりますし、現に天皇のいろいろな生物学の御研究の結果の出版物もあるやに何っております。ただし、表現の自由はお持ちでございますが、先ほど申しましたように、政治には関与されない。つまり象徴たる性格になじまないような、そういう内容の表現の自由はお持ちにならない、制約をお受けになる、こういうことにならうかと思ひます。

(4. 19)

●真田政府委員 ……、い、い、い、天皇は憲法上の象徴たる地位に伴う制約はお受けになるけれども、基本的には人権をお持ちであるといふふうに申し上げておるわけでございまして、その生物学の御研究が国政に關与するものだとはいへない考えられないわけなので、どうも御質問の趣旨がよくわからないので、むしろ広く御研究になつて結構だろふと思ひます。ただ、先ほど来繰り返して申しますように、象徴たる地位に矛盾、抵触しない範囲内で十分に御研究あるいは御発表になつて、一前差し支えない次第でございます。

(4. 19 対八百板)

めくられず

裏面白紙

○山花委員 最後の問題点、時間ですので伺いた  
いと思いますが、総務長官と長官のお話を伺いま  
すと、私人の資格ならばよろしい、結論はそこ  
に尽きると思います。もしそうだとするならば、天  
皇が靖国神社に参拝することについても、公式参  
拝ではなくて私人ならばよろしいということにな  
るのでしょうか。この点について長官から伺いた  
いと思います。

○真田政府委員 陛下が靖国神社にお参りになる  
のは、もちろん私的な立場でお参りになつてい  
ることだと私たちは理解しております。

○山花委員 要するに、天皇が私的な立場なら  
ば、春季例大祭あるいは八月十五日に参拝するこ  
とも遠慮ではない、全く二十三条三項の問題は起  
らないというのが長官の解釈でしょうか。

もう一つ、宮内庁の方には、天皇が私的な資格  
で靖国神社参拝をする予定があるかどうか、ある  
いはそのことについてこれまで相談された経過が  
あるかどうか、御両所に伺いたいと思います。

○真田政府委員 私に対する御質問につきまして  
は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○山本(信)政府委員 天皇陛下の靖国神社への御  
参拝につきましては、戦後八回ございます。日本  
国憲法になりましたから、二十七年を最初にいた  
しまして七回やはり私的なお立場で御参拝になつ  
ております。

八月十五  
日は、たしか厚生省が主宰して、政府の行つてい  
る慰霊祭の方に御出席になつてゐると思ひます。

(4・20)

(13) 天皇の靖  
国参拝

めくれず

裏面白紙

○上原委員 公人として参拝した場合は問題になるというの、どういふ問題になるのか。――  
だめだ。総理大臣に聞いている。総理大臣に……。

○真田政府委員 委員長のお許しを得まして、私からお答えを申し上げます。

国の公務員が公の資格で神社仏閣に参拝することについては、憲法二十条三項との関係が一応問題になるのですが、単に参拝するだけならば憲法違反の問題は起きないのじゃないかという考え方もございます。それから、参拝することだけでもやはり憲法違反の問題が起きるのだという見解もございまして、あるいは参拝をして、そして神社であれば祝詞を上げてもらい、おはらいをしてもらうというような儀式を伴う場合に限って問題になるのだという考え方もございまして、政府としては、最もかたい立場、解釈をとりますが、公人としての参拝はやはり憲法二十条の三項の規定上問題があるから、従来から私人として参拝していただくということで一貫しておるわけでございます。

(4.19)

○大平内閣総理大臣 政府の行事として参拝することには若干問題になりかねないものがある。明らかには違法であるという説もあれば、そうでないという説もあるというように、これは法制局長官が説明したとおりでございます。したがって、従来、政府はそういう公人としての参拝は差し控えるという態度に終始してまいりました。それでございまして、私人として参拝するわけでございまして、そういう立場をとって参拝するわけでございまして、きょう始まったことではないのであります。

このことは憲法違反に問われるというふうなもので、私は私には考えません。憲法を尊重するがゆえに、そういう立場をとって参拝することを御理解いただきたいと思います。

(4.19)

○山花委員

政教分離の原則に關しましては、たとえばアメリカ合衆国の連邦最高裁判所の判例におきまして、いわゆる國家の形、あるいは外観上の理論、國家の形が背後にある場合には問題が生ずる、このういふ、ほぼ確立された判例理論がありますけれども、長官は、この政教分離に関するアメリカ連邦裁判所の判例について、どのように理解されているでしょうか。まさに、今度のような大平總理の参拝などは、この理論からいって違憲のそしりを免れないのではないのでしょうか。長官の御意見を伺いたいと思ひます。

なお、長官も、私人ならばよろしい、こういうことなのか、この点についても、念を押して伺いたいと思ひます。

昭和二十三年四月十九日  
靖國参拝

○真田政府委員 憲法二十条三項と、國家公務員が公的に神社仏閣に参拝することとの關係については、きょうの當委員会において説明を一通いたしました。重ねて申し上げます、ただお参りするだけならいいではないかという意見と、それから、お参りすることは一切憲法二十条三項に照らして問題があるのだという意見と、またその中間の意見として、おはらいを受けたら、祝詞を上げてもらったり、神官が立ち会ったり、そういう行為を伴わなければならないのだというような申説とございますが、いろいろあるわけなんですけれども、政府としては最もかたい見解をとりまして、公務員が公の資格で神社仏閣に参拝をすることは、やはり憲法二十条三項に照らして問題があるという考えで一貫しております。

ただし、私人としての場合には、これは憲法のタッチするところではありません。ありません。というのか、むしろそれも禁止するということになりますと、總理大臣なり國會議員の方なり、あるいは私でもいいのですが、職にある間は神社仏閣へお参りしてはいかぬということになってしまふのであります。それで、はかばかして憲法の信教の自由を阻害することになる、逆の結果になるのではないかと、いふふうに考えます。

それから、先ほどの三木總理大臣のお言葉で、法務大臣としての地位の重みから、公の立場と私の立場とは区別ができないのだというようにおっしゃったことがございまして、先ほど御指摘になったとおりですが、私、それを合理的に考えますと、それは第三者から見ても、公の立場か、私人の立場かの区別がなかなかつかないぞという御懸念だらけと思うのです。

(次頁へ)

めくれず

裏面白紙

もともと実態的に区別がつかないのだということになると、先ほど申しましたように、総理大臣の職にあられる間、あるいは国会議員であられる間、あるいは総務長官であられる間は、公私の区別がつかないのだから、憲法二十条三項の問題が起きるから、もう一切神社仏閣にお参りしてはいけないというような結論にどうも理論上なりそうなものですから、三木元総理の御発言の趣旨は、第三者から見ても、法務大臣、国務大臣という地位の重みによって公私の区別はつきにくいから、それで今後は慎みなさいよということをおっしゃった趣旨だろうと私は解釈しているわけでございます。

(4、20)

内閣法制局

裏面白紙

225

めくれず

裏面白紙

○村田委員 そのように諸外国によっても年号の  
数え方にはいろいろの表示の方式がある、そして  
その中では西暦が言うならば一番万国共通の数え  
方であろうということになるわけでございます。  
ここで元号の存続を固めていく場合に、法律に  
よる方法と内閣告示による方法の二つの方法があ  
ると思います。

政府におかれましては、かつて三木内閣の当時  
は、内閣告示による方法を当時の西村総理府総務  
長官が示唆しておられた経緯もあり、その後、  
法律による方法を提案されたわけでありますが、  
こうした経緯も踏まえ、三原総務長官から、法律  
による方法と、そしてまた内閣告示による方法に  
ついての見解をお示しいただきたいと存じます。  
○三原総務大臣 法制局長官からお答えいたしま  
す。

○真田政府委員 ただいま御指摘になりましたよ  
うに、旧憲法のもとにおきましては、元号の根拠  
は旧皇室典範第十二条にあったわけでございま  
す。その条文は「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ  
再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」、こ  
うであったわけでございます。申し上げるまでもな  
く、その時代における天皇は国の元首であり、統  
治権を総攬するといふふうに憲法に書いてあった  
わけでございまして、その統治権の総攬者である  
天皇が勅定されるのが元号であったわけでござい

ます。いまの憲法になりましたからは天皇の御性  
格がすっかり変わりました。日本国の主権は、こ  
れはもう申し上げるまでもなく国民にあるわけ  
で、天皇は国事に關する行為のみを行う国の象徴  
である、そういうことになってございまして、天皇が  
政に關する事務に關与されてはいけませんという  
ことが憲法に書いてございまして、したがって、ま  
して、現在の法制度のもとにおいては、もちろ  
ん天皇がお決めになるというふうな性格のもの  
は、ほど遠いということになるわけでございま  
す。

それから、いまの憲法のもとにおきまして、し  
からは元号を存続するとした場合にその方式はど  
うするかということ、かつては、なるほど、内  
閣告示でそういう手続をまず第一段階として決  
めておいて、そしていよいよ改元が必要になった場  
合に、あらかじめ決めておいた手続に従ってまた  
内閣告示で、第二段目と申しますか具体的な改元  
を行うという方式もどうかというふうな  
考えが一時ありました。ただ、そのころは実はま  
だ確たる方式については、模索中であつたとい  
ふふうに考えられるわけなんです、その後いろいろな  
世論調査等を見ますと、国民の八〇％近くの者  
が、今後とも元号は存続して、あつてほしいとい  
う願望を持っております。

そこで、元号制度を今後とも続けるということ  
になりました場合に、しからばどういう方法でや  
るかというのが次の方法論に相なるわけでござい  
ますが、その場合に、内閣の告示でやるというの  
と、それからただいま御提案申し上げているよう  
な法案の形でやるのでは、中身としましては、い

ずれも国民に対して強制をするものではないとい  
う点では変わりはないと存じます。変わりはござい  
ませんが、その内閣告示で行います場合には、全  
くそのときどきの内閣が決めるということに相  
なるわけでございまして、それに比べれば、現在御  
提案申し上げているような法律による元号制度の基礎を  
定めていただく、これがやはり日本国憲法の趣旨  
にも適合するし、また元号制度を将来にわたって  
存続させるについての安定性といひますか、制度  
としての継続性といひますか、そういう点におい  
て非常に重みが違ふといふふうに考へるわけでござ  
います。

(4 10)

2 改元

(1) 告示と法律



の形で可決されました、そしてそれを受けて、憲法七十三条に言う法律を議決に執行する政府が政令を制定するという方が日本国憲法の趣旨にも適合するであろう、こういう趣旨で申し上げたわけでございます。

(4. 11)

## ○梶野委員

……国民に義務を課すようなことを決めるのなら内閣告示では困るので、政令では困るので法律でやってもならなければならないのです。そういう意味ならば法律にする方が日本国憲法により適合する、これはわかります。しかし何も拘束しないのですから、何も拘束しない法律をつくるのが何で日本国憲法に適合するのですか、それをお答えください。

○真田政府委員 もう少し詳しく申し上げますと、元号制度を存続することが憲法の趣旨に合うのだということを申し上げているわけじゃないのでございまして、元号制度を今後とも存続するかどうかは政策問題でございまして、将来にわたって元号というものを残しておきたいという国民の八〇％近くの御希望がございまして、これをくみ上げて何らかの制度化したいということ、それを制度化するについて、内閣告示でやることと今回の法案のように国会の御可決を経て政令でやるのと、この両者の方法を比べれば、後の手段の方が憲法の趣旨に合うということを繰り返して申し上げているわけでございます。

(4. 11)

## ○真田政府委員

……非常に多数の国民の方が賛成していらっしゃる、これが実は事柄の本質なわけなんです。国民の大多数の方が将来にわたって元号制度を存続させたいという願望を持っていらっしゃる以上は、それにこたえるというのが政府の立場でございまして、そうなる、将来、現在の昭和の時代が終わった後で、では新しい元号をだれがどうやって決めるのか、そういう問題がもう論理必然的に出てくるわけなんです、その方法として幾つかの手段が考えられる。それを先ほど審議室長が御説明したわけなんです。それを先ほど申し上げた、その方法としては、法律自身で決めてしまおうとか、あるいは法律の委任に基づいて政令で決めようとか、あるいは内閣告示で済ませようとか、いろいろな手段が考えられる。そのうちで、現在の憲法の精神に照らして最も民主的な方法として要請するのは、やはり国権の最高機関である国会で議決を願って、かくして成立した法律の委任に基づいて政令で決めるというのが最も民主的であり、かつ実情に合うのではないかとというのが政府の考えでございます。

(4. 17 お峰田(應))

## ○梶野委員

……法制局長官は、内閣告示方式と法律の違いについて、兩者とも国民に対する強制力は持たないという点では同じだけれども、法律にした方が日本国憲法の趣旨により適合して、制度の安定性においてすぐれている、こういう御答弁だったように思いますが、このとおりだったでしょうか。

○真田政府委員 おおむねたいていおっしゃったとおりでございまして、現在、元号の正式の根拠になる法令上の根拠はございませんので、事実上の慣習として用いられておる、したがって、法律的な意味で国民を拘束するというような効果はもちろんでくるわけではございません。

また、今度の法案につきましては、これも昨日来まだ先ほど来繰り返して申し上げておりますように、国民を拘束するというような内容のものではないでございます。……その意味で効果は同じである。ただ、その手段として内閣の告示でやるか、あるいは今度の法案のように法律でその制度の根拠を決めていただく、それを受けて政令で決めるという方法とこの二つが考えられますが、そのうちのどちらが憲法の趣旨に合うかと言え、それは、国権の最高機関である国会が法律



○梅野委員 存続を希望すること、その方法として法制化することとは決定的に違ふんだということは、きのうも再三議論になったわけです。

○真田政府委員 お答えを申し上げたいと思いますが、元号制度を今後とも将来にわたって存続すること、それから法制化すること、どうかということはもちろん別問題でございます。同時に、法制化すること、それから法制化された制度のもとにおける元号の使用を何らかの形で国民に強制するかどうかということは、これまた明らかに別の問題でございます。御提案申し上げております法案は、御承知のとおり、将来にわたって元号という制度の基礎を法律で書いていただくということと、まづものであるとして、使用の点については何ら触れていないものではございません。

そこで、まず理論的に考えますと、将来にわたって元号制度の存続を希望する国民が非常に多いということは、現在の陛下が御存命中はもちろんのこと、将来御不幸がありまして崩御されまして次の陛下の時代になった場合でも、なお存続したいという意味合いにはかならないと解されるわけでございまして、そういう場合のことを考えますと、やはり制度として元号というものをはっきり

しておくということが、その制度の継続性なり安定性を保つ上においてぜひ必要であるということから法制化に実は踏み切ったわけでございまして、どうも法制化というように何か使用を強制するのではないかと、いろいろにお考えになる向きがあるのではないかと、いろいろ聞きますが、そういうものではないのであって、よく法案を御理解願えれば、これは国権の最高機関である国会が将来にわたる元号制度の基礎を固めていただくという、ただそこまでのものでございまして、決して強制とか使用を義務づけるとか、そういうものとは全く関係がございません。その点をよく御理解願いたいと思います。

(4. 11)

○柴田(睦)委員 真田法制局長官が御野委員の質問に対して、存続と法制化とは別問題であるという答弁をなさっていらっしゃるのですが、多くの国民は、元号存続には賛成しているけれども法制化には賛成していないというこの事実を認めるのかどうか、はつきり答えてもらいたいと思います。

○真田政府委員 私の発言を御引用になりましたので、私から釈明をさせていただきますが、元号制度を将来にわたって存続するかどうかということと、その存続をさせる場合にどういう手段をとるか、つまり法制化をするのか内閣告示でいくのか、ということは理論上は別であることは、これは申し上げるまでもなく明らかなことでござい

(4. 17)

めくれず

裏面白紙

○岩垂委員

「元号は、政令で定める。」という政令に委任  
をしている部分があるわけですが、これは名称だ  
けではなしに、元号決定の手続あるいは方式を含  
めて政令にゆだねることになっているんですか。

●清水政府委員 その点につきましては、「元号  
は、政令で定める。」という法律の規定でござい  
ますので、それをそのまま受けまして、新しい元  
号の名前と、それからそれはいつから行われるか  
といたしますか、つまりいつ改元が効力を持つかと  
いう二点につきまして規定するものがその政令の  
内容になるというふうに私どもは考えておりま  
す。したがって、お尋ねのとえばその政令  
で元号名を決定していく場合のその手続のような  
ものをさらに別の政令で決めるのかというような  
御趣旨の御質問かと思えますけれども、そのよう  
なことは現在のところ考えておりません。

(4.10)

改定  
1

229

めくれず

裏面白紙

○村田委員 昨年、総理府案として報道されたものを見ても、**「一世の間」**という表現があったのですね。一世一元を定めているのなら、なぜ**「一世」**という言葉を今回の法律案についてやめられたのですか。

○真田政府委員 今回御提案申し上げております法律案の内容につきましては、先ほど来の政府側からの答弁のとおり実質は一世一元でございます。

最も近い例では、先ほど引用いたしました**「一世の間」**という表現が、旧皇室典範の第十二条に**「一世の間」**という言葉をよく読みますと、**「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」**、こうあるわけでございますので、しかもこの旧皇室典範の時代にはこれは天皇がお決めになるということでございまして、**「踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト」**という条文から、おのずから**「一世の間」**というのはその新天皇の御在位中であるということが文言上明らかなんです。ところが、今度の御提案申し上げておるもの、条文では、そういうふうに**「踐祚ノ後元号ヲ建テ」**云々なんということがないわけでございますので、探で**「一世の間」**と書いたものではつきりしないということが一つございます。

それから、いまの皇室典範に**「三世」と**いう言葉が出てくる条文があるわけなんです、その場合の**「三世」と**いうのは、われわれに適用のある民法流で言えば三親等ということなんで、それとよく似た文句を違った意味、内容で用いることは適当ではなからうというように判断から、今回の案をつくりました際に**「一世」と**いう言葉を用いたというのが実情でございます。

○村田委員 いま真田法制局長官が言われたとおりであるとして、**「一世の間」**という言葉は避けられども、実質は一世一元であつて何ら変わるものではない、こういうことですね。

○真田政府委員 それはお手元に御提案申し上げております法律案の文言からおのずから明らかでございます。元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」と第二項がございまして、実質は一世ということでございます。

(4・10)

○村田委員 私もそう思います。したがって一世一元の元号、そしてこの法律案は新憲法の定めておる象徴天皇制とマッチする、非常に調和するものと理論的にも考えていい、こういうことですね。

○真田政府委員 改元は一体どういう事象が起きた場合に行うかというの、一つの政策問題だろうと思つたのです。昔は、先ほど審議室長から触れましたように吉兆、祥瑞ですね、おめでたいことがあつたとか、あるいは天皇がかわられたとかあるいは国家に対して非常に重要な事件が起きたという場合にしばしば改元が行われていて、私の手元の記録によりますと、一代の天皇の間に九回、九つの元号が用いられていて、つまり八回改元が行われたという事例もございまして、しかし、そういう頻繁な改元ということになりますと、どうも日本国民が現在抱いている元号制度のイメージとかなり違ったものになると思ひます。

それからまた、別の改元の事由といたしまして、たとえば三十年目とか五十年目とか一定の期間を限つて改元をしてはどうかという御意見があることも承知しておりますが、それも現在日本の国民が抱いている元号のイメージとかなり違ったものになると思ひます。ましていわんや明治以来もう百年の間、一世一元ということになじんでおります。また憲法施行後もすでに三十年間、つまり現在の陛下が御在位中は昭和という元号を用いるのだということが定着しておると考えられますので、あれやこれやを考へあわせて、結局一世一元というのが最も現状に適した改元の方法であると信じてこの法案を立案したわけでございます。

(4・10)

(4)を夏

○岩倉委員

三木内閣の当時に  
自民党の源田参議院議員の質問主意書に対する答  
弁書があります。これは答弁書ですから内閣全  
体です。それは「元号制度は、新憲法実施後、  
法令上の根拠を失ったが、「事実たる慣習」として  
広く国民の間に定着している。もし、元号の使用  
を国民に強制しようとするのであれば、法律を必  
要とするのは当然であるが、――いいですか。

「広く国民の間に定着している。もし、元号の使  
用を国民に強制しようとするのであれば、法律を  
必要とするのは当然であるが、そうでなければ  
必ずしも法律によることを必要としないものと考  
えられる。」こう書いています。これは何で  
すか、内閣の答弁じゃないですか。  
●味村政府委員 おっしゃるとおりの御趣旨の答  
弁書があると存じます。しかし、その趣旨は、元  
号を強制的に使用せよとすれば法律が必要だ  
ということが書いてあるわけですが、当  
時としてはまだ元号の法制化をするか、あるいは  
内閣告示で行うかというところは確定した段階では  
ございませんで、一つの議論としてそのようなこ  
とが書かれているわけでございます。要するに法  
律によらなければ国民に対する強制はできないわ  
けでございますから、元号を国民に対して使っ  
てくださいうことを強制するには法律によらな

ければならないのだというごく一般論をそこで書  
いてあるわけでございます。それに対してしまして  
内閣告示でやりました場合には、これは国民に対  
する強制力は持ち得ない、これはもう内閣告示の  
効力から当然そうなんだというごく一般論を言っ  
ておるわけでございます。

今回の元号法案は、先ほどからたびたび申し上  
げておりますように、国民に対して使用を強制す  
るという性質のものでは決してございません。前  
回の質問主意書における法律でなければ元号の使  
用を強制できないということは、強制ということ  
に法律が必要だということの一般論を申し述べた  
ものであると存じます。

(4・10)

○岩倉委員

法律は強制する場合に  
は必要だ、強制しないのだから法律は要らないじ  
やないかと私は聞いています。それを言ってい  
るのです。それを答えてください。

●味村政府委員 おっしゃるとおり、強制をしな  
い以上は法律は要らないのではないかとこのこ  
とは考えられるわけでございます。つまり、内閣告  
示でやることも一つの方法として、かつて国会で  
総務長官が御答弁になったことがございます。し  
かし、内閣告示でやる方法と法律をつくっていた  
だく方法とこの両方を比較いたしますれば、法律  
をつくるという方が制度の明確性、安定性におい  
てすぐれているという見地から今回の法案を御提  
案申し上げたわけでございます。

(4・10)

○柴田(睦)委員

政府はあくまでも、法制化  
しても一般国民に強制しないということを一貫し  
ておっしゃるつもりですか。

●真田政府委員 先ほど審議室からお答え申し  
ましたように、お手元の法案をお読みになれば、  
きわめて明瞭に元号の決定権者、それからどうい  
う場合に改元を行うかということが書いてある  
のであって、具体的に定められた元号の使用に  
関しては毛頭触れていないわけでございます。の  
で、おっしゃる通りに一部の人が法制化しなけれ  
ば強制ができない、だから法制化だというよう  
なことを、もし仮に思っている人がいたとしたら  
ば、その人たちは今度の法案を見て大変失望す  
るのだからと思います。全く国民に対して強制す  
る「強」の字もなければ「制」の字もない、全く  
元号の決め方というもののルールを定めているだ  
けの法案でございます。

(4・17)

○柴田(睦)委員

現内閣文部大臣が強制しないなら告示でい  
い、だけれども強制しなければ意味がない、こう  
いうことから、法制化という主張をしているわけ  
ですけれども、そうすると、内閣文部大臣、この  
法案を見ればがっかりする立場になるわけでは  
ないか。

●真田政府委員 私は事実の真偽は存じません  
が、もし内閣文部大臣がそういうふうなことを  
本当に思っているとしたら、内閣文部大臣も  
あるいは御失望なさっているのかもしれない。  
しかし、法案の中身自体はもう客観的に、先ほど  
申し上げましたようにお手元の条文をお読みにな  
れば一目瞭然、全然使用のことには触れておらな  
い。これはもう明らかな事実でございます。

(4・17)

○柴田(陸)委員 政府は使用を義務づける明文がないこと、罰則規定がないことを挙げて強制しないことの論拠としておりますが、これはごまかしたと思うのです。罰則規定のない憲法の例によっても明らかのように、法律が法的拘束力を持つ、これは原則ではないでしょうか。

○真田政府委員 一口に法律とおっしゃいますけれどもいろいろございまして、罰則があるから法律だ、ないから法律でないという話は私は聞いたことがないので、国会は衆参両院をもって組織する、罰則も何もないのであってこれはりっぱな法律なんです。今度の法案ができませんと、もちろん罰則もないし、元号を使わない、西暦で書いた契約は無効だというような効果が出てくるわけでもないし、さればといって法律でないということはないので、国会で議決されれば法律になります。これはどういふ効果が出るかと言えは、それは憲法七十三条第一号によりまして、内閣は法律を誠実に執行しなければならないということ、今度の法律案が成立した場合の元号法の本則第一項によつて、政府は改元の事由が出た場合には改元をしないという効果が出てくるわけなんです。また逆に言えば、それ以外には改元はめったにやっちゃいけない、あるいは公式の元号は使用の強制はないが、しかし今度の法案が成立した場合の法律に基づいて定められるのが正式の元号であつて、昔、私元号とか大化の改新の前に九州あたりでは九州元号というのがずいぶんあったようなんですが、そういったたいものは認めませんという趣旨は出てくるわけなんです。ただ言いたいことは、今度の法案が成立した場合の元号法によつて定められる元号の使用は、法律

そのものの効果としては強制しないのだ、それが実はポイントなんで、それを繰り返し、繰り返し申し上げているわけでございます。公務員の場合は法理がまた別でございます。

(4、17)

○柴田(陸)委員 年齢計算ニ関スル法律というのがあつたわけですが、これは一般国民に対して何もの法的拘束力はないという解釈ですか。

○真田政府委員 年齢計算は出生の日から計算することとそれ自体は、なるほど非常に簡単な条文なんです。これはもろもろの法律と相まつてその法律効果が出てくる、こういう関係になります。

(4、17)

めくられず

裏面白紙

○岩垂委員

国家機関や地方公共  
団体が元号使用の義務を負うとすれば、それを具  
体的にやる機関というのは仕事を担当する公務員  
ですね、公務員というものが職務上の義務を負う  
わけです。これはもう長官もお認めいただけると思  
う。一般行政職の公務員というのは法令に従う  
義務を負っていますね、国公法の九十八条一項、  
地公法の三十二条。また、この義務に違反した場  
合には懲戒処分、これも国公法八十二条、地公法  
二十九条で受けることになっている。つまり、元  
号法自体には罰則はなくても、国公法、地公法に  
よって懲戒罰を受けるということもあり得ると思  
うのですが、それはいいと言えますか。

○味村政府委員

この元号法案には使  
用についての規定はございません。使用について  
拘束をするという規定はないわけでございます。  
したがって、それは、一般国民について申し  
上げますれば現在と同じ自由であるということに  
ござります。そして、国の機関は当然これを使用  
することになるであろうというところは、現在国の  
機関は元号法が成立いたしました場合に、  
その状態が仮に元号法が成立いたしました場合に  
も続くであろうということをおっしゃっていただ  
けませんか、さらには、元号法という国会でお決

な法律ができるということになればその重み  
というのがございますので、恐らく国の機関も当  
然使うであろうということをおっしゃっているの  
であろうと存じます。

御質問の、国家公務員は法令遵守義務がござい  
ます。しかし、元号法にはこの元号を使えとい  
うことは一言も書いてないわけでございますから、  
元号法が仮に成立いたしました場合におきまして  
も、国家公務員が元号を使わない、公式の場合に  
おいて元号を使わなかったからといって、それだけ  
で直ちに職務上の義務違反になることもござい  
ませんし、懲戒の対象になることもございませ

(4. 10)

○堀野委員

、国家機関の公務員のお話が出ま  
したが、昨日の御答弁では、公務員が公式の場  
においてその元号を使用しないということがあった  
からといって、これは元号の使用が義務づけられ  
ていないんだから法令遵守義務違反にはならな  
い、したがって懲戒処分も受けないんだ、こうい  
うことでございしましたが、それでよろしうござ  
いますか。

○真田政府委員 先ほど来繰り返して申し上げてお  
りますように、今度の法案はきわめて簡潔な内容  
でございます。使用については全然触れており  
ません。したがって、今度の法律案が仮に成

立して公布、施行されましたも、そのことから  
国家公務員が公務上作成する公文書の年の表示方法  
として元号を使わなければならないという効果  
が直ちに生ずるものではないというふうに考  
えられます。

先ほどお答えしましたのは、私  
非常に慎重に言葉を遣って御答弁を申し上げたつ  
もりでございますが、この法律案が成立し、公  
布、施行されても、そのことから直ちに公務員の  
元号使用義務が出てくるものではないということ  
を申し上げたのでございまして、これはしかし、  
地方公共団体なら地方公共団体が独自の意思とし  
て、地方公務員に対する服務規律として上請が命  
令を出せば、それはその命令に従わなければならない  
こととは、これは元号の場合に限った話ではご  
ざいませ、元号であろうと元号でなかつたら、  
上司の職務上の命令には従わなければならないこ  
とは、これはもう当然でございます。

○堀野委員 そこなんです、きのうの答弁とき  
よりの答弁とはもうそこが変わってくるので  
す。これは問題です。いま長官がおっしゃるの  
はどういう義務違反になるのですか、職務命令の遵  
守義務違反ということにでもなるのですか、いか  
がですか。

○真田政府委員 公務員関係の法令につきまして  
は、国家公務員法にしろ地方公務員法にしろ、あ  
るいは裁判所法第八十条による司法行政事務に  
しろ、それそれ行政上の職務命令には従わなければ  
ならないということは当然でございますから、も  
し仮に内閣から内閣府の各局長の職員に對し  
て、公文書の年の表示については元号を用いな  
さいという職務上の命令が出れば、これは当然従  
わなければならない、これは元号の場合に限った  
話ではございません。

(4. 11)

の公務員





めくられず

裏面白紙

○柴田(陸)委員

これは真田法務局長官が、公務員は上司から使用を命令された場合、職務規律として従わなければならない、従わない場合には懲戒処分なし得るといふ答弁をしておりませんが、これは明らかに法制化しても強制しないという国会答弁と矛盾するのではありませんか。

○真田政府委員 またまた私の発言を御引用になりましたので、釈明させていただきますが、私が申し上げたのは非常に冷ややかな法律論を申し上げたのでございまして、その趣旨は、この法案が成立いたしましたも、この法律ができたからといって直ちに強制、たとえ公務員であっても新しい元号の使用が強制されるという効果は出てこない。これははっきり申し上げているのであります。ただ公務員でございまして、公務員法が適用になりまして、国家公務員法の九十八条というのをごらんになりますと、公務員は法令に従わなければならない、また職務上の上司の命令が出ればそれに従わなければならない、こう書いてあるわけなんです、そのうちの前段の法令に従わなければならないという場合のその肝心の法令が、今度の元号法案で申しますと、その元号法から使用の強制は全然出てこない。したがって、後段の上司の命令があれば、職務上たとえば公文書をつくる際に元号を使いなさいということが合理的な必要によって、たとえば統一ある、あるいは効率的な行政の運営という合理的理由に基づいて上司が職務上の命令を出せば、それは法律の効果ということではなくて、その上司の職務上の命令に根拠を置いてそれに従わなければならないという効果が出てまいります、こういう趣旨でござい

(4、17)

その点は、実は今度の法案が成立しようとして、きょう今日でも、合理的な理由があつて役所の上司が下僚に対して、元号で公文書をつくれ、ということをもし職務上の命令を出せば、当然それは公務員法九十八条の規定の適用がありますので、それに従わなければならない、場合によっては懲戒ということも理論上はあり得るといふ法律論を申し上げたわけでもございまして、決して再々申し上げている、今度の法案と使用の強制とがその結果として出てくる、その使用の強制が法案の効果として出てくるという趣旨で申し上げたことではないわけでもございまして、これはかみ砕いてお話しすれば当然おわかり願えることだと信じてお

○上原委員

公務員の職務規定は、最高裁の判決もあるのだということをせんだつての委員会であつたのですが、われわれの調査の限りではそういうことはないのです。改めて、法的には強制もしない、義務づけもしない、憲法行政を含めて、現行と変わらないのだ、そういうことはお二人から確約できますね。

○真田政府委員 この間も私の席で釈明をいたしました、今度の法案が成立いたしましたも、そのことから直ちに新元号の使用についての強制力は全く出てこない。だから、一般の国民の方に対して元号使用を強制するというようなことはあり得ない。ただ、公務員の場合には職務規律といえます。国家公務員法の九十八条が適用されますので、法令の効果が、たとえ九十八条に言う職務上の上司の命令があれば、もちろん合理的な理由がなければならぬことでもござい

(4、19)

が、合理的な理由に基づいて上司が職務上の命令を出せば、公務員たる者は当然それに従わなければならない、これは公務員法九十八条にあります。その規定に明瞭に書いてございまして、地方公務員についても同じでありますし、国会議員法についてもやはり同じような規定がござい



○梅野委員、……、この元

符問題というのは、思想あるいは良心の自由の問

題に深くかかわってくるのです。……

人権の自由は制限されないのだ、こういう考え方

がありますね。だから上司がそういう元符を使用

しろという命令を出した場合には、この点から

公務員は、もし自分が元符を使用したくないとい

うならば拒否できるのじゃありませんか。

○真田政府委員、新しい元符制度ができました場

合に、公務員に限っての語でございしますが、その

元符の使用を上司がそれを公文書として使いな

さいという職務上の命令を出すことが思想、信条

あるいは表現の自由を損なうことになるのではな

いかというような、そういう観点からの御質問だ

と存じますけれども、紀年方法、つまり年を表示

する方法として元符を使うかあるいは西暦を使う

かということは、なるほどこれは思想なり表現の

問題と全然無縁だとは私も思いません。思いませ

んが、およそ公務員である者が公務上作成するい

わゆる公文書の表現としては元符を用いなきとい

うことは、これは先ほどもお触れになりました

ように、公務員という特殊の身分関係に基づいた

職務命令でございしますので、それは直ちに憲法

の二十一条に真っ向から違反するというようには  
実は私たちが考えておらないわけでございますし  
て、それは最高裁判所の判例にも、そういった特  
に本人の希望によって公務関係あるいは司法上の  
関係に入つた場合には、それは基本的人権といえ  
どもある程度の制約は免れない、その制約があつ  
たからといって憲法違反だということにはならな  
いという大法院の判例もございします。御紹介して  
おきます。

(4 11)

○上田委員

四月十日の本委員会、公務員が元符の使用を  
拒否した場合でも、それは幾分の対象とはならな  
い、こういう答弁に対して、十一日には、真田法  
制局長官の答弁では、服務規律として、上司がそ  
のような命令を出せば、公務員は当然それに従わ  
なければならぬ。それまでの政府見解を言八十  
度転換する見解が出されたわけでありまして、こ  
の点について、もう一度統一した見解を示してい  
ただきたい、このように思います。

○真田政府委員、先ほど上田委員の御質問に對し  
て、私、重ねて説明を申し上げましたが、もう一  
回繰り返して申し上げます、この法案が成立しまし  
ても、この法律の効果として、公務員であつて  
も、直接に使用の義務が出てくるものではない、  
これははっきりしているわけなんです。  
ただ、公務員の場合には、たとえ法的にある  
いは効率的な行政事務の運営という合理的な  
必要があつて、上司が下僚に對して、公文書をつ  
くる場合には元符を用いなきという職務命令  
を出した場合に、その職務命令に拘束されるこ

とは理論上あり得る、こういう趣旨でございまし  
て、百八十度転換したわけでも何でもなくて、実  
はその前提となる問題の制約の仕方が違うわけな  
んでございしますから、そこは誤解のないようにお  
受け取り願いたいと思います。

○真田政府委員、公務員でありまして、公文書  
をつくる際に、年を表示する方法として、元符を  
使うか、西暦なら西暦を使うかということは、表  
現の自由と無縁だとは私、思っておりません。無  
縁だとは思つておりませんが、公務員という特殊  
な公法関係に入つた以上は、合理的な理由があつ  
て、そして上司の命令があれば、その程度の制限  
は、これは憲法の容認するところであらうという  
ように考えるわけでございします。

○真田政府委員、申しわけありません、目付まで  
はちよつと記憶がありませんが、服務規律の情  
例で、基本的人権といえども、みずからの意思に  
よつて放棄ができるんだという趣旨のこと  
があります。つまり、みずから公務員を志願して  
入つた場合には、そういう公務の必要性から上司  
の命令があれば、それに従わなければならないとい  
うことはもちろん承知の上で公務員になるわけ  
ですから、一種の放棄に等しいわけなんです、そ  
ういう判例があることは御承知なものですから、そ  
ういふ判例がありますよということを御紹介したわ  
けでございします。

なお、ついでに申し上げますと、その判例では  
公務員という公法上の関係じゃなくて、私  
法上の私企業の場合も同じような論理が働くのだ  
という趣旨の判例であつたはずでございします。

(4 19)

## ○山花委員

先ほどの上田議員の質問に関連してですけれども、公務員の場合には、基本的人権について制約されることがあり得るということにつき長官からお答えがありました。判例の日時については明確でないけれども、最高裁の裁判例を引用して説明されたわけですが、説明の内容からいいますと、雇用関係につきましては昭和二十七年二月二十二日の第二小法廷の判決だと思います。

その判決要旨は、長官の説明されたとおりでありますけれども、しかし、長官の先ほどの説明はきわめて一般論的に、公務員に就職すれば包括的に基本的人権の放棄というものが強制される、こういう趣旨の説明に伺いました。もしそうだといたしますと、いまの梅野委員の説明の部分、すなわち公務員の職務命令との関連も出てまいりますし、一般論として基本的人権が尊重される、こういう論議が残りますと、影響するところが大いだと思います。あくまでも引用された裁判例は個別政治活動に関連してのものであり、一般論として何から何まで基本的人権が制限されるのは当然であり、これが強制されるという趣旨にとられる説明は適切でないと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

## ○真田政府委員 公務員も基本的には基本的人権

を享有しておりますが、しかし、何でもかんでも職務命令でその思想、信条なり表現の自由が制限されても、それは放棄したものとなすんだというところは私の言っている趣旨じゃございません。私が公務員についての使用の義務、つまり職務上の命令の話をする都度、合理的な理由があつてということとは必ずつけ加えておるわけでございまして、行政庁における行政事務の統一、かつ効率的な運営を図るためにぜひ必要であるというような合理的な理由がある場合の話をしているわけでございまして、おっしゃるように、一般的に何でもできるんだというふうにおとりになつていただくと実は困るわけなんです。

## ○梶野委員

義務違反が生じたからといって必ずしも懲戒処分しなければならぬということではないんですからね。そこで、そういう元号の使用をしなければいぬ公務員が使用しなかつたから簡単に懲戒処分ができるというふうに言えますかね。それが先ほども議論になったけれども、思想、良心の自由と密接に絡んでくる問題です。そう簡単に言えますか。

○真田政府委員 九十八条で、合理的な理由があつて職務命令が出た場合の話なんです。それに従わない人が出た場合には、それは理論上は、国家公務員法で言えば八十二条の懲戒事由のうちの「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」というのがありまして、その職務上の義務に違反したということにならざるを得ないので、ただ、懲戒をしないか否かは、それは懲戒権者、普通は任命権者なんです。その裁量だろうと思ひます。それから、どの程度の懲戒にするかということも、それも懲戒権者の裁量によつて決まることで、ただ制度上懲戒に結びつかないというわけではないということです。

(4 20)

○梶野委員 その懲戒権者の裁量によつてどうなるかという、そこが問題なんです。元号を使用しないということと懲戒処分をするかしないかは懲戒権者の裁量だという、こういうことであつてはならぬですよ。元号というのは、思想、信条にかかわるんだから。そういうものについて既に使用義務違反が生じたとしても、こういうことで懲戒処分をされたらこれは困る。

元号使用という問題については懲戒処分の対象にしてはならないのじゃないか。なぜかなれば、それは思想、信条にかかわつてくる、こう申し上げてゐるのですよ。

○真田政府委員 私は、冷やかに、純粹に法律論を言つてゐるだけでございます。それはやはり懲戒ということは大変重要なことでございまして、乱用してはもろんいけませんし、もし乱用があれば、これは裁判所で取り消される、あるいは人事院で取り消されるというようなことになるわけなんです。ただ、制度として懲戒に結びつかないということではないということを申し上げてゐるわけなのです。

(4 20)

○真田政府委員 国家公務員なり地方公務員の思想、信条にかかわる事項について法令違反なり職務上の命令違反があつた場合に、これは懲戒には結びつけてはいけないのだという御議論のようですが、しかし、たとえばそれは政治行為の禁止と制限という規制もあるわけで、これも本来ならば大変重要な思想、信条の問題なんです。それを公務員については政治的行為の禁止という人事院

規則が出ておつて、そしてそれに違反すればやはり懲戒処分になるし、決して懲戒処分に結びつけてはいけないというような考え方はない。ただ、その場合は、政治的行為の場合でさえもどういう懲戒処分をするか、しないか、それは懲戒権者の裁量であるということです。

(4 20)

○村田委員 やはり法律問答でございますが、即時に改元を行うとした場合に、元号はいつから効力を持ち得るかという問題なんです。恐らく政令によって定められるので、施行の時期というのは政令で定められることになるのでしよう。これは政令の公布された時点だ。その政令の公布時点というのは、「その法令を掲載した官報が印刷局から全国の各官報販売所に発送をされてこれを一般希望者がいづれかの官報販売所または印刷局官報課において閲覧し、または購読しようとするればそれをなし得た最初の時点」という最高裁の判例があるようですが、そういうことなんですか。

○真田政府委員 この法案が成立しました時点におきましては、この条文のとおり政令で新しい元号が定められます。したがって、いつからその新元号が効力を持つことになるかというところは、当該政令で決めることになると思います。で、仮にその政令で何月何日というふうに書けば、当該定められた日が新元号の施行の効力を持つ日になります。すし、公布の日から定めるところであるならば、ただいまおっしゃいましたような最高裁判所の判例の趣旨に従って、官報が官報販売所なり印刷局の当該場所に掲載されて国民が見ようと思えば見れるという状態に初めてなった時点、その時点に公布の効力が出る、そういうふうに考えております。

(4、10)

施行時期

○中川(秀)委員 ……、新元号の発効する時期でありますけれども、元号法案によりますと「元号は、政令で定める」となっているわけでありまして、新元号が効力を持ち始める時期は当然政令の公布のときと、こう解釈をするわけでありまして、それでよろしいでしょうか。

○真田政府委員 新元号を定める政令の施行の日でございます。その政令の通例なら附則で、いつから施行する、あるいは公布の日から施行する、いろいろそのときどきの事情によって定まることだろうと思います。常に公布のときとは限らないように考えます。

(4、17)

○中川(秀)委員 一番早い施行時期は、公布ということではありませんか。もし、その政令の附則というのですか、そういうものにいついつから始めますと書いてあれば、公布とは関係なしにその日から効力を持ち得ると、こういうことではないですか。

○真田政府委員 最も早いのは、やはり公布の日から施行することだろうと思いますが、ただ、公布の日から施行するということが、たの基準だといったし、同じ日が二つの元号にまたがるというようなことも理論上考えられるので、そういうことになりまして、また別の混乱が生ずるというようにも心配されますので、やはりそのときどきの事情によりまして、たとえば公布の日翌日からとか、いろいろ施行の時点をその政令の附則で考える、こういう手順になろうかと思っております。

(4、17)

めくられず

裏面白紙

附則第二項によりまして、この法律の制定、施行後は本則の第二項の例外として、現在用いられている昭和の元号が新元号法に基づいて定められたものと同一効力があるということに相なるわけでございます。

(411)

○梅野委員

この法案の附則によりまして、二項に「昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。」とありますね。本則の第一項は「元号は、政令で定める。」こういうことですね。これは一体どういう意味ですか。

○真田政府委員 条文の解釈でございますので、私からお答えを申し上げたいと思いますが、本則の第一項は、ごらんのとおり「元号は、政令で定める。」こう書いてございます。ところで、昭和という元号は昭和二十二年の五月三日以後法令上の根拠がなくなつて、事実上の慣習として用いられているにすぎない。ところで、この附則第二項が仮にないとしたしますと、本則の第一項で、この法律の施行後、早速にもまた政令で元号を定めなければならぬということになります。しかし、それは皇位の継承があつた場合に限つて定めるといふ条文とも問題が生じます。そこで、附則第二項を置きまして、この法律の制定、施行と同時に、新たに政令を定めるまでもなく、現在事実上の慣習として用いられている昭和がこの新法案の第一項に基づく政令で定められたと同じ効果があるよということを明定した規定でございます。

昭和二十二年  
附則第二項

めくれず

裏面白紙

○梅野委員

国民には使用を強制しないのだという点ですが、それならなぜ法律の中に明記しないのか。……警察法とか警察官職務執行法、破壊活動防止法あたりには、適用してはならないという文言がありますね。それから年輪のとなえ方に關する法律というのがありますね。これを認めますと、第一項は「この法律施行の日以後、国民は、年輪を数え年によつて言い表わす従来のならわしを改めて、年輪計算に關する法律の規定により算定した年数によつてこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない。」こう書いてある。調で言うように「心がけなければならない。」これは強制はしないという意味です。二項は、しかし国や地方公共団体の機関は調でこれを言いあらわさなければならないと書いてある。国や地方公共団体には義務が課されて、国民には義務がないということをはっきり書いておるわけですね。こういう書き方が他の法律にあるんじゃないですか。なぜそれができないのですか。

○真田政府委員 新しい法律案が成立した場合に、新しくできるであろう元号の使用を国民に義務づけないということはどうして書かないのかという御質問のようでございますが、むしろ義務を課さないからこそ書く必要がないのであって、これはいまおっしゃいましたようにまことに簡潔な法案でございまして、少しも国民の權利義務を拘束するということとは入っておりません。これは案文上、案文上きわめて明瞭なことではございまして、少しも御心配になることはないというふうに確信しているわけでございます。

……年輪のとなえ方に關する法律をお引き合ひに出しになりましたが、今度の法案は、年輪のとなえ方に關する法律に書いてあるほどのことすら実は覚えておられないというふうに御理解願いたいわけでございまして、今後元号ができれば、元号によつて年をあらわすように心がけなければならないという程度の義務といひますか、勧奨といひますか、そういうことすら考えておられないわけではございません。

したがしまして、年輪のとなえ方に關する法律のたゞいまお読みになりました条文に相當するような事項がないからといって、政府の方で何か將來國民に、使用について、なるべく用いるように心がけなさいということを出すのではないかと、というふうに御心配になる必要は毛頭ないと思えます。

(4. 11)

○上原委員

國民に強制するものではないというようにことを法案でなぜ明記しなかったのか。義務づけるものではないのだということについて、總理の談話なりあるいは法律そのものにそういった付帯事項をつけるとか、こういうことはできるわけですね、皆さんの御答弁からすると。この点明確にしてください。

○大平内閣總理大臣 現在のところではございまして、何も特別の措置は必要でないと思ひます、強制するということとは、いかなる意味においても考えていない法案でございまして。

○上原委員 そこがたてまえと本音が違ふといひますか、言っておられることと裏で考えていらつしやることはわれわれは違ふと思ふ。いまの御答弁のとおりであるならば、國民に強制するものではない、義務づけるものではないとなぜ法律に、では明記しないのですか。——いや、總理から答えてください。

○真田政府委員 前々から申し上げておりますように、今度の法案は、元号を決めるルール、それが、いつ、どういう方式で決めるかという、その元号の制定の手續といひますか、その制定権者といひますか、そういう制定のことだけを書いておるわけでございまして、使用については何ら触れておられないわけではございません。もし使用を何らかの意味でも強制するということであれば規定が必要ですから、わざわざ規定を設ける必要がないということから、そういう強制するものではないというようにことを、規定を置かなかつた次第でございます。

(4. 19)

海防費と云ふ

めくれず

裏面白紙

242

○銘切委員

西暦との併用についてですけれども、元号に言  
いてはその使用を全く強制しない、このように言  
われているわけですが、西暦併用を妨げな  
いということを明確に、何らかの形で明らかにす  
る必要があるだろう。なぜ法案の中にそういう問  
題が書いてないか、その点について  
はどういうふうにお考えでしょうか。

○真田政府委員　ただいま銘切委員がおっしゃ  
いましたように、本法案はまさしく元号という制度  
の決定の手順を決めているものでございまして、  
使用に関しては何ら触れておりません。もし、そ  
の元号の使用を何らかの意味で強制したり、ある  
いはその使用すべきことについて国家機関なり公  
共団体が介入するというようなことを考えれば、  
それは条文として書く必要がございますけれど  
も、むしろ私たちの本心は、当然併用を妨げない  
のだというふうに考えておりますので、そういう  
条文をわざわざ置く必要はないというふうな判断  
のもとに立ってこの法案の起草をした次第でござ  
います。

(4、11)

(4) 西暦併用  
明文化



めくられず

裏面白紙

○鈴切委員 その場合、本人の自筆を必要とする  
個所に書き込みを拒否した場合、後に問題は残ら  
ないかという問題があるわけですね。あるいは権  
利義務に関連して、その後裁判が行われたとき  
に、自筆でなかったために不利とかまたは問題を  
起こすというものはないのか。あるいは、たとえ  
ば昭和というものが書いてあって、それを西暦と  
いうことで書きかえた場合、そういう問題が権利  
義務に影響することはないのか、そういう点につ  
いて、これは予測されるいろいろの心配事であり  
ますけれども、そういう点はないのかどうか、ひ  
とつその点。

○真田政府委員 大抵の場合は、その窓口で、  
届け出に來られた方に御協力をお願いすればお直  
しになっていただけるのだらうとは思いますが、し  
ども、もしどうしてもいやだとおっしゃれば、こ  
れは運用の問題でございますので、私がどうすべ  
きだということを申し上げる立場ではございませ  
んけれども、場合によっては、届け出はそのまま  
にしておいて、そして役所の中に持っている公  
簿、原簿は元手で書くというようなことも考えら  
れます。そういった場合に、じゃ届け出書と役所  
の手持ちの原簿とは表示が違ふじゃないかとい  
うようなことが仮に裁判上の問題になったとい  
うなことを考えました場合に一体どうなるかとい  
うこととなりますが、それはやはり裁判所が合理  
的に判断をいたしまして、それは指折り数えれば  
同じだとか、指折り数えなくたって当然同じ特定  
の目であらわしているものだという判断がつく場  
合には、これは別に問題なく処理されることにな  
るだらうと考える次第でございます。

(4. 11)

(10) 西ノ記入



内閣法制局

裏面白紙

244

めくれず

裏面白紙

○中川(秀)委員

慣習というのはどういうことなのか、慣習法というものが法律論としてあるわけでありすけれども、その事実たる慣習と慣習法とはどう異なるのか、法制局長官、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○真田政府委員 お答えいたします。

法律学の上で事実たる慣習あるいは慣習法という言葉をいいますが、もともと慣習というのは、人が社会生活を営む上において行われているしきたりや申しているのだからと思うのです。そのしきたりが非常に固まりまして、世間の人がそのしきたりに従わなければだめだという法的確信を伴うほど固まったもの、それは慣習法という範疇に入れて理解されているのだからと思います。そういう法的確信を伴うまでは至らない、幾らかやわらかい慣習があれば、それが事実上の慣習というふうに理解しております。

(4・17)

○中川(秀)委員 そうすると、現在の、現時点の昭和元号は人々が法的確信を持つに至っていない程度の慣習である、こういうことになるわけですね。

では、その法的確信を持つに至っていない現在、現時点の昭和元号は期限がいつにないわけですから、その存続期間と現在の天皇の御生涯とは関係がない、そのために昭和という元号は将来も続くというかなり有力な説がありますね、宮澤俊義先生ですか。これはどうなんですか。これは事実たる慣習として成立をしているのですか、いいのですか。

○真田政府委員 その点は、ただいま申し上げました事実たる慣習の基礎になっている国民の受け取り方というんですか理解、イメージ、その内容だろと思うのです。もし、いまの国民が抱えている事実たる慣習の基礎になっている理解の仕方が、この昭和に限らない、将来ずっと同じような昭和の年号が続くのだというような理解であれば、いまおっしゃったようなことになるのです。が、私たちはそうじゃなくて、いま国民が抱えている事実上の慣習の基礎になっている国民的な感情、感覚、イメージというのは、やはり現在の天皇が御在世中は、昭和という年号を用いるのだという内容の理解の上に、事実上の慣習として昭和の年号が通用しておる、そういうふうに理解しているわけでございます。

○真田政府委員 お答え申し上げます。

現在の国民の感覚のもとにおいては、先ほど申したような事実上の慣習はございますが、新しい元号をつくる、改元をするということまでを含めた意味の事実上の慣習はない、したがって空白になる、こういうことでございます。

(4・17)

○中川(秀)委員

……一世一元そのものが事実たる慣習になっているのだから、その事実たる慣習が成立しているのだから、それに基いて新元号を制定することができ、法律学者の中にそういう説を唱える人がいるのです。これについてはいかがですか。

○真田政府委員 御質問の中身をもう少し詳しくおっしゃっていただかないとちょっとわからないのですが、事実たる慣習の内容としては一世一元ということが現実にはなるといふふうに思っているわけなんです。だから現在の天皇が御在世中でも何か新元号をつくれるということでございますか……(中川(秀)委員「違います」と呼ぶ)そうじゃなくて、いまの事実たる慣習をもとにして、そして現在の、恐れ多いことでございますが、陛下がお亡くなりになって新しい天皇が御即位になった後においても、事実たる慣習として元号が使えるのではないかと……(中川(秀)委員「制定できる、新しく改元ができるか」と呼ぶ)……といいますか、それはいまの事実たる慣習の中身ですが、それはでき得るかもしれません。しかし、その場合に、じゃどうやってつくるか、だれがつくるか、どういうルールでつくるかということがまた問題になるわけなんです。それを解決しなければ、実はいまおっしゃったような内容の事実たる慣習がありとしても、現実にはその運用はできないわけなんです。

どいう方法でだれが新元号を決めるかというルールが決まっていなければ、それは実は中身がもぬけのからみになるわけなんです。そこで何らかの手当てが必要である。その手当てとして幾

3 現元号

11 事実上

つかの手段が考えられる。それは内閣告示でやってもいいかもしれないし、あるいは法律で決めてもいいし、法律の委任に基づいて政令で決めてもいいし、そのうちのいろんな選択が考えられますが、いまのお手元に差し上げている、御審議を願っている法案のような中身が最も合理的であろう、しかも民主的であろうということで法案起草した、こういう関係にならうかと思えます。

(4・17)

○中川(秀)委員 法制局長官、私は、そんな長官ほど法律の専門家ではないと思いますが、いまの御答弁はいろいろ問題を含んでいると思えます。もし改元そのものが事実たる慣習として成立しているということになれば、それに基づいて改元したらいけないかという議論が当然出てくる。

○真田政府委員 私の真意は、現在行われている事実上の慣習の中身は、現在の陛下の御在世中は昭和である、昭和を使うんだ、昭和が通用するということ、事実上の慣習がある、こういうことなんです、もしある説がありまして、そして事実たる慣習の中身は、将来にわたっても皇位の継承があつても、その後も何か事実たる慣習が続くんだというふうな説が仮にあるとした場合には、今度は新元号をだれがつくるかということが問題になりますよ、こういうことなんです。現在行われている事実上の慣習が、現在の陛下の御在世中は昭和というものを御使いましよという事実上の慣習であるというその中身をとらえれば、なるほど一世一元なんです。だけれども、いまの事実上の慣習の中身はそういう意味の一世一元であつて、将来の新天皇のもとにおいてそういう慣習があるいはあるという説もあるかもしれませんが、しかしそれでは具体的にどういう元号が通用することになるか、そのルールがないじゃありませんでしよるか、こういうことなんです。

○中川(秀)委員 長官にいま一度改めて御確認をいたしますが、その辺を余りあいまいな御見解にしていると、法制化は要らない、慣習でやればいいじゃないかという議論が、先ほど委員会でも行われたように行われるのです。法制局としての見解をきちんと出してもらわなければ困る。

○真田政府委員 御質問の趣旨がはっきりいたしましたので、そこでお答えいたしますが、現在われわれの認識のもとにある事実上の慣習の中身は、現在の天皇が御在世中である、そういう意味合いにおいて一世一元という慣習であらうというふうにおっしゃったから、そのとおりでございます。それでその次は、それから問題なんです。ね、それから中川委員はいろいろ説もあるのじゃないかとおっしゃるから、もしそういう説があつたとしても、新しい元号をつくるルールがないから、それは現実の問題としては空論になります。ということとは裏を返して言えば、私たちの認識のもとでは現在のままほつておくと、現在の陛下がもし崩御されたというふうなことが将来あれば、そのときから実は元号制度が空白になってしまふ。そこで何とか手を打っておかなければいけない。それで世論調査がいろいろ行われて、国民の非常に多くの人が将来にわたって――将来にわたつてというのは、つまり新天皇、新々天皇の時代になつてもやはり元号制度は存続したいという願望が非常に国民の間に強い。これは政府としては尊重しなければならぬので、それで元号制度は存続しましよ、それが事の本質なんです。そこで、その次に例の方法論が出てきて、現在の憲法のもとでは、改元は民主的な方法によつて国会の御委任を受けて政令で決めるというのが一番合理的であり民主的である、そういう理解のもとに法案をつくつた、こういう次第でございます。

(4・17)

○真田政府委員 現在の事実上の慣習の中身は、現在の天皇が御在世中は昭和の元号が通用する、それをみんな使いましよという内容であるという理解をすれば、そういう意味合いにおいて一世一元なんです。それで新天皇の時代になつた場合にはなお続くという説が仮にあるとすれば、それは改元ということも考えられるでしよるか、しかし、それは現実の問題としては、だれが新元号をつくるかというルールがなければ宙に浮いた議論になつてしまふのじゃないでしよるか、こういうことなんです。

(4・17 打ち中)

○真田政府委員 現在の陛下がもし崩御されるといふことが起きた場合には、それは元号の制度は空白になります。つまり、事実上の慣習はもう働かない。現実にはそこで空白になつて、事実上の問題は、しよるがないから西暦などを使うことになるのだらうと思ひますが、相當の混亂を生ずることになるだらうという心配がございます。そこで、いまのうちに新しいルールを民主的な方法でつくつておいた方がよろしい、こういうことでございます。

(4・17 打ち中)

## ○梶野委員

「……この事実たる慣習ということの意味ですが、いわゆる裁判規範としての法源として、慣習法とか事実たる慣習というのがありますが、元号の使用が事実たる慣習としてやられているという場合、この事実たる慣習というのはそういうふうな意味ではなくて、要するに、単にただ何となく事実上慣習として使われているんだ、……か事実たる慣習というふうに言われる言葉にはない」と私は思うのですが、この点はいかがなんでしょうか。

○真田政府委員 慣習と慣習法との違いについては、いつかここで話したことがあると思いますが、慣習というのは、もともとが人の社会生活におけるしきたりの積み重なったものであって、それが法的な確信を伴えば慣習法になる。現在、事実上の慣習と申しておりますのは、そういう法的な確信を伴うまでそれほど固まっていはい。しかし、単なる慣性と言ふよりはもう少し固まっております。その昭和なら昭和を使えば、これが現在の国内でりっぱに通用するというような意味合いは持っているわけなんです。ただ、それにたがったことをした場合にもう全然無効になつてしまふとか、使わなければ罰則だとか、そういうような意味の法的確信はないので、そういう意味では慣習法とはちよつと言いくいわけなんです。先ほど申しましたように、いまの昭和を使えば、これはもう通用して、そしてもしそれが裁判になれば、その主契約の中に昭和というものがあれば、それは特定の年を指すものだということでありっぱに通用する、そういう意味合いはあるのだらうと思うのです。

(4.20.19)

○真田政府委員 法例第二条は、むしろ慣習法のことを書いているのじゃなかったかと思うのです。

それから、補足して申し上げますと、これは事実上の慣習としてりっぱに通用しておる。したがって、裁判所でもそれでまかり通るということもありませんし、それからいろいろ法律でも政令でも、たとえばこの法律は昭和五十五年四月一日から施行すると書いた場合のそこであらわされているその年の表示、その昭和はいまの事実上の慣習がそこにあらわれているのだ、そういうような感覚なんです。

(4.20.19)

○真田政府委員 いまの憲法が施行になりました昭和二十二年五月三日以後は、まさしく法令の根拠がなくて事実上の慣習として民間においても役所においても、それから国会においても議事録の日付はやはり昭和が使われておりますし、それから議員の方からお出しになる質問主意書の日付もやはり昭和でもってあらわされておるという関係でございますので、民間、官庁、国会、裁判所等を問わず、すべて事実上の慣習として昭和というのが使われているということでございます。

(4.20.19)

めくれず

裏面白紙

○錦切委員 先ほど法的根拠がなくなった元号、そして事実たる慣習として存在している元号というものが、現在そのままの使用を続けていった場合、将来はどういうふうな形になるというふうにお思いになっておられますか。

○真田政府委員 お尋ねの点につきましては、現在事実上の慣習として行われている昭和という元号についての国民の意識、つまり慣習の中身、それをどう見るかによって若干お答えが変わってくるんだらうと思うのですが、私たちの考えているところでは、現在の国民の意識、つまり事実上の慣習としては、現在の天皇が御在位中は昭和という元号を用いるという意識だらうと思うのです。そういうものだと、それを前提にして考えますと、もし将来天皇の崩御ということが仮にございました場合には、もう元号制度はそこでなくなってしまうと、西暦ということになりますか、それはそのときになってみないと的確なこととはわかりませんけれども、少なくともただいま申しましたような内容の国民の意識だ、それが事実上の慣習であるという前提に立てば元号という制度はなくなってしまう、そういうふうに考えざるを得ない、こう思う次第でございます。

(4. 11)

(2) 現元号の  
将来

内閣法制局

裏面白紙

249

めくれず

裏面白紙

250

○終切委員 皇室典範の第四条には「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」と決められております。今回の元号法案は、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」というふうになつております。としますと、元号と皇位継承とは全く関係がないということではないと思ふわけですが、直ちに連動するという物の考え方でしょうか。皇室典範第四条「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」とありますね。それから今回出てきました元号法案は、「元

号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」とあります。そうしますと、これは全く関係がないということではない、こう私は思います。とにかく崩じたときには元号を改めるということになるわけですから当然ですけれども、しかし元号と皇位の継承と直ちに連動するという物の考え方というふうにとらえてよいのかどうか、それは切り離して考えるべきであるのかどうか、その点についてはどうなるのでしょうか。  
○真田政府委員 日本国憲法の第二条に「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とありまして、この規定を受けて、ただいまお読みになりました皇室典範第四条に「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。」という規定になつてゐるわけでございます。今回の法案の中で「皇位の継承があつた場合」という言葉を使

いましたのは、むしろ憲法の第二条の皇位の継承という言葉をもつてきたというのが実情でございます。皇位の継承は「皇室典範の定めるところにより」とありますから、直接的には皇室典範の第四条が働く場合にいまの改元が行われるわけでございますが、ただ、おっしゃいましたように、直接皇位の継承と、觀念上といひますか考え方として元号とすぐ結びつたというものではむしろなくて、元号制度について國民が持つてゐるイメージ、それはやはり日本国憲法のもとにおける象徴たる天皇の御在位中に関連せしめて元号を定めていくんだという事実たる慣習を踏まえまして、このような条文の仕方にしたわけでございます。

(4.11)

4 皇室典範  
皇室典範  
皇室典範  
皇室典範



○山花變異

○山花委員　附則の方の二項を見ますと、「従前の規定による皇統譜とは、この政令によつて調整したものとみなす。」とあるわけであります。この点についで御説明を伺いたいと思うのですけれども、法律的な取り扱い、解釈は附則第二項についてどのように理解したらよろしいのかということであります。

●真田政府委員　先ほど申しましたように、現在の憲法の施行と同時に皇統詔令を政令で制定したわけでございますが、草々の間でございましたので「当分の間、なお従前の例による。」こうやったわけなんです、この附則の規定がもしございせんとならば、皇統詔令に関しては従前の例によると言いながらも、なお新しく制定された皇統詔令によって皇統詔をつくり直さなければならぬということになるわけでございませう、それを避けるためといひますか、そのつなぎといたしまして附則の第二項で、従前の皇統詔令による皇統詔は、新皇統詔令による皇統詔とみなすということとで、新しくつくり直すという手順を省略といひますか、つなぎを規定したという関係になるわけでございします。

(4)  
13

○山花委員 いま御説明いただきましたとおりかつて明治憲法の九条が規定したような独立命令は認められないわけでありませう。新しい現行憲法が定めておりませうとおり、政令の内容というものはこの憲法及び法律の規定に違反したりの規定内容を越えるものであつてはなりません。そこで問題を先ほどの皇統謚令に戻しまして、皇統謚令によりませうと。

して、皇統踏令によりますと、この政令というものが今日有効である、このように取り扱われているとするならば、これはこの憲法及び法律の規定に基つて政令が有効に存在するといふいまの長官の御回答との関係におきまして、今日元号あるいは追号、追号の勅定ということの前提となる憲法及び法律の規定というのは一体何なるのでしょうか。政令の有効性との関係でお伺いしたいと思ひます。

●真田政府委員 現在の憲法が施行されてから後における政令の効力につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、いまの皇統譜令の第一条に、「自分の間、なお従前の例による。」と言っておる解釈でございしますが、この規定を解釈するにつきましても、当然上位の法規範である憲法の規定がきよめてくるわけでございしますから、憲法の範囲内でなければならぬ。ということ、この皇統譜令といたれば、もともとは法律である皇室典範の第二十六条を実現するためにつくつてあるわけでございしますから、その皇統譜には天皇及び皇族の身分に関する事項を登録するものであるという制約があるわけでございしますので、その範囲を超えて、

當分の間にしろ従前の例によるというわけには実  
はまいらぬのだからというのが法律的解释では  
ございます。したがって、なるほど形式的には  
「なお従前の例による。」と言って、一応旧皇統  
令を全面的に引用しているような形はとっており  
ますけれども、これは項目を一々審査いたしまし  
て、皇室典範二十六条に言う、つまり天皇及び皇  
族の身分に関する事項に当たるか当たらないかと  
いうことを決めますして、当たらないにつては  
「なお従前の例による。」という規定にのみ送られ  
る、はみ出るものについては、いまの皇統令の  
第一条にかかわらず「従前の例による。」という記  
述が適用されるわけではないというふうに言わざ  
るを得ないわけでございます。

(4)  
13

○真田政府委員　御存じのとおり、旧憲法下におきましては、いわゆる独立勅令といいますが独立命令と申しますか、つまり法律とは一応無關係に勅令が定められるという規定が幾つかございましたが、現行の憲法では、ただいま委員の御指摘になりました七十三条第六号によりまして、法律と政令との關係で申しますと、政令は法律の委任に基づくか、あるいは法律を実施するため、この二つの場合以外には定めるわけにはまいりません。それはもう当然明瞭なことでございます。

(4) 13 訂山花委員



めくれず

裏面白紙

(参考)

○山花委員

旧皇統譜令は今日の憲法の体制のもとにおいては違憲として無効なものでしょうか、それとも合憲としてその効力は存在しているものでしょうか。まずトータルとしての、

旧皇統譜令について伺いたいと思います。端的にその点についてお答えいただきたいと思ひます。

○真田政府委員 端的に申し上げますと、旧皇統譜令は法形式は皇室令でございます。皇室令はすべて廃止になっておりまして、現在の憲法のもとにおいては皇室令という法形式は存在いたしておりません。したがって、トータルとして申せば旧皇統譜令はすべて効力がございません。ただ、個別の条項について現在の政令が中身を引用すれば、それはその限度においてむしろ政令としての効力を持つというふうに御解釈いただきたいと思ひます。

(4 13)

○真田政府委員 かみ砕いて申し上げますと、およそ法令は、形式的には効力がなくなっても、新しくつくられた法令でその中身を引用すれば、その引用された限度においては引用した法令と同じ効力があるというのは、これは法学通論の初歩的な考えでございます。

(4 13 山花委員)

○山花委員

皇統譜令についてあなたはいま、まず旧皇統譜令については全部無効である、なくなっているはずだとお答えになりました。その中で、引っこ抜いて政令の中に生かすこともできるなどとおっしゃったけれども、現行皇統譜令を見ますと、旧皇統譜令の中の幾つかを引っこ抜いているのじやないじやないでしょうか。全部まるごと生かしているのじやないでしょうか。

○真田政府委員 旧皇統譜令のトータルとしての効力は、先ほど申しましたように、もともとが皇室令ですから、そういう法形式は現在はないわけなんです。そういう意味、また、皇室令はすべて廃止するというのがたしか昭和二十二年の五月二日に出たと思ふのですが、そういう意味から言ひましても、トータルとしての旧皇統譜令はもう効力はございません。これは明らかでございますが、しかし、現在の皇統譜令という政令、これはもちろん現行憲法下において有効に制定できる法形式でございます。しかも、それは国会の議決を経た法律である皇室典範の二十六条を受けてつくってあるわけですから、その二十六条を受けてつくってあるはずのいまの皇統譜令が、その二十六条を受けてつくられる範囲以外にまで前の皇室令である旧皇統譜令の規定を生かせるわけではないのであって、そういう解釈が実はむしろおかしいので、私たちはとり得ないわけなんです。したがって合理的に解釈すれば、政令である現在の皇統譜令で規定し得る事項の範囲内において旧皇統譜令、つまり皇室令であった皇統譜令のうちの当該部分、それを第一条で「なお従前の例による。」という形で引用しておる、これが最も合理的な解釈である、そう言わざるを得ないわけなんです、おわかりだろうと思うのですが……。

(4 13)

○山花委員 ということは、要するに、先ほど宮内庁の方からも現在の皇統譜令について御説明いただきましたけれども、元号の問題あるいは改元の問題あるいは追号の問題あるいは追号制定の問題、こういうなくなつたはずの、廃止されたというはずの旧皇統譜令、これに根拠を置いて作製された大統譜、皇統譜というものが現在存在している、そして、そのことについての法律的な説明は、今日の皇統譜令第一条あるいは附則第二項によつてなされている、こういうことでしょうか。この点について確かめたいと思ひます。

○真田政府委員 現在の皇統譜令の一条と附則第二項、それから旧皇室令である皇統譜令による皇統譜との関係なんです。これは、先ほど申しあげておりましたが、これは、現在の皇統譜令による皇統譜というものは、現在の皇統譜令の二十六条によつて有効につくられることのできる範囲内の事項について定めるべきものでございまして、したがって、それよりはみ出るような事項のものは、それは、現在の皇統譜令の一条に、なるほど形式的には一括して「なお従前の例による。」と書いてございますし、また、附則第二項でも形式的には一括して「従前の規定による皇統譜は」と書いてございますけれども、これは合理的に読めば、現在の皇室典範二十六条によつて現在の皇統譜に登録し得る事項についての話である、こういうふうに読むのは最も合理的な読み方でございます。

(4 13)

めくれず

裏面白紙

○山花委員

……、要するにこの現在の皇統  
諸令について内容を整備する必要があるのではな  
いか、こういう問題点であります。

●真田政府委員 その点はおっしゃる中身をよく  
私も理解できます。それは、この第一条自身が  
「自分の間」と言っていることからその点はお  
がわれるわけでございます。先ほど申しました  
ように、草々の間につくられたものでございま  
すから、「自分の間、なお従前の例による。」とこ  
ういうことで実はつなぎをしたわけございま  
し、旧皇統諸令の中身をいかに検討しますと、  
いまの皇室典範の二十六条のもとで登録し得る事  
項であるもの、つまり天皇及び皇族の身分に關す  
る事項であるものかそうでないものかよく検討い  
たしまして、そして天皇及び皇族の身分に關する  
事項とはとても読めないというようなものがあれ  
ばそれは削っていくとか、それを外したものを  
新しいいまの皇統諸令の中に取り入れて規定す  
るといのが正しい行き方だろうと思ひます。そ  
の検討は必要でございます。

(4・13)

皇室典範  
附則

253

めくれず

裏面白紙

○上田委員　、、、元号の法制化は  
踐許、大嘗祭その他の皇位継承儀礼の法制化へと  
道を開く危険性を十二分に持つておるのではない  
か、このように危惧するわけでありまして、そう  
いう点で、この点について政府はどう認識してい  
るのかお聞かせをいただきたい、このように思ひ  
ます。

●真田政府委員　ただいま委員がおっしゃいまし  
たように、旧制度のもとにおきましては、踐許と  
か改元とかあるいは大嘗祭とかというような一連  
の行為が連続して行われるようになっておったわ  
けですが、今回の法案で考えております改元は、  
そういう即位の礼とか、それから大嘗祭なんとい  
うのは恐らく国事行為としても無理なのじゃない  
かと思うのですが、そういう皇室の行事とは全く  
縁がないのであって、たまたま改元を、昔よくあ  
りましたような祥瑞改元とか言ったのだそうです  
が、それだとか、あるいは国家について重大な事  
件があった場合とか、そういうようなことではや  
らないで、憲法第一条に書いてある象徴たる天皇  
の地位の承継があった場合に限ってやる、そうい  
う改元のきつかけをそこへ求めただけでありまし  
て、旧制度のように一連のいろいろな儀式の中に  
取り込んで改元を行うというような発想ではござ  
いません。

(4、17)

明治天皇御即位  
御即位の御礼  
御即位の御礼

54

○上田委員 それでは、踐祚とか大嘗祭という儀式はしないわけですか。

いろいろ天皇の皇位の継承という点で、それは天皇家として皇位の継承でそういう一連の儀式はやるが、政府としてはしないということなんです。その点どうなんですか。

○真田政府委員 現行の制度で申しますと、踐祚という概念が実はないわけなんです。先ほどお読みになりました皇室典範の第四条で「皇嗣が、直ちに即位する」ということと、それから「皇位の継承があつたときは、皇位の礼を行う」という規定がございます。この「皇位の礼を行う」という場合の即位の礼は、憲法の規定に照らせば、憲法第七条の国事行為の末号にある「儀式を行うこと」という儀式に入るのだらうと思いますが、踐祚という概念はもうございません。それから、大嘗祭については現在もう規定はないというふうにお考えになつて結構だと思えます。

(4.17)

○真田政府委員 皇位の継承に伴ひまゝしているような儀式をおやりになるでしょう。そのうち、国事行為として行われる部分と、それから天皇家といひますか皇室の行事として行われる分と、それは分けてわれわれ考えているわけなんです。

それで、大嘗祭につきましては、これはもう少ししせんさくしてみなければわかりませんが、従来の大嘗祭の儀式の中身を見ますと、どうも神式で、おやりになつてゐるようなので、それは憲法二十条第三項の規定がございまして、そういう神式のもとにおいて国が大嘗祭という儀式を行うことは許されないというふうにお考えしております。それは別途皇室の行事としてあるいはおやりになるかどうか、それは政府の方ではどうか、私の方では実は直接関係がございせんので、もし御疑問でございましたならば、それは宮内庁の方にお尋ねをしていただきたいと思います。

(4.17)

○真田政府委員 先ほど申し上げたとおりでございます。宗教的要素を帯びてゐる儀式は国事行為としては御遠慮願ひ、国事行為にはなじまないというふうにお考えしております。

(4.17)

○真田政府委員 どうも私、大嘗祭の中身を実はどういう順番でということをよく存じませんが、具体的に申し上げますが、考え方の原則はいま申したとおりでございます。

(4.17 上田)

めくれず

裏面白紙

○上田委員

天皇の氏はどのように登録されておるのかという点が非常に疑義があるわけでございまして、その点についてまずお答えいただきたい、このように思います。

○真田政府委員 お答えを申し上げます。

天皇及び皇族の身分に関する事項につきましては、皇室典範の第二十六条という規定がございまして「これを皇統譜に登録する。」ということになっております。したがって、一般の国民に対する身分の登録である戸籍の制度は適用がない、こういうふうに解釈されております。

○真田政府委員 戸籍にかわるべきものとして、先ほど申し上げました皇室典範第二十六条に基づく皇統譜令というのが政令で制定されておりますので、その皇統譜に登録されておりますので、戸籍法の適用はない、これは先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、私たちが持っているような氏はございません。

(4、17)

天皇  
戸籍法

めくれず

裏面白紙

○給切委員 元号と追号の問題ですが、明治以後において、元号が天皇の追号とされてきたわけであり、元号と天皇の追号の關係については、法的にはどうなつてゐるんでしようか。

○真田政府委員 おっしゃいますように、元号の制度と追号の制度とは別のもので考へております。むしろ端的に申し上げますと、亡くなられた陛下の御追号をどう決めるかということは、実は皇室の、つまり内廷の事務であらうと考へております。ですから、元号がそのまま當然に追号として、亡くなられた陛下をお呼び奉るというふうなことに制度上なるものではないというふうな考へております。

(4、11)

○給切委員 そうしますと、明治とそれから大正は元号と追号とが一緒の形になつたわけですが、これは慣習がある、慣習的にたまにそうなんだというふうな判断していいのか、あるいはまた、先ほどの皇室事項だということになりますと、これは天皇の権限で追号というものは決めるのかどうか、この点どうでしょう。

○真田政府委員 明治、大正の際の例と、私が先ほど申し上げましたのは、これは明らかに基礎が違つてございまして、私が申し上げましたのは、いまの憲法になつてからの元号と追号との關係を申し上げたわけでございます。明治、大正のときには、元号を定められるのも追号を定められるのも、元号の場合は天皇であり、追号の場合は次の、つまり天皇であらうと思ひますけれども、いずれも皇室が中心になつてお決りになつた次第でございまして、そういう意味で、現在の制度のもとにおける元号と追号との關係とは趣が違つたというふうな考へておる次第でございます。

○山本(信)政府委員 追号につきましては、現在は法令がないというふうな状況になつてゐると存じます。したがしまして、過去の法令、法規等を参考にいたしまして定められてくるというふうなことになると思つてございしますが、過去の例は御案内のとおり、新帝が勅定をされた、こういうことでございまして、その旨が宮内大臣と内閣總理大臣が連署して告示された、こういうことでございまして。

こういつたような過去の例というのを十分考へながら、今後いろいろと研究を続けていかなければならない事項と思つておるわけでございます。

(4、11)

(7) 元号と追号

めくれず

裏面白紙

○鈴木委員 現行の皇室典範では、元号に関して何ら規定を設けていませんが、規定されなかった理由というのは、どういふことなんでしょうか。  
◎山本(信)政府委員 現在の皇室典範で決めています事項は、御案内のとおり皇位の継承でございまして、摂政の設置等、憲法によりまして皇室典範で決めるということが規定をされておりますような事項を中心にしたものでございまして、元号は皇室だけでどうこうするというような問題ではなく、国家全般の問題といたしまして純然たる国務に関する事項として扱われてきたわけでございます。そういうようなこととてでございますので、皇室典範の規定事項とすることは、皇室典範といたしましての性質上適当でないというような判断から、現在の皇室典範には取り入れられなかったというように承知をいたしているところでございます。

(4.11)

(11) 昭和天皇御即位  
御即位の御礼  
御即位の御礼



内閣法制局

裏面白紙

259



めくれず

裏面白紙

○梅野委員

神武天皇降についてお聞きしますが、神武天皇降というのは、ほとんど使っていないんですけれども、一体現在これは法的根拠はあるものですか。

いま言われました明治五年の太政官布告の三百四十二号というんですか、これは現在効力があるんですか、ないんですか。

○味村政府委員

お答え申し上げます。明治五年の太政官布告でございますが、当時は何分にも法律制度というものが完備していなかった関係もございます、いまの私どもの見地から申し上げますと、解釈が非常にむずかしいわけでございます。それで、これを言葉どおり申し上げますと、「神武天皇即位ヲ以テ紀元ト被定候」ということになっているわけでございます。その部分が神武紀元の根拠ということに相なるかと思うわけでございます。

そうしますと、これを言葉どおり読みますと、紀元というのは、国の初めということでございます。それから、神武天皇が即位になったのが国の初めである、そういうふうに定めるところでございます。これを決めているわけでございます。これは、国の初めを定めた関係でそれから何年というふうに計算すれば国の初めから何年目ということで、言

つてみれば年のあらわし方を示すことにはなるわけでございますが、この布告自体は別に年のあらわし方を定めたわけではございませんで、神武天皇の御即位の日をもって紀元とするんだということだけでございまして、別に年の表示方法としての効力を持っているというふうには考えられませんが、現在もそのような効力を持っているとは考えられません。

○味村政府委員

この太政官布告の法律としての効力というものを云々いたしますのは、おっしゃいますように、新憲法下におきましては九十八条でございまして、なおこれは旧憲法制定前の太政官布告でございますので、旧憲法下においてどのような効力を持っていたかということも論定しなければならぬわけでございます。しかしながら、その前に、この太政官布告の意味、内容と申しますか、やはりそれを確定することが効力について論じます前に必要ではなからうかというふうにも思われるわけでございます。ところが、何分にも先ほど申し上げましたように、非常に言葉が簡明でございまして、当時の用語に従っておりますし、当時の法律意識というものがはっきりいたしませんので、そこら辺の意味、内容というものがなかなか私どもとしては確定できないわけでございます。したがって、現在ここで法律としての効力をなぞ持っているかどうかということにもわかにお答え申し上げかねる状況でございます。

○梅野委員 この太政官布告が効力ありとすれば、日本国憲法下ではこの効力は失われている、こう考えていいですか。

○味村政府委員 先ほど申し上げましたように、この太政官布告の意味、内容が明確でございせん。つまりこれは国民に対する拘束力を持っているのかどうか、あるいはその他のいかなる法的な効力を持っているのかどうかというようなことははっきりいたしません。そのような段階におきまして、私といたしましては、現在のところ法律としての効力を持っているかどうかということ、なお検討する余地があるのではなからうかと存じております。

5 関係

(1) 皇紀

(4, 11)

(4, 11)

260

めくれず

裏面白紙

○小宮山委員 そうしますと、元号だけ法制化する。中には、元号を法制化したのだから、あと国歌、国旗についても法制化をすべきだという声もございます。

現在、国歌、国旗については、どのような根拠によって決めておるのでしょうか。

○真田政府委員 今回御提案申し上げてお願いしているのは元号のことでございます。ただいま国旗及び国歌についての現行の法制上の取り扱いはどうなっているのかという御質問でございますけれども、まず国歌について申し上げますと、「君が代」は国歌であるということを決めた法制はございません。いつか、私、当院の予算委員会でお答えしたことがあるように記憶しておりますけれども、学習指導要領で「君が代」のことにお触れになっておるのは、実は文部大臣が「君が代」は国歌であるというふうにお決めになる権限があるわけではなくて、むしろ逆に、「君が代」が現在わが国の国歌であるという国民的習俗がまずあって、それを受けて学習指導要領にお書きになったものであるというふうに解釈するわけでございます。

それから次は国旗でございますけれども、国旗につきましても、これは御承知かとも思いますけれども、遠く明治の三年でしたか、例の商船規則というのがございます。その商船規則の中に、日本の国旗は日の丸であるということが書いてございます。申し上げるまでもなく、これは商船についての話でございます。国旗一般について、日本の国旗は日の丸であるということを決めた法制が別にあるわけではございません。ただ、よく法令を精査いたしますと、たとえば商標法とかそういう法律の中には、国旗は商標としての登録は認められないというふうに書いてございます。ただ、その場合の国旗というのは何か、どういう様式であるかということを書いた法文が書いてあるわけではございません。これはやはり国民的な習俗によっておのずから国旗の様式というものは決まっておりますというふうに思われるわけでございます。そのほか自衛隊法あたりにも国旗の話が出てくるのでありますけれども、ただいま申しましたように、およそ万般の法律関係において日本の国旗というのは日の丸であるということを書いた法制はございません。ただいま申しましたように、気のついたところでは商船規則とか商標法とか、あるいは自衛隊法もそうだったと思いが、そういう個別の法律の中に国旗のことに触れた規定が見受けられるというのが現状でございます。

(4・10)

○上原委員 そういたしますと、これはせんての委員会での質問との関連もありますので、法制局長官にちよつとお尋ねしておきたいのですが、法的根拠のないもの、こういうことなどもこの指導要領とかそういうものにどんどん活用していくということは妥当性があるのですか。簡単に答えてください。

○真田政府委員 国旗、国歌等につきまして一般的な法的根拠は現在ございませんが、元号と同じように事実上の慣習として国民の間に定着しておるという認識のもとに文部省として学習指導要領の中に御引用になったのだらうと思えます。その限りにおいては、これは決して違法ではございません。特に学習指導要領の中では、国旗を掲げ、国歌を歌うことが好ましいというふうに書いてあるようにございますので、その点から見ましても、違法の問題は起きるわけはございません。

(4・19)

の国歌

めくれず

裏面白紙

○岩垂委員 いま文部省の方がお答えになったように、結局元号の使用というのは国民に対して、つまり執筆者という一国民に対して法的拘束力を持つ結果があらわれるわけですね。

○味村政府委員 ただいま文部省の方からの説明を伺っておりましたが、要するに教育目的のために元号を教えるということが必要な場合には元号を書いてもらうということでございます。これは教科書というものの性格上やむを得ないこととでございますし、仮にその限りにおきまして著者の表現の自由というものが若干制約されるといたしましても、それは教科書という性格から、その合理的な制約ということで、決して問題はないものと考えます。

○味村政府委員 もちろん教科書の目的を逸脱するような形で強制、そういうようなことが行われるとすればこれは憲法の問題になると思います。が、教科書を使って学生生徒に歴史を教える、そのために元号を記述することが必要だという限りにおいて教科書に書いていただくようにするということは憲法上問題はない、このように考えます。

(4. 10)

(1) 教科書

めくられず

裏面白紙

○鈴木切委員 元号を辞典で調べてみますと、これは年号のことというふうになっておりますね。年号とは年につける称号と、そのようになっておりますけれども、いわゆる元号というのは、どういう目的を持った年号なんですか。元号というのは広義に解しても狭義に解してもやはりこれは全く同じだということに解釈できませんか。

○清水政府委員 ただいまお尋ねの各種の辞典等におきましても、年号と元号とは全く同義に解説されておるわけでございます。そういうこともございまして、また現実には国民の間で元号という言葉も年号という言葉も同じようになじんで使われているということは言えるかと思っております。したがって、いまして、いまして、あえて申し上げれば、ある時点において名称が変わる、変わった時点が元年ということと起算点になっていくというようなものでございまして、そういう意味により近いと言え、元号という言葉の方が近いという感じも、それは言葉の感じとしてはあるように思いますが、私どもとしては、現実には元号という言葉が実際に国民の間でなじんで使われていることから、その言葉を使わせていただいただけでございます。

(4・11)

○真田政府委員 お答えを申し上げたいと存じますが、ただいま審議室長から答弁がありましたように、本来的には、年号といふ元号といふ、年の表示の仕方、つまり紀年方式の一つでございますが、年号の方は単純にその年を表示するという感覚が主になっているというふうに考えるわけなんです、その年号を幾つか区切りをつけて、古くは大化、白雉、崇峻というふうに区切りをつけて、それから新しくは明治、大正、昭和というふうにある区切りをつけていく。その区切りをつけたその期間の始まりが、その区切りの名前の第一年であるというふうな扱いになる、そういう区切りの初年度であるという点に重点を置いて名前をつければ、まあ元号という言葉になじむような感じがいたします。本来的には、先ほど申しましたように、元号といふ年号といふ、そんなに違うものではないと思っておりますけれども、あえて区別をつけられ、ただいま申し上げましたような、その区切りに重点を置いて呼び名をつけた場合に、元号という言葉の方がびつたりくるという感じがいたします。

(4・11)

45号と並行

内閣法制局

裏面白紙

264

めくられず

裏面白紙

○岩室委員

八年の行政官布告というのは、政府の見解によれば現行憲法施行とともに失効しているというふうになっていきます。そのとおりですか。

○三原國務大臣 お答えいたします。

●味村政府委員 旧行政官布告は、旧皇室典範の十二条と同じ趣旨を規定しているものでございしますが、旧皇室典範の制定によりまして、旧行政官布告はその皇室典範十二条に吸収されたというふうに解釈いたしております。したがって、現在におきましては行政官布告はその効力を有しておりません。

○岩室委員 吸収されたと言われますけれども、は法律用語にございしますか。

●味村政府委員 どうもまことに比喩的な言葉を申し上げて失礼いたしました。要するに旧皇室典範におきまして旧行政官布告と同じ趣旨のことを規定することによりまして旧行政官布告は効力を失ったということでございます。

(4. 10)

○岩室委員 ところが旧皇室典範には行政官布告が矛盾しているかあるいはまた明文で、要するにこれは廃止するということを決めない限りはそうならないという議論もございしますね。その点についてはどうですか。

●味村政府委員 そういう議論も確かにございします。しかしながら、私どもとしては、ただいま申し上げたように、同じ趣旨を後の皇室典範という、言ってみますれば当時の旧帝國憲法のもとにおきまして憲法と並びます皇室典範という形で規定いたしましたことによりまして、旧行政官布告は効力を失ったというふうに解釈をいたしております。

○岩室委員 それで旧皇室典範に引き継がれて新憲法のところまで来たわけですね。そこで三原國務長官の御答弁がいま出るわけでしょう。

●味村政府委員 そのとおりでございます。旧皇室典範が新憲法の施行の前日に廃止されました。したがって、元号制定の根拠は失われたということに相なっております。

(4. 10)

●真田政府委員 順序を立てて申し上げますと、明治元年九月八日、行政官布告、その中に「自今 御一代一尊ニ被定候」という文句がございます。これはもう一つさかのぼって申し上げますと、同じ年に一世一元の詔書が出ていますのでございまして、御質問の、明治元年の行政官布告の効力は一体どうなったのかという点の御指摘だろうと思っておりますが、その点に關しましては、私たちがいたしましては、それは明治二十二年、旧皇室典範第十二条ができましたときに、実はその明治元年の行政官布告は旧皇室典範第十二条の中に取り入れられてしまった、そういうふうな解釈しております。そして、その明治元年の行政官布告を取り込んだ明治二十二年の旧皇室典範第十二条は、現在の憲法の施行、つまり昭和二十二年五月三日をもって効力を失ったというふうな考えておる次第でございます。

(4. 11)

6 その他

(1) 明治元年  
行政官布告

めくられず

裏面白紙

○鈴木切委員 明治元年のいわゆる行政官布告及び詔書は、現在も法規的に生きているのではないかということがしばしば問題とされておりますね。しかも、現に權威ある法令集のものにも一応布告として載っているということもありますけれども、それに対してはどうお考えでしょうか。

○眞田政府委員 權威のある法令集のようなものに載っているかどうか、私つまびらかでござい

ませんけれども、何せ旧憲法時代、つまり旧皇室典範第十二条で決められておりました元号制度は、現在の日本国憲法による主権在民の制度とは相入れないというふうに考えられます。したがって、先ほど申しました昭和二十二年の五月の三日に失効して、現在の皇室典範にはその点を取り入れられませんでしたので、別途、元号法案なるものを案は用意しまして、国会に御提出しようかという段階まで参りましたが、また當時の特殊な事情によりまして、それもかないませんで、廃案になった。それでその後は法的な根拠が失われまして、そして再々申しておりますように、事実上の慣習として三十年間の長きにわたって国民の間に違和なく定着して用いられておる、それが現状であるというふうに考えておるわけでござい

(4, 11)



めくられず

裏面白紙

① ○柴田(陸)委員  
政府は一九四六年に元号法案を国会に提出する方針を決定したのですが、政府が提出した閣議文書には起草者が明記されておりません。これはどこが起草したものか、

②  
、この一九四六年の元号法制化の企てが準備中の憲法の国民主権の精神に反するものとして断念された、これはこうした関係者の書かれたものを見ても、この経過が明らかであると思ふのです。政府は、一九四六年の元号法制化の企てが断念された経過と理由について、どのような認識をしていらしたのか、お伺いします。

① ○真田政府委員  
三十年も前の話で、実は申しわけないのですが、正確な記録が残っておりません。ただ、当時の翌々年ごろに法制局に入られた林修三元長官が法制局で起草したものじやなかろうかというふうなことを聞いたことがあるというところをおっしゃっている程度でございまして、実は正確な記録を持ち合わせておりません。

② ○真田政府委員  
ただいまお尋ねの点も一応調べてみたわけなんです、残念ながら正確な文書としての記録はございません。ただいま仰せになりました佐藤達夫元法制局長官のお書きになった文書等から当時の模様を推測するほかしようがないわけなんです、その佐藤さんのお書きになったものによりますと、ただいまおっしゃいましたように、当時は、法律案の国会提出については、一件ごとにGHQのアプルーバルが必要であったわけ

けなんです、その際に、当初は司令部の方も結構だと言っておったようですが、その後、少なくとも占領中はそれは困る、使うことは一向構わない、むしろやりたければ占領が済んでからやればいいではないか、法制化するなら法制化するというようなことを言ったんだそうです。

それから見ても、これは占領軍といいますが、GHQの係官の観念しておった思想の解釈をいまここでやるよりはかにしようがないわけなんです、どうも憲法に違反するからと言ふんではなくて、占領中にマッカーサー司令官のもとにある天皇にかわりのあるような法律を出すことはどうも好ましくない、だからやりたければ、それは占領が終わってからおやりになればいいではないか、こう言ったという話でございまして、それから見ても、どうも占領軍自体も、これは占領軍のことですから、何もここでその權威を持って持ち出す必要はないことなんです、当時の占領軍の理解のもとにおいても元号制度を、当時の政府が考えておったような元号制度、つまり一世一元なんです、その元号制度をつくること新憲法に矛盾、抵触するという解釈をとっておったんだとは言えないだろうというふうに考えるわけなんです。それでなければ占領が済んでからやればいいじゃないか、というふうな発想とは結びつかないわけなんです、やはり占領軍が占領している間に一世一元を含む元号法案を国会に出すことはどうも好ましくない、おれたちの気に入らないというだけのことじゃなかったんだらうかというふうに考えるわけでございます。

(4・17)

① ○真田政府委員  
先ほども申しましたように、まことに申しわけないことながら、当時の司令部との間の交渉経過のいきさつを文書にしたものは残っておりません。ですから、佐藤達夫さんなり佐藤功さんなりの御記憶なりお書きになったものを通して、司令部の持っておった考え方をここでいまた解釈することになるわけなんです、その解釈として、一義的に司令部が一世一元の内容を含んだ元号法案が新憲法に矛盾、抵触するといふふうに判断しておったとはいえない、切れない。好ましくない。ただ、おれたちがいなくなつてから、おれたちの目的の届かない時代になつたらつくればいいじゃないかと言っていることは、憲法に違反するならば司令部がいなくなつたてや、はりやつていけないことはいけないわけなんです、そうは言っていないようなんです。そういうこととから、その司令部の当時の理解をいまからまた解釈すれば、先ほど申しましたように、やはりマッカーサー司令官のもとにある天皇の在世にかかわらしめるような元号の定め方はどうも気に入らない、好ましくないという程度のもものではなかったんだらうかというふうに解釈するわけなんです。なお、一言申しますと、この司令部の解釈が、いまここで日本の国会が占領後すでに二十何年もたった今日、当時の司令部の係官がこう言つたから憲法違反だとかそういうようなことを持ち出すことは、はなはだ日本の独立国としての日本の權威にかかわることなんです、それは遠慮なしに、現在の時点においていまの法案が憲法違反であるかどうかというのを判断していただければ結構でございます。

(4・17)

昭和二十一年  
元号法案



めくれず

裏面白紙

○柴田(睦)委員

臨時法制調査会 について

○真田政府委員

臨時法制調査会、これは昭和二十一年に内閣に置かれた調査会でございます。その諮問としましては、ただいまおっしゃいましたように、「憲法の改正に伴ひ、制定又は改正を必要とする主要な法律について、その法案の要綱を示されたい。」という諮問がなされたわけであります。調査会で部会を設けて審議が行われたわけなんです。皇室典範につきましては第一部会というところで審議をいたしました。その結果、「改元の規定は、典範より除くこと」という要綱ができておるわけでございまして、そのときに元号法案の中身についてでございますか、元号法案そのものについて答申がないじゃないかとおっしゃいます。しかし、それはここにいわゆる主要な法案という中には入らないというふうに見えんかと思うのです。と言いますのは、議事の詳しいことは申し上げることは差し控えたいと思いますが、ある委員の方は、元号については皇室典範とは別な単行法律で規定するのが適當であろうという御意見を開陳なさっていらつしやる部分がございます。これは元号制度をなくせというふうなことは毛頭なく、皇室典範という新しい袋の中には皇室に関する事項を盛るのであつて、元号は皇室に關するものとは言えないから、別の法律で定めるのが適當であらうという御意見だろふと思うのです。決して元号制度はいまの新しい憲法の精神と矛盾抵触するという趣旨ではなかつたのだらうというふうな推測されるわけでございます。

(4, 17)

○柴田(睦)委員

私は、一言して、この審議について慎重かつ徹底した審議を要求してまいりましたが、私の要望は入れられておりませんし、保留期間の時間にも非常に制限されておりますので、ひとつ簡潔に答えていただきたいと思います。まず資料の問題ですが、臨時法制調査会連記

録、これは元号制の法的根拠が失われたことと憲法との関係を説明する上で極めて重要な参考資料の一つで、本法案の審議に欠くべからざるものであります。もう一つの一九四六年の元号法案が所念された際の一連の文書、これにはGHQとのやりとりのメモを含むわけですが、元号法案と憲法との関係を説明する上での重要な資料であつて、これも欠くことのできないものであります。これらの資料を提出するよう要求したことに對して、臨時法制調査会の第三回總會の連記録の二ページと六ページ、そのコピーしたものだけを持つてきてお茶を濁そうとする政府の態度は許せんかと思ふのです。

當時、法制局長官の故人江藤博士文書によりまして、七月十一日第一回總會、七月十二日から八月二十日、各部会は小委員会を設けて毎週二、三回の會議を開き、右小委員会案を基礎として要綱案を立案審議する、八月二十一日、二十二日、第二回總會、八月二十三日から九月の二十日、皇室典範案等のこと、第二回總會に中間報告をなすに至らざりし要綱案の立案審議を続行す、九月の二十二、二十三、二十四日、第三回總會、第一回總會以来會議回数に總會、部会、小委員会を通じて七十六回に達する、こういうふうに記録されていくわけです。皇室典範案要綱案を審議した總會、部会、小委員会の連記録をすべて出すように重ねて要求いたします。

また、一九四六年の元号法制定を断念した際の連記録の文書については、當時法制局長官の故佐藤達夫文書によれば、これが政府内部に現存していることは明らかであります。これらについては、何一つ提示してないわけでありまして、これらについても資料として提出するように重ねて要求いたしますが、いかがですか。

○真田政府委員 昭和二十一年に一度元号法案を提出すべく準備をして起草をし、そして原案院にかけたことがあります。そこで、それが司令部との関係で出せなくなつたといういきさつについては先にお話しいたしましたし、そのときの正式の

資料は、私の役所には現在ございません。で、佐藤さんの何か残されたメモの中にあるいはあるんじゃないかという気もいたしますが、その佐藤達夫さんの残されたいろいろなメモなり資料は、現在まだ整理がしてございませんで、しかも、それは私の役所にはございませんで、人事院總裁になられた後に人事院の方に持っていかれまして、それから佐藤さんが亡くなつてから国会図書館の方に移されたとして、国会図書館で目下残されたいろいろな資料の整理をやっているようでございます。したがしまして、私の方の手元にはございません。提出することはできません。

○柴田(睦)委員 国会図書館にあれば、それを整理して出すべきだというふうに考へるわけです。これは強く要求いたします。

(3)臨時法制調査会

めくれず

裏面白紙

○村田委員 元号名の決定に関する事務は政府のどの部局が担当するのですか。

○清水政府委員 ただいまの御質問は、元号名を決める役所としての事務はどこが所掌するかという御趣旨のように承りましたが、それは現在の総

理府設置法のもとにおきまして、大臣官房の審議室でその事務を所掌するというふうに考えております。

○村田委員 総理府設置法の第六条に「大臣官房の事務」というのがあって、「大臣官房においては、総理府の所管行政に関し、左の事務をつかさどる。」その十五号で「他の行政機関の所掌に属しない事務についてこれを調査し、企画し、及び立案すること。」という条文がある。それから総理府本府組織令の第五条に、いま清水審議室長のお答えになった審議室の所掌事務があつて、「審議室においては、次の事務（交通安全対策室、広報室、老人対策室及び同和対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。一 各行政機関の事務の連絡に関すること。二 他の行政機関の所掌に属しない事務のうち行政施策に関するものを調査し、企画し、及び立案すること。」この根拠規定だと考えていいのですか。

○清水政府委員 御指摘のとおりでございます。

(4、10)

内閣法制局

裏面白紙

270

めくれず

裏面白紙

○唐沢委員 私は、自由民主党を代表して、元号法案に対して賛成の討論を行いたいと思います。

元号は、千三百年以上の歴史を持ち、国民の日常生活において長年使用されて、広く国民の間に定着しております。政府の世論調査によっても、日常元号を用いている者が約九割に上り、将来にわたる元号の存続を望む者が八割近くにも達しておるのであります。

しかしながら、元号について、旧皇室典範及び登極令が廃止されて以来、法的根拠がなくなり、現在の昭和は、事実たる慣習として使用されている状態であり、

このような事実を踏まえるならば、元号は将来にわたり制度として存続させるための方策をとるべきことは当然であります。

元号を得策にわたって存続させるために、だれがどのような場合に改元を行うかを明確に定める必要があります。

その方法としては、国民を代表する国会の定める法律によつて行うのが最も民主的であることは言うまでもありません。

一世一元の元号は国民主権を定めた憲法に反するとの反対論もありますが、憲法は主権の存する国民の総意に基づくものとして象徴天皇制を定めており、年の表示方法の一つである元号を天皇の在位期間と関連させることは、むしろ象徴天皇制を定めた現憲法の規定に最もふさわしいものと確信するものであります。

また、一部には法制化は元号の使用の強制につながるということから、法制化に反対している向きもあるようですが、元号法案の国会審議における政府の答弁から見ても、そのようなおそれがないことは明らかであり、反対は根拠のないものと言わざるを得ません。

(4 20)

このような見地から、元号を制度として、明確にして、かつ、安定したものとするため、その根拠を法律で定めることは、まことに適切なものであると考えまして、本法案に賛成の意見を表明する次第であります。(拍手)

○吉田委員 私は、民権党を代表して、本元号法案に賛成の意見を申し上げます。(拍手)

いまわが国で使用されている元号は、われわれ日本人にとつて長く定着した年の呼称であり、今後も持続されるべき多くの理由と背景を持っております。したがって、本来もっと早い時期にこの元号問題は結論を出しておくべきものでありまして、戦後三十四年間、事実たる慣習として法的裏づけもせず、いたずらに時日の経過に任せてこられた歴代政府の態度は大いに反省されるべきであ

ると考えます。ともあれ、今後の国民生活に混乱を与えないために、明治、大正、昭和に続く元号の制定を法律によつて定めることは、国民の要請にこたえたものとして今日の意義を有するものと判断いたします。

同時に、いまわれわれに課せられている重要な課題の一つは、この法律によつて定められるであろう新元号が真に国民に同意と共感を得るためにどう工夫されなければならないかということであり、ましよう。その点では、新元号決定の過程が民主的に進められ、参加と公開の原理を取り入れ、かつ、時代にふさわしい近代的なものであることが必要であり、そのための思い切った創意工夫を取り入れられるべきであることと強く期待いたします。

また、元号の使用については、決して国民に強制しないという政府の気持ちはわかりますが、権利義務を伴う一定の文書についての年月日の記入は、統一性を持つことが国民生活にとつてすこぶる重要なことでありまして、この点の国民の理解と協力を求める努力を払われるべきであると考えます。

(4 20)

以上の所見を述べて、この法案に賛成するものであることを表明いたします。(拍手)

国民・民社

めくれず

裏面白紙

○新井委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました元号法案について賛成の討論を行います。(拍手)

賛成の理由を以下簡単に申し述べますと、第一に、元号は国民生活に定着しているということであり、

国民の年号に対する考え方はさまざまであり、賛成から反対、さらには西暦との併用から西暦一本化まで幅広い意見が出されています。しかし、元号に関する世論調査を見ると、積極的にせよ、消極的にせよ、八割近くの人々が元号の存続に賛成しております。もちろん、元号存続賛成の人たちは、現状の西暦との併用を当然と考えていることは、いまだ指摘するまでもありません。

すなわち、国民は長期にわたって物事を考えるときや国際社会に対応するときには西暦を用い、自分の年齢など身の回りのことを考えるときは元号を用いるというように、西暦と元号を自然のうちに調和させて、うまく使い分けているのが実情であると思っております。長い尺度としての西暦、さらには短い尺度としての元号を巧みに使い分けているのは、日本人の生活の知恵ともいえるべきものであらうと思えます。ゆえに国民の生活に定着している元号を存続させる必要があると考えます。

第二に、元号を法制化により存続を図ることが望ましいあり方と考えるからであります。

元号存続に賛成する人の中には、法制化までする必要はない、内閣告示でもよいのではないかと意見を述べています。政府も、三木内閣当時は内閣告示を主張していました。しかし、元号は、歴史的な背景と日本文化の長い伝統に根差した国民の感情や生活上の利便と密接に関連することから考え、元号問題に対する論議を国民にわかりやすい形でオープンに行える方法こそ最良の方法であると思っております。すなわち、国権の最高機関である国会で十分に審議し、法制化することが最も望ましいあり方であり、内閣告示方式ではかえって国民の意思も反映されず、政府の恣意的判断にゆだねられるおそれがあると考えるのであります。

一方、元号法制化に反対する人は、元号存続を望む声は多いが、法制化を望む声は少ない点を指摘しています。確かに、最近の一部マスコミの世論調査では、そのようなデータが示されています。しかし、元号存続のためには法制化と内閣告示しかない以上、法制化により存続を明確化、安定化させることが最も望ましい方法であると思えます。もしも何の手だてもしなかったら、新憲法の発布とともに法的根拠を失い、事実たる慣習として使用されてきた昭和の元号はなくなり、次の新しい元号を制定するルールもありません。大化以来続いてきた元号は完全に消滅してしまうのであります。このような事態は、元号存続を望む国民の世論に反するものであり、避けなければなりません。

旧憲法下における元号の制定権者は天皇でしたが、元号法案は国会で決め、それに基づき元号の選定を内閣にゆだねるわけですから、制定権者は

国会であり、国民が制定権者であると言っても過言ではありません。元号の呼称は同じであっても、戦前の元号とは決ま方も中身も全く異なるものであります。私どもは、現行の平和憲法を強く擁護するものであり、元号法制化が国民主権侵害、天皇制への回帰という意見には全く理解しがたいものであります。

以上の観点から、私どもは、元号法案に賛成するものであります。最後に一言つけ加えるならば、元号法案自体はきわめて単純な内容であり、元号の具体的決定の仕方、運用は政令で定めることとなっています。そこで政府に強く要望しておきたいことは、法律によって強制されるのではないかと国民の不安に對しては、あくまでも現在の状態、すなわち、元号を自然のうちに調和させている国民の日常の慣習を尊重し、強制することによっての混乱の事態はあくまでも避けるべきであります。

最後に、公明党の主張している改元の実施時期に関しては、国民の利便という観点に立って、翌年の一月一日から実施するよう強く要望し、私の元号法案に対する賛成の討論を終わります。(拍手)

(4. 20)

公明

めくられず

裏面白紙

○中川秀雄議員 私は、朝日山クラブを代表して、内閣提出の元号法制化のための元号法案に、主として次の三つの見解を表明し、賛成の討論を行います。(拍手)

第一に、元号は、長い伝統を有し、千三百年の間国民が共通に使うことによって、同一の社会文化に帰属している意識を持つのに大きな役割を果たしてきており、次代に継承されるべき文化的価値を有していると考えます。

第二に、元号は、国民の使用・存続の要請が八割を超えており、広く国民生活の中に定着していると考えられます。

第三に、そうした元号ではありますが、昭和以降も存続する場合、現状のままではその手続が不備であります。すなわち、現在、元号の法的根拠はなく、民法九十二条の事実たる慣習として使用されていますが、その次の元号制定、つまり改元の手続は事実たる慣習たり得ておらず、事実上、元号を存続させるための制度は、失われていると考えられるからであります。

これら三点から、元号存続のための制度を確立するため、いまこそ何らかの措置が講ぜられなければならないと思います。そしてこの場合、元号のような国民の日常生活にきわめて大きなかわりを持つ問題は、憲法の主権在民の原則からも立法府たる国会での十分な議論を尽くした上で定められることが望ましいとわれわれは考えます。

以上のような見地からいたしますれば、元号は法制化によって存続することが最も望ましい姿だと考えられるのであります。また、法案の内容となっており、まず皇位の継承のあった場合改元とのいわゆる一世一元も、旧来の制定元号とは異なる意味として、現行憲法の皇位継承の在位期間に合せて紀年方式の一つである元号を改めるもので、憲法は、主権の存する国民の総意に基づいて皇位継承を定めており、皇位の制定は全く起り得ないと考えられます。さらに、元号の使用は国民に一切強制しない内容になっておりますもの評価をしなければなりません。

しかし同時に、われわれはこれからの元号は、何よりも国民自身の元号、国民に愛され、親しまれる国民のための元号、つまり、かつての天皇元号でも、また単に内閣が定めるだけの内閣元号でもない、いわば国民元号として新たに出発をしなければならぬと考えております。

政府は、われわれの主張する国民元号という立場に十分留意していただきたいと存じます。このため、われわれは、この際政府に対する懇望の意味を込めた提議をしておきたいと存じます。

第一に、次期元号を選定するための具体的な準備に相当な時間的余裕が生まれるように、一定レベルまでは早期にとりかかると、また、次の次期以降の元号選定については一定の準備開始のルールをつくること、これによって最良の元号が選ばれ、可能性が出てきます。また、元号の選定が秘密主義にならないためにも、元号選定の経過並びに選定理由、趣旨を国民にわかりやすく公表すべきだと考えます。さらに、これからの元号は、新しく国民元号として出発することから、従来の

のように出典を中国の古典や史書に限らず、国民が日常使用している日本語で定めるべきであります。

第二に、新元号の使用開始は、国民生活の混乱を避けるという見地から考慮されねばなりません。このことから、われわれは、元号の制定は、平安朝以降の歴史とはほとんどその方式にしている改元改元的方式を改訂公布の時期の工夫等によって採用し、実質的にそうなるような方向へ検討すべきだと存じます。

第三に、文化の国際交流の観点からも元号の使用は国民に絶対的に強制してはいけません。公的機関への国民の元号使用に対して、政府は単に協力を求めると述べるだけでなく、西暦、元号の使用は自由意思であることの理解を求める、それだけの誠意を国民に示していかなければなりません。また、教科書に關しても法制化とは無関係に、これまでどおり西暦、元号併記の基本方針を守り、柔軟なる姿勢を維持していただきたいと存じます。そしてこれまで政府は、元号の法制化に対する国民の理解を得るための努力に必ずしも十分でなかったため、これからも不断に国民の理解を求める努力を行っていく必要があろうかと存じます。こうした点もあわせて国民元号に向ける政府の一致の努力を要請しておきたいと存じます。

以上、元号法制化へのわれわれの立場表明と政府への要請を述べまして、賛成の討論といたします。(拍手)

(420)

新自由クラブ



○岩盤委員 日本社会党を代表して、元号法案に反対の立場から討論を行います。

最初に私は、去る十八日、わが党の議員田委員長が、総理大臣であり、自民党の総裁である大平さんに対して行った申し入れを朗読させていただきます。

現在、衆議院内閣委員会において元号法案の審議がおこなわれていますが、この審議を通して元号問題について国民の関心がたかまっております。

最近の新聞社などの世論調査は、元号の法制化に賛成する人々は調査対象の二〇％前後に過ぎないことを明らかにしています。

これは、元号に賛成する人も「法制化してまでやる必要はない」ということを示すものであります。

しかも、政府がこの法律を「国民には強制しない」と強調しながら国会答弁では「公務員にそれを強制することを通して官公庁の窓口では事実上国民に強制すること」を言明しています。

もともと、一世一元の元号法案が天皇主権の復活をめざす一部勢力の要求に応えたものであり、これは憲法の国民主権に対する重大な制約とならねません。日本が国際化の方向に進まねばならないときに、これに逆行して世界中で日本だけしか通用しない不合理で不便な元号を押しつけることは国民のためになりません。

私も私どもの時代感覚だけで、未来に生きる子供や孫たちに法的拘束力をもって元号をおしつけることは許されません。また、それは歴史に禍根を残すものです。

以上の立場にたつて次の点を申入れ御回答を要求します。

一、元号が事実たる慣習であるとすれば、西暦も事実たる慣習であります。

ですからその使用を法律で強制することなく国民の自由な意志にまかせること。

二、国民に元号を強制するこの法案は撤回し、年号が必要と考える場合には内閣の判断で行うこと。

というものであります。

私は、このように整理を尽くした申し入れに対して、政府・自民党が誠意をもって対応しなかったことをはなはだ遺憾とし、政府に反省を求めざるを得ません。

率直に申し上げます。戦前派、戦中派と言われる人々は、その教育や社会生活を通して明治、大正、昭和という年号になじまされてきました。かくいう私もその一人であります。そしてその時代は、天皇陛下のために身を命を賭すことを強制され、聖戦の名のもとに侵略戦争に駆り出され、アジア侵略の先兵として戦わされた歴史でありました。一世一元の天皇の時代は、私どもにとつて暗黒の世代でありました。

戦後の平和憲法は、主権在民と平和主義、基本的人権の思想を特徴として制定されたことは申し上げるまでもありません。だからこそ行政官布告や旧皇室典範が違憲無効の存在となったのであります。いま元号法案が提案され、戦後遺詔と断定された行政官布告や旧皇室典範と同じ一世一元の元号が国民に押しつけられようとしています。

しかも、重視しなければならぬのは、これを推進してきた勢力が天皇主権を要求し、戦後民主主義を形骸化し、天皇を政治的に利用しようとする

し、そしてさらに防衛思想とか、軍国主義思想の普及強化を図ろうとしている勢力と共通であるということについてであります。私も私は、このような政治的背景と動機が元号法制化を促してきたことに對し、平和憲法の名において反対せざるを得ないことを主張したいわけであります。

天皇という一人の人間の死によって中断する紀年法が、国際化の時代にそぐわない、きわめて不便なものであることは言うまでもありませんが、改元が国民生活に及ぼす影響の大きさを考えるならば、それがいかに不合理なものであるかということとは明白であります。

このような不合理、不合理で、その上に大要不便な元号を、公務員にそれを強制することを通して、官公庁の窓口で事実上国民に強制することは、憲法の保障する思想、信条の自由という国民の基本的人権に背くものであることは明白であります。歴史を後戻りさせ、民主主義と平和に逆らう元号法案が国民の理解を得られていない事実を、マスコミを含めての世論調査を通して政府がいま改めてみずからに問うべきであります。

三原長官、いま私たちは、私たちの子供や孫たちの時代にまで法的拘束力を持つて元号を押しつける決定を下そうとしているのであります。このような政治的決断にかかわりを持つことに人間としての恐れを感じませんか。もしその責任を感じないとするれば、それは傲慢だと言われてもやむを得ないと強弁せざるを得ません。

私は、いま衆議院内閣委員会の審議が終わるに当たって、本法案に賛成なさる皆さんに対して、歴史と未来に對し、もつと謙虚であることを心から訴えつつ、元号法案に對する反対討論いたします。(拍手)

めくれず

裏面白紙

○議内委員長 柴田陸夫君。

○柴田(陸)委員 私は、日本共産党・革新共産を代表して、元号法案に対して断固反対するものがあります。

まず第一に、本法案は、憲法の主権在民の原則に逆行するものであり、断じて認められないこととあります。元号制が中国から移入された君主体制と不可分の政治制度であり、明治以降制度化された一世一元の元号制が天皇主権、天皇の統治権と不可分の政治制度であることは、本委員会審議において政府自身が認めたところとあります。戦後、主権在民の憲法のもとで元号制の法的根拠が失われ、元号制度がなくなつたのは当然です。元号法制定が現憲法の主権在民原則に逆行することとは、新皇室典範から元号制定の項が削除されたことや、一九四六年の元号法制定の企てが断念された経過などによつても明白であります。

第二に、この法案は、各種右翼勢力など法制化推進者たちが天皇元首化、憲法改憲への一里塚、解釈改憲と位置づけて策動してきたことに呼応するもので、戦時立法、教育勅語、軍人勸諭札、[君が代]国歌化、靖国神社問題などとともに対米従属下の軍国主義復活の路線に立った重大な政治・思想反動の一端をなすものであり、政府も明確にこれを否定できず、事実上認めているとおりであります。

第三に、各種世論調査の結果、多数の国民が法制化に反対し、法制化に賛成しているのがわずかに二〇%前後にすぎないことは、政府自身が認めたところとあります。それにもかかわらず、元号存続を希望する多数世論にこたえるのが政府の責任であるとか、その存続の方式については国民を代表する国会に決めてもらうのが最も民主的であるなどと称して法案をこり押しするというのは、国会と国民を愚弄するものであります。また、敗戦後、元号制度がなくなり、現在の元号が慣習的に使われているにすぎないことも政府みずから認めているところです。多くの国民が希望しているのは、慣習としての元号の存続であつて、元号制度の復活などではありません。存続の要望にこたえるのが政府の責任であるなどと言つて元号制度を復活させるのは、まさに白を黒と言いくるめるものであります。

第四に、政府は、法制化しても一般国民に強制しないなどと繰り返し、強弁し続けてきました。が、国民の不安と危機はなくなるところか、この不十分な審議だけでも国民の不信が高まり、国民の御協力をという名の事実上の強制が行われようとしていることはきわめて明らかであります。

元号問題については、わが党が繰り返し主張してきたように、慣習としての元号の存続を希望している多数の国民世論を素直に尊重して、現在の慣習的使用の延長として適切な措置を検討すべきであり、将来にわたつて法的に拘束すべきものではありません。いかなる紀年法を国民が用いるかは歴史と国民自身の選択にゆだねるべきものです。これこそ大多数の国民の願いにこたえ

る最も道理ある措置であります。にもかかわらず、提起された問題点を国民の前に十分解明せず、また徹底審議のためにわが党が行つた連合審査、公聴会や使用強制問題についての実態調査、さらに、必要とされる参考人意見聴取や資料提出など、道理ある提案を無視し、採決を強行することは、国会の民主的運営を踏みにじるものと言わなければなりません。

わが党は、広範な国民の反対世論に挑戦して、憲法の主権在民原則と逆行する元号法制化に断固反対し、多数を頼んで法案をこり押ししようとする政府・自民党と、公、民、新自、三党の反民主的姿勢に対し、その責任を明らかにして、私の討論を終わります。

(4 20)

共産





裏面白紙

276

277

